

## 1. 趣旨

- 国民スポーツ大会開催基準要項に基づき、実施競技を4大会ごとに見直す
- 開催地における諸準備に配慮し、開催の7年前までに選定を行う（第85回大会までは選定済み）

## 2. 対象大会

(今回選定分)

年	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)	R11(2029)	R12(2030)	R13(2031)	R14(2032)	R15(2033)	R16(2034)	R17(2035)
回数	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89
開催地※	佐賀	滋賀	青森	宮崎	長野	群馬	島根	奈良	山梨	鳥取	沖縄	三重
第3期	→											
第4期					→							
第5期		7年前	-----→									

※本大会開催地(決定・内定・開催申請書提出順序了解県)

## 3. 実施競技数の上限

- (1)正式競技 40競技(本大会37競技、冬季大会3競技)
- (2)公開競技 10競技

## 4. 選定経緯

- 令和6年11月～ 中央競技団体への書面調査、ワーキンググループによる中央競技団体へのヒアリングおよび評価基準に基づく評価→実施競技選定案を作成
- 令和8年3月、4月 国民スポーツ大会委員会、JSPO理事会において、実施競技選定案を審議  
 加えて、「今後の国民スポーツ大会の在り方を考える有識者会議」の提言を踏まえ、実現可能な改革を前倒しで実施する観点から、「改革先行大会」(次頁)の開催について審議

# 国民スポーツ大会(第86回～第89回大会)における改革先行大会

## 1. 趣旨

今回対象となる第86回大会から第89回大会は、いわゆる2巡目最後の4大会であり、2036年以降に予定される新たな国スポの在り方への移行を見据えた重要な期間である。

このため、有識者会議の提言及びタスクフォースにおける議論を踏まえ、新たな国スポの考え方や実施方法について、その実現可能性を見極め、将来の大会改革につなげる観点から、「改革先行大会」を開催する。

## 2. 基本方針

- 1) 有識者会議で示された大会の理念を踏まえ、祝祭性のある大会とする。
- 2) オリンピック等で活躍する競技や若い世代の興味・関心の高い競技を対象とする。
- 3) 競技数は2競技程度とする。
- 4) 正式競技として位置づけ、天皇杯、皇后杯得点の対象競技とする。
- 5) 大会開催県や派遣都道府県に新たな負担が生じないことを前提とする。
- 6) 開催地は、魅力ある大会の実現を図る観点から、改革先行導入にご協力いただけることを重視し選定する。

# 国民スポーツ大会(第86回～第89回大会) 実施競技

## 1. 正式競技:計42競技

[本大会] 計37競技

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ローイング、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、クレール射撃、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン

[冬季大会] 計3競技

スキー、スケート、アイスホッケー

[国スポ改革先行大会] 計2競技

フェンシング、ダンススポーツ ※選定理由(次頁)

## 2. 公開競技:計9競技

[本大会] 計9競技

綱引、少林寺拳法、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、バウンドテニス、エアロビック、スポーツチャンバラ、ペタンク・ブール

注)日本拳法からは、公開競技の実施希望があったが、公開競技実施基準を満たしていないことから、選定外とした。

[冬季大会] 該当競技なし

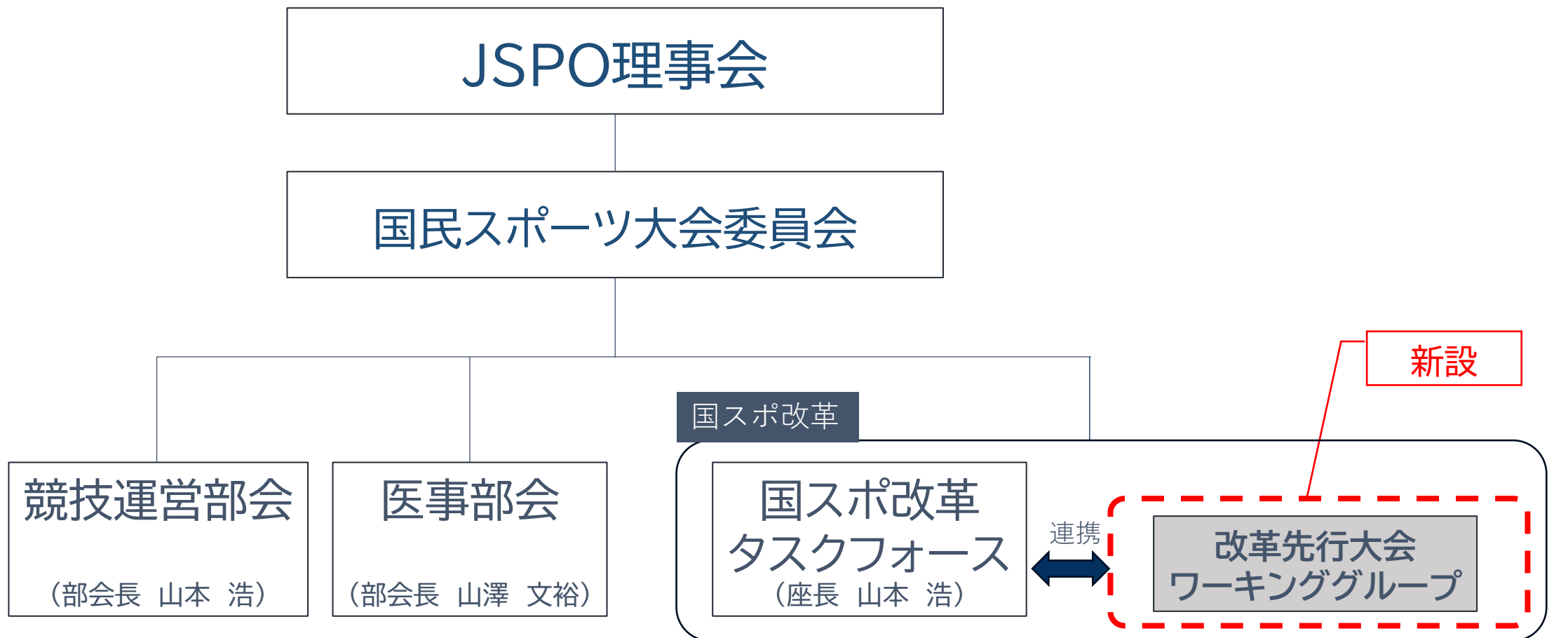
# 改革先行大会 実施競技の選定理由

## ①フェンシング

- 国際競技力が高く、オリンピックをはじめとする国際競技大会での実績を有する競技であるとともに、スピード感や駆け引きによる競技特性を備えているため。
- 照明や演出との親和性が高く、競技そのものが持つ緊張感や非日常性により、大会の魅力や発信力を高めることが期待できるため。
- 近年の国際競技大会における活躍を背景に競技への興味・関心が高まっており、大会の開催を通じて、一層の普及促進につながることを期待できるため。

## ②ダンススポーツ

- 若年層への訴求力が高く、音楽や身体表現を通じて観る人を巻き込みやすい特性を有しているため。
- 会場に一体感や高揚感を生み出すことができ、国スポに祝祭性をもたらす競技であるとともに、アーバンスポーツとしての発展性を有し、国際的にも注目が高まっているため。
- 特別な施設や設備を必要とせず、誰もが取り組みやすい特性を有することから、大会の開催を通じて、若年層をはじめとする幅広い世代への参加機会の拡大や普及促進につながることを期待できるため。



<WG設置期間>  
令和8年6月2日(火)(令和8年度第1回国スポ委員会)から令和11年\*まで  
\*令和14年大会の開催決定まで

## 目的(何のための会議か)

### － 祝祭性があり、魅力ある持続可能な大会を実現するため －

- 関係者間の認識統一(大会コンセプトの共有)
- 開催地、開催時期等の基本事項の検討・取りまとめ
- 競技会形式の具体化にむけた検討
- 演出・体験設計(ショーアップ)等の具体化に向けた検討
- スポーツホスピタリティ、文化との融合の実現に向けた検討
- 準備状況の共有・課題整理

## 構成員

No.	区分	所属	役職	氏名
1	統括団体、主催者/ 民間団体	日本スポーツ協会 国スポサポートセンター	常務理事 理事長	岩田 史昭
2	競技団体	日本フェンシング協会		(調整中)
3		日本ダンススポーツ連盟		(調整中)
4	国スポ改革タスクフォース	都道府県関係者		(調整中)
5	スポーツホスピタリティ	スポーツホスピタリティ推進協議会 旅行代理店		(調整中)
6	イベント制作業界 (演出・体験価値創出の専門業界)	広告代理店、コンサルタント企業等		(調整中)
7	開催県(開催県決定後追加)	都道府県関係者		

### <オブザーバー>

- ・山本 浩(国スポ委員会委員長/国スポ改革タスクフォース座長)
- ・森岡 裕策(日本スポーツ協会専務理事)
- ・調整中 (競技団体関係者)

# 改革先行大会 検討スケジュール(案)



年度	第86回大会まで	本大会開催県	内容 ※第86回大会に向けた内容
令和8年度	(6年前)	青森県	競技会形式の決定
令和9年度	(5年前)	宮崎県	開催地決定(内定) ※
令和10年度	(4年前)	長野県	開催地との調整 ※
令和11年度	(3年前)	群馬県	競技会会期決定(決定) ※
令和12年度	(2年前)	島根県	開催準備 ※
令和13年度	(1年前)	奈良県	開催準備 ※
令和14年度		山梨県	第86回大会開催
令和15年度		鳥取県	第87回大会開催
令和16年度		沖縄県	第88回大会開催
令和17年度		三重県	第89回大会開催

↑  
 <設置期間>  
 改革先行大会ワーキンググループ  
 検討期間  
 ↓

各NFと開催地にて開催準備

↑  
 改革先行大会の開催(4年間)  
 ↓



国スポ改革後の新たな大会

## 開催基準要項関係規程 改定要旨

## 1. 第5期実施競技選定関係

## 【対象規程】

- ・国民スポーツ大会開催基準要項
- ・国民スポーツ大会における実施競技について
- ・国民スポーツ大会実施競技の分類
- ・国民スポーツ大会における実施競技区分の概念図
- ・国民スポーツ大会開催基準要項細則

## 【改定内容】

- ①第5期実施競技選定の結果を反映。
- ②改革先行大会に関する附則を開催基準要項に追記。

※併せて各規程における文言を修正。

## 2. 参加資格関係

## 【対象規程】

- ・国民スポーツ大会開催基準要項細則（第3項）

## 【改定内容(条件の明文化)】

- ・外国籍選手の国籍、在留資格は「参加申込時点」で条件を満たしているかを判断し、大会終了時まで継続して条件を満たすことを追記。

## 3. 式典関係

## 【対象規程】

- ・国民スポーツ大会開催基準要項（第20項）

## 【改定内容(実態に即した修正)】

- ・本大会の総合開・閉会式会場について「開催県実行委員会が選定した競技会場地で行う」から「開催県実行委員会が選定した会場地で行う」に改定。

## 4. 実施競技及び参加人員

## 【対象規程】

- ・国民スポーツ大会実施競技及び参加人員(10競技)

## 【改定内容(記載方法の変更等)】

- ・種別の隔年実施や年により参加県数が変わる競技があるため、大会ごとに都度改定していた参加人員数を、( )の数字及び備考の中で示すよう改定。
- ・ライフル射撃の種目名を改定。

## 5. カヌー競技 競技会役員編成

## 【対象規程】

- ・国民スポーツ大会各競技会における競技役員の役職名及び人数(32カヌー)

## 【改定内容(実態に即した改定)】

- ・カヌー競技の競技会役員編成基準において、役職及び人数を精査し、改定。

# 国民スポーツ大会開催基準要項(案)

## 1 総 則

国民スポーツ大会(以下「大会」という。)を開催し、運営するためにこの基準要項(以下「本要項」という。)を定める。

## 2 目 的

大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするものである。

## 3 性 格

大会は、国民の各層を対象とする体育・スポーツの祭典である。

## 4 名 称

(1) 大会の正式名称は次のとおりとする。

1) 国民スポーツ大会冬季大会(以下「冬季大会」という。)

2) 国民スポーツ大会(以下「本大会」という。)

(2) 「回数」及び「競技名」を表示する場合は次のとおりとする。

1) 冬季大会

第〇回国民スポーツ大会冬季大会〇〇競技会

2) 本大会

第〇回国民スポーツ大会〇〇競技会

(3) 略称、英語表記は次のとおりとする。

1) 略称は、「国スポ」(こくすぽ)とする。

2) 英語表記は、「JAPAN GAMES」とする。

(4) 大会に関する製作物等には、原則として正式名称を表示しなければならない。

## 5 回 数

大会は、昭和21年に開催された大会をもって第1回とし、これより起算し、原則として暦年を基準に回数を順次付するものとする。

## 6 主 催

大会の主催者は、公益財団法人日本スポーツ協会(以下「日本スポーツ協会」という。)、文部科学省及び開催地都道府県(以下「開催県」という。)とし、各競技会については日本スポーツ協会加盟競技団体等(以下「競技団体」という。)及び会場地市町村を含めたものとする。

## 7 開催の基本方針

(1) 大会の開催方法

1) 大会は、毎年開催し、都道府県持ち回りとする。

2) 大会は、冬季大会、本大会に分け、この順に開催する。

3) 本大会は、同一都道府県内で開催することを原則とするが、複数の都道府県が一致

して開催を希望した場合は、国民スポーツ大会開催基準要項細則(以下「細則」という。)第1項の要領により開催することができる。

(2) 大会の開催時期及び期間並びに会期

1) 大会の開催時期は、次のとおりとする。ただし、開催地の気象その他の事情により変更することができる。

① 冬季大会:12月～2月末日

② 本大会:9月中旬～10月中旬

[注]公開競技については、当該大会開催年度4月1日以降、本大会会期内まで

2) 大会の開催期間は次のとおりとし、特別な事情がない限り、延長することはできない。

① 冬季大会:5日間以内

② 本大会:11日間以内

3) 大会の会期は、本要項第16項に規定する場合を除き、開催3年前に日本スポーツ協会が開催県と協議して決定する。

4) 競技会の会期は、本要項第16項に規定する場合を除き、開催3年前の12月31日までに、日本スポーツ協会が中央競技団体及び開催県と協議して決定する。

5) 開催県内では、大会の開催期間中及びその1週間前に他の競技的催し物等を実施することはできない。

(3) 大会の実施競技及び参加人員

1) 大会の実施競技の区分は、正式競技、公開競技、デモンストレーションスポーツ、特別競技とし、正式競技は都道府県対抗で実施する。

2) 大会の実施競技及び参加人員等は、本要項第10項に基づき、開催県の諸条件も考慮の上、主催者間の協議で開催県内定時に決定する。

(4) 大会の会場地及び競技施設

1) 開催県内の市町村会場地の決定にあつては、同一競技は同一市町村内で開催することを原則とし、会場地市町村等の都合により分散する場合でも近接の市町村で開催するものとする。

2) 大会の諸施設(公開競技を除く)は、別に細則第2項で定める施設基準による。

3) 開催県の立地条件及びスポーツ推進の状況等から実施困難な競技がある場合、当該競技を近県又はブロック内の既存の施設を活用して実施することができる。その際、開催県は、開催申請書提出以前に日本スポーツ協会及び文部科学省と協議しなければならない。

(5) 大会の文化プログラム

大会の主催者及び特定非営利活動法人日本スポーツ芸術協会は、別に定める「文化プログラム実施基準」に基づき文化プログラムを実施する。なお、必要に応じ個別プログラムの主催者に会場地市町村を含めることができる。

(6) 観戦者サービス(スポーツホスピタリティ)

大会の開催にあたっては、大会の価値・魅力の中核をなす選手のパフォーマンスを踏まえた「みる」スポーツの充実及び開催県ならではの文化や特色を発信するため、観戦者への多様な観戦支援や地域資源を活用したスポーツホスピタリティの提供に配慮する。

## 8 大会参加者

大会の参加者は、次のとおりとする。

(1) 都道府県選手団

本部役員、正式競技及び特別競技の監督及び選手(以下「参加選手団」という。)で構成する。この参加選手団は、都道府県を代表する者で、別に細則第3項で定める参加資格を有しなければならない。参加選手団は、大会の式典(総合開閉会式、各競技会の開始式並びに表彰式)及び競技中においては、別に定める「国民スポーツ大会ユニフォーム規程」に基づくユニフォームを着用するものとする。

(2) 公開競技に参加する選手・監督及び役員

(3) 役員

大会役員、競技会役員及び競技団体が指定した競技役員

## 9 アンチ・ドーピング活動の実施

大会におけるアンチ・ドーピング活動(ドーピング検査及びアンチ・ドーピング教育・情報提供・啓発活動)は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構(以下「JADA」という。)が定める「日本アンチ・ドーピング規程」及び別に定める「国民スポーツ大会アンチ・ドーピング活動に関するガイドライン」に基づき実施する。

## 10 大会の実施競技及び種別並びに参加人員

(1) 実施競技は、別に定める「国民スポーツ大会における実施競技について」に基づき選定された競技を対象とし、4年毎に見直すものとする。

(2) 高等学校野球競技を特別競技として実施し、公益財団法人日本高等学校野球連盟が主管する。

(3) 大会で実施する競技、並びに正式競技及び特別競技の参加人員は、別に細則第4項で定める。

(4) 正式競技の実施種別は、原則として成年男子・成年女子・少年男子・少年女子とし、参加資格及び年齢基準については別に細則第3項で定める。

(5) 開催県は、「公開競技」及び「デモンストレーションスポーツ」として、それぞれ「公開競技実施基準」及び「デモンストレーションスポーツ実施基準」により実施することができる。

## 11 表 彰

(1) 総合表彰

1) 冬季大会及び本大会で実施した全正式競技の男女総合成績第1位の都道府県に天皇杯を、女子総合成績第1位の都道府県に皇后杯を授与する。

2) 男女総合成績及び女子総合成績第1位から第8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。

3) 総合成績決定方法は、別に細則第5項第1号で定める。

(2) 競技別表彰

1) 正式競技ごとに、男女総合成績第1位の都道府県に、大会会長トロフィーを授与する。

2) 男女総合成績及び女子総合成績第1位から第8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。

3) 各種別及び種目の第1位から第8位までに、賞状を授与する。

4) 総合成績決定方法は、別に細則第5項第2号で定める。

(3) 天皇杯及び皇后杯並びに大会会長トロフィーについては、「国民スポーツ大会天皇

杯・皇后杯授与規程」及び「国民スポーツ大会会長トロフィー授与規程」により授与する。

- (4) 大会の充実・発展並びにスポーツの普及・向上に努め、その実績が顕著な都道府県又は個人に対しては、特別に表彰することができる。

## 12 大会開催の地域区分と順序

- (1) 大会開催の地域区分は東、中及び西地区とし、輪番に開催する。  
 (2) 東、中及び西の地域並びにブロックの区分は次表のとおりとする。

地区	ブロック	都道府県名
東	北海道	北海道
	東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
	関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨
中	北信越	新潟、長野、富山、石川、福井
	東海	静岡、愛知、三重、岐阜
	近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
西	中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
	四国	香川、徳島、愛媛、高知
	九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

- (3) この地域区分は、冬季大会には適用しない。

## 13 大会開催の要望

- (1) 大会の開催を希望する都道府県は、都道府県スポーツ協会（以下「都道府県 **体スポ**協」という。）会長、都道府県知事及び教育委員会教育長が連署の上、日本スポーツ協会会長及び文部科学大臣宛に開催要望書を提出するものとする。  
 (2) 開催要望書の提出は、原則として大会開催年の6年前の年までとする。  
 (3) 開催要望書の様式及び添付書類は、別に細則第6項で定める。  
 (4) 日本スポーツ協会は、要望に基づいて調査審議の上、文部科学省と協議し、当該都道府県を開催申請書提出順序了解県として決定する。

## 14 大会開催の申請

- (1) 開催申請書提出順序了解県は、都道府県 **体スポ**協会会長、都道府県知事及び教育委員会教育長が連署の上、日本スポーツ協会会長及び文部科学大臣宛に開催申請書を提出するものとする。  
 (2) 開催申請書の提出は、原則として大会開催年の5年前の年の6月1日から6月30日までとする。  
 (3) 開催申請書の様式及び添付書類は、別に細則第7項で定める。  
 (4) 原則として、開催申請書の提出に先立ち、正式競技及び特別競技に係る中央競技団体による会場地市町村の視察を行うものとする。

## 15 大会開催地の内定及び決定

- (1) 日本スポーツ協会は、前項の申請に基づいて調査審議の上、文部科学省と協議し、原則として大会開催年の5年前の年の9月末日までに大会開催地を内定する。  
 (2) 日本スポーツ協会は、開催地の決定に先立ち、大会の会場地及び競技施設の準備状況等を調査審議の上、文部科学省と協議し、原則として大会開催年の3年前の年の9月末日までに大会開催地を決定する。

## 16 大会開催の可否決定及び延期又は中止の対応

- (1) 国内において、大会開催時までには又は会期中に災害その他の事由が発生した場合は、日本スポーツ協会が審議の上、文部科学省及び当該大会開催県と協議し、日本スポーツ協会が予定された会期における開催の可否を決定する。  
この場合、予定された会期において実施不可能な競技が3分の2程度に達した時は、予定された会期での開催を中止するものとする。
- (2) (1)において、「災害その他の事由」とは、次に掲げるものをいう。
  - 1) 自然災害(暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象による被害)
  - 2) 人為災害(火災や大気汚染など都市災害、交通事故、管理災害、環境災害)
  - 3) 特殊災害(テロ、化学物資の漏洩など自然現象以外が要因で発生する災害)
  - 4) その他これに類する事象(感染症の蔓延や拡大防止を事由とするものを含む)
- (3) (1)に掲げる場合において、次に掲げるいずれかの状況が生じているときには、(4)に示すところに従い、大会の開催を延期することができるものとする。
  - 1) 全国的に社会経済活動に極めて重大な支障が生じている状況
  - 2) 全国的に一定期間を超えてスポーツ活動や大規模イベント開催が著しく制限される状況
  - 3) 実施競技の3分の2以上で全国的に予選会(本要項第18項に定める都道府県大会及びブロック大会をいう。)の開催が困難な状況
- (4) (3)に従い大会の開催を延期する場合においては、次に示す手続に従うものとする。
  - 1) 当該大会開催県が延期を希望する場合は、(1)に示す開催中止の決定から1カ月以内を期限として、日本スポーツ協会に開催の延期を申請する。期限内に申請が行われない場合は、当該大会は中止するものとする。
  - 2) 日本スポーツ協会は、前号の申請を受けた場合、文部科学省と協議し、当該大会開催の延期の可否を決定する。
  - 3) 前号により延期が認められる場合、当該大会の開催年及び開催時期は、原則として次の通りとする。
    - ① 冬季大会:開催地が決定、内定又は開催申請書提出順序了解していないいずれかの年
    - ② 本大会:開催地が決定している年又は6)によりこれに準ずる年のうち、最も開催年が遅い年の翌年
  - 4) 前号により開催する大会回数は、前年に開催の大会に順次付するものとし、実施競技、実施種目及び参加都道府県数については、原則として当初予定していた大会の通りとする。
  - 5) 3)により延期された大会の開催年以降に、開催地が内定し又は開催申請書提出順序了解されていた各大会については、開催年をそれぞれ1年延期するものとする。ただし、冬季大会の開催年についてはこの限りではない。
  - 6) 開催地が内定していた各大会については、前号により開催年を延期するのは1回限りとし、当該延期後の開催年は、3)②において、開催地が決定している年に準ずる年として扱うものとする。
  - 7) 3)による延期開催については、当該大会につき1回限りとする。
- (5) 延期開催又は中止した大会に関する成績の取扱い及び参加資格の対応については、別に細則第8項で定める。

- (6) 当該大会を予定された会期での開催中止決定後、公開競技及びデモンストレーションスポーツの開催については、原則として正式競技と同様の取り扱いとする。
- (7) 大会の文化プログラムについては、当該大会を予定された会期での開催中止決定後に当該大会名を冠して開催することはできない。

## 17 大会の標章

- (1) 大会の標章は、次のとおりとする。
  - 1) JAPAN GAMES マーク(図形)
  - 2) JAPAN GAMES ログタイプ(図形)
  - 3) 前項 1) 及び 2) からなるブランドロゴ(図形)

JAPAN GAMES マーク	JAPAN GAMES ログタイプ	JAPAN GAMES ブランドロゴ	
	<b>JAPAN GAMES</b>		

- 4) 「国民スポーツ大会」、「国スポ」、「JAPAN GAMES」、及びこれらの表示を平仮名、片仮名又はローマ字の文字に変更するものであって同一の称呼及び観念を生ずるもの
  - 5) 「国民スポーツ大会」、「国スポ」、「JAPAN GAMES」を含む結合語又は造語(愛称等)
  - 6) 競技別シルエット
  - 7) 大会に関するマスコット(キャラクター)
- (2) 日本スポーツ協会及び開催県実行委員会は、「国民スポーツ大会」、「国スポ」、「JAPAN GAMES」を含む結合語又は造語(愛称等)を制定することができる。
  - (3) 日本スポーツ協会及び開催県実行委員会は、大会に関係するマスコットを制定することができる。
  - (4) 大会の標章の使用に関しては、「公益財団法人日本スポーツ協会国民スポーツ大会関係標章の使用に関する規程」によるものとする。ただし、開催県実行委員会が定めるマスコットについては、除くものとする。
  - (5) 大会に関する製作物等には、原則として JAPAN GAMES ブランドロゴまたは JAPAN GAMES マークを表示しなければならない。なお、表示方法等については、「JAPAN GAMESブランドアセットガイドライン」及び「国民スポーツ大会関係標章使用のガイドライン」によるものとする。

## 18 都道府県大会及びブロック大会

- (1) 正式競技については、大会の予選会として次のとおり都道府県大会を開催するものとする。
  - 1) 都道府県体スポ協等は、都道府県において大会の予選会を兼ねた都道府県大会を開催する。
  - 2) 都道府県大会は、会場地市町村等の共催又は後援の下に開催する。
  - 3) 都道府県体スポ協等は、市町村の体育・スポーツ協会が当該市町村大会を開催で

きるよう援助する。

- (2) 参加者は、実施要項に基づき都道府県主催団体に申込み。大会の予選会としてブロック大会を開催する必要のある競技がある場合は、原則として本要項第12項のブロック区分によるブロック大会を次のとおり開催するものとする。
  - 1) ブロック大会は、各ブロック内の関係都道府県 **体スポ** 協等の共催のもと、ブロック大会開催地市町村等の共催又は後援を得て開催する。
  - 2) 競技の運営は、開催都道府県 **体スポ** 協等の協議によってブロック大会開催県の各競技団体が当たる。
  - 3) 競技運営に差し支えない限り、開催県選手は当該競技のブロック大会を経ることなく大会に参加することができる。
- (3) 災害その他の事由により、(1)又は(2)に定める大会の予選会が予定された日程で開催できない場合、代替日程で開催するものとし、大会開催時までには代替日程での予選会開催が困難である場合は、代替手段により大会出場者を選出するものとする。ただし、代替手段によって公平公正な選手選考が困難である場合は、その旨及びその理由について、日本スポーツ協会に対し、速やかに届け出るものとする。

## 19 大会参加章

- (1) 開催県は、大会参加章(以下「参加章」という。)を作製し、本要項第8項(1)、(3)に定める参加者に対し、配付することができる。
- (2) 開催県は、参加章以外に同一意匠で規格を異にする記念章を公開競技及びデモンストラーションスポーツの参加者、並びに大会補助員、協力者のために作製し、配付することができる。
- (3) 開催県は、ブロック大会及び都道府県大会においては、大会参加章と同一意匠で規格を異にする参加章を作製し、配付することができる。

## 20 大会の式典

### 【本大会】

- (1) 大会の式典を行う場合は、冬季大会を含め回数を同じくする大会の総合開・閉会式として、開催県実行委員会が選定した **競技会場地** で行う。ただし、本大会を複数の都道府県において開催する場合は、別に協議する。
- (2) 式典の所要時間は、原則として 60 分以内とする。
- (3) 式典は、できるだけ簡素なものとして、次の項目を必ず式典中に取り入れるものとする。ただし、その他の項目については、開催県実行委員会において開催地の特色、特性等を踏まえて企画の上、日本スポーツ協会と協議して定める。

総合開会式	開会宣言
	国旗掲揚
	大会旗・日本スポーツ協会旗・実施競技団体旗掲揚
	開催県旗・式典会場地旗掲揚
	天皇杯・皇后杯返還
	大会会長あいさつ
	文部科学大臣あいさつ
	天皇陛下お言葉
	選手代表宣誓

総合閉会式 成績発表  
表彰状授与  
天皇杯・皇后杯授与  
大会会長あいさつ  
スポーツ庁長官あいさつ  
開催県旗・式典会場地旗降納  
大会旗・日本スポーツ協会旗・実施競技団体旗降納  
国旗降納  
国スポ旗引継  
次期開催県旗掲揚  
閉会宣言

- (4) 総合開・閉会式時に集団演技を実施することができる。  
(5) 競技会終了後の表彰式は細則第9項により実施することができる。

#### 【冬季大会】

冬季大会の各競技会においては、開始式並びに表彰式を実施することができる。ただし、実施する場合はできるだけ簡素なものとし、内容については、開催県実行委員会において企画の上、日本スポーツ協会と協議して定める。

### 21 国スポ旗引継ぎ及び保管

- (1) 国スポ旗は、総合閉会式時に本大会開催県代表者から次回本大会開催県代表者に引き継がれる。  
(2) 前号の方法は、大会ごとの事情に応じて行う。  
(3) 本大会の開催期間を除き、国スポ旗の保管は、日本スポーツ協会が行う。

### 22 大会旗及び炬火リレー

(削除)

### 23 大会役員

- (1) 大会役員は、概ね次のとおりとする。

名誉会長	文部科学大臣
会長	日本スポーツ協会会長
副会長	日本スポーツ協会副会長・専務理事、スポーツ庁長官、開催県知事、開催県スポーツ協会会長
顧問	日本スポーツ協会顧問・理事・監事・評議員、全国を統轄する各競技団体会長、都道府県 <del>体スポ</del> 協会会長、文部科学副大臣、文部科学大臣政務官、文部科学事務次官、文部科学審議官、文部科学省大臣官房長、スポーツ庁次長、開催県選出衆・参両院議員、開催県議会議長・教育長・公安委員長・市長会会長・町村長会会長・市議長会会長・町村議長会会長、開催県スポーツ推進審議会会長
参与	スポーツ庁審議官・スポーツ総括官・政策課長・健康スポーツ課長・参事官(地域振興担当)、開催県議会議員・副知事・教育委員・開催県会計管理者・各部部长・警察本部長、開催県実行委員会常任委員、開催県スポーツ協会副会長・顧問・参与
委員長	日本スポーツ協会国民スポーツ大会委員会委員長

副委員長	日本スポーツ協会事務局長、スポーツ庁競技スポーツ課長、開催県実行委員会事務局長
総務委員	日本スポーツ協会国民スポーツ大会委員会委員・担当事務局次長・担当部長・担当課長、開催県実行委員会事務局次長、開催県スポーツ協会理事長又はこれに準ずる者、開催県体育・スポーツ主管課長
委員	日本スポーツ協会国スポ競技運営部会委員・事務局担当者、スポーツ庁担当官、開催県スポーツ協会常務理事、JADA 事務局長又はこれに準ずる者、開催県実行委員会事務局の課長以上

(2) 競技会役員は、概ね次のとおりとする。ただし、公開競技においては、当該中央競技団体が開催関係機関・団体と協議の上、決定する。

名誉会長	会場地市町村長
会長	全国を統轄する競技団体会長
副会長	全国を統轄する競技団体副会長、会場地市町村体育・スポーツ協会会長、開催県競技団体会長、会場地市町村実行委員会事務局長
顧問	全国を統轄する競技団体顧問、都道府県競技団体会長、会場地市町村議会議長・教育長
参与	会場地市町村議会議員・教育委員・副市町村長・会計管理者・関係部長、会場地市町村体育・スポーツ協会顧問・副会長、会場地市町村実行委員会常任委員、開催県競技団体副会長・顧問・参与、会場地競技団体顧問・参与、全国を統轄する競技団体役員の中で特に必要と認められた者
委員長	全国を統轄する競技団体理事長又はこれに準ずる者
副委員長	会場地市町村実行委員会事務局次長、会場地市町村競技団体会長、開催県競技団体理事長又はこれに準ずる者
委員	全国を統轄する競技団体理事、開催県競技団体理事、会場地市町村競技団体副会長、会場地市町村実行委員会事務局各部長・各副部長、会場地市町村体育・スポーツ協会常務理事、JADA 事務局担当者又はこれに準ずる者

(3) 大会役員及び競技会役員は大会会長が委嘱する。ただし、公開競技における競技会役員は除く。

## 24 総務委員会

- (1) 総務委員会は、大会開催中、大会運営上重要な事項を処理する必要のあるとき、大会委員長が召集し、開催する。
- (2) 総務委員会は、大会委員長、副委員長及び大会委員長が予め指名する総務委員をもって構成する。

## 25 開催県実行委員会及び会場地市町村実行委員会

- (1) 開催県及び会場地市町村は、大会運営のためにそれぞれ実行委員会を設置する。ただし、公開競技に係る実行委員会については、当該中央競技団体が開催関係機関・団体と協議の上、必要に応じて設置する。
- (2) 実行委員会の規程には、次の内容を明記する。
  - ①名称
  - ②目的
  - ③組織
  - ④役員
  - ⑤管掌内容
  - ⑥経理方法
  - ⑦その他必要な事項
- (3) 実行委員会には、事務局を設ける。

(4) 開催県実行委員会は、下記の事項については日本スポーツ協会と協議し、承認を得なければならない。

①競技施設の計画 ②大会役員及び競技会役員編成基準 ③中央競技役員数及び所要経費基準 ④ポスター図案 ⑤「国民スポーツ大会」、「国スポ」、「JAPAN GAMES」を含む結合語又は造語 ⑥報道に関する事項 ⑦記録映画等製作に関する事項 ⑧宿泊及び交通要項 ⑨JSPO が定める「医療・救護ガイドライン」に基づく医療要項 ⑩集団演技の内容 ⑪その他必要な事項

(5) 開催県実行委員会は、下記の事項については日本スポーツ協会と調整の上、報告をしなければならない。

①大会開催に関する予算及び決算 ②皇族に関する事項  
③実行委員会の規程及び委員 ④大会に関するマスコット ⑤招待者の範囲  
⑥表彰に関する事項 ⑦大会の諸会議日程 ⑧その他必要な事項

## 26 各競技の実施要項

(1) 大会で実施する正式競技、公開競技及び特別競技の実施要項は、それぞれ全国を統轄する競技団体が立案し、日本スポーツ協会に提出する。提出された実施要項は、冬季大会は大会開催月の6カ月前、本大会は大会開催年の前年の12月31日までに日本スポーツ協会において決定し、開催県実行委員会が作成する。

(2) 実施要項に記載する内容は別に細則第10項で定める。

(3) 実施要項の作成にあたっては、持続可能性に配慮した環境負荷の軽減に努めるものとし、電子媒体のみで作成することができる。

## 27 参加申込み

(4) 都道府県体スポ協等会長及び各都道府県競技団体会長は、連署の上、都道府県大会等において選抜された者を大会会長宛に申込みものとする。

(5) 参加申込みは、定められた締切日までに所定の様式、方法により日本スポーツ協会宛に行う。

(6) 参加申込み締切日は、日本スポーツ協会が実施競技団体及び開催県と協議して決定する。

(7) 参加申込み様式は、日本スポーツ協会が実施競技団体と協議して作成する。

(8) 公開競技については、別途当該中央競技団体が定める所定の手続きにより行う。

(9) 参加申込み締切後の選手の交代は、特別な事情がない限り認めない。特別な事情で選手を交代する場合は、所定の様式、方法により各大会の実施要項総則で定めるところへ届け出なければならない。

(10) 参加申込み締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、各大会の実施要項総則で定める所定の棄権手続きをとらなければならない。

## 28 大会参加負担金

(1) 大会に参加選手団を派遣する都道府県体スポ協は、負担金を納入するものとする。

(2) 負担金の額は、日本スポーツ協会が定める。

(3) 負担金は、定められた締切日までに日本スポーツ協会に納入する。

(4) 負担金の充当先等については、日本スポーツ協会が定める。

(5) 公開競技については、当該中央競技団体が参加者から徴収することができる。

## 29 招待状

- (1) 招待状は、主催者が発行する。
- (2) 主催者以外のものは、いかなる名義をもって、招待状又はこれに類するものを発行することはできない。
- (3) 招待状持参者は、招待状記載の内容に基づき会場に入場することができる。

## 30 プログラム

- (1) プログラムは、総合プログラム及び競技別プログラムとする。
- (2) プログラムに記載する内容は、別に細則第11項で定める。
- (3) プログラムは紙媒体、電子媒体、又はその両方で作成することができる。
- (4) プログラムは有料で頒布することができる。ただし、次に該当する者は無料とし、紙媒体のみで作成した場合は、記載の部数を上限に配付する。

### 1) 総合プログラム

- |        |          |
|--------|----------|
| ①大会役員  | 各 1 部    |
| ②参加選手団 | 各 5 部    |
| ③競技団体  | 各 2 部    |
| ④報道関係者 | 1 社各 1 部 |

### 2) 競技別プログラム

- |             |          |
|-------------|----------|
| ①競技団体       | 各 5 部    |
| ②競技会役員・競技役員 | 各 1 部    |
| ③参加選手団      | 各 2 部    |
| ④競技別監督      | 各 1 部    |
| ⑤参加選手全員     | 各 1 部    |
| ⑥報道関係者      | 1 社各 1 部 |

- (5) プログラムの作成にあたっては、持続可能性に配慮した環境負荷の軽減に努めるものとする。

## 31 参加選手団本部役員編成

- (1) 参加選手団本部役員の編成は、次の基準による。

### 1) 本大会

- ① 参加選手 500 名以上の場合は、団長、総監督及び総務ほか、計 20 名以内とする。
- ② 参加選手 300 名以上 500 名未満の場合は、団長、総監督及び総務ほか、計 15 名以内とする。
- ③ 参加選手 300 名未満の場合は、団長、総監督及び総務ほか、計 10 名以内とする。

### 2) 冬季大会

団長、総監督及び総務ほか、計 5 名以内とする。

- 3) 上記本部役員のほか、各大会とも 5 名以内の顧問を設けることができる。

- (2) 各大会とも、上記本部役員の中で、スポーツドクターを帯同するものとする。なお、帯同するスポーツドクターは日本スポーツ協会公認スポーツドクター資格を有する者とする。
- (3) 各大会とも、上記本部役員の中で、原則としてアスレティックトレーナーを帯同するものとする。なお、帯同するアスレティックトレーナーは日本スポーツ協会公認アスレティック

トレーナー資格を有する者とする。

(4) 1日あたりの参加選手団本部役員の数については、上記の編成人数を上限とする。

(5) 参加選手団本部役員の参加申込みは、監督及び選手の申込みと同時に、本要項第27項に定める方法により行う。

### 32 視察員

(1) 各都道府県~~体スポ~~協等は、大会視察のため視察員を派遣することができる。

(2) 視察員数は、各大会それぞれ1都道府県3名以内とする。ただし、以降の大会開催が決定又は内定している都道府県は20名以内とするが、本大会については開催県の実情を考慮し、実施要項作成時に決定する。

(3) 視察員の参加申込みは、参加選手団の申込みと同時に、本要項第27項に定める方法により行う。

(4) 視察員は、原則としてすべての会場に入場することができる。

(5) 視察員には、視察員章を交付する。

### 33 大会経費

大会の準備及び運営のための経費は、国庫補助金及び日本スポーツ協会補助金並びに開催県（会場地市町村を含む）負担金又は準備金及び入場料等でまかなう。

ただし、公開競技の実施に係る経費については、当該中央競技団体が負担する。

### 34 入場券、入場料

(1) 入場券は、主催者が発行する。

(2) 入場料金額は、開催県実行委員会が日本スポーツ協会と協議して決める。

(3) 入場料は、開催県実行委員会が徴収し、大会運営の経費及びスポーツの推進に必要な経費に充当する。

(4) 公開競技における入場券、入場料については、当該中央競技団体が日本スポーツ協会と協議の上、発行、徴収することができる。

### 35 宿 舎

(1) 大会参加者及び視察員並びに報道員の宿舎は、開催県（会場地市町村を含む）実行委員会が準備する。

(2) 競技別参加者の宿舎は、環境等を配慮の上、競技実施会場の周辺に選定する。

(3) 宿舎は、ホテル、旅館及び民宿を原則とする。

(4) 1人の宿泊に要する広さは、3.3㎡（2畳）以上とする。

(5) 配宿は、開催県（会場地市町村を含む）実行委員会が行う。

(6) 宿泊料金は、大会開催の2年前に開催県実行委員会と協議の上、日本スポーツ協会において決定する。

(7) 公開競技については、当該中央競技団体が準備・手配する。

### 36 交 通

(1) 主催者は、大会参加者の旅費、馬匹等の輸送費の割引について極力努力する。

(2) 開催県実行委員会は、できる限り大会参加者の交通上の利便をはかるものとする。

### 37 記 録

- (1) 開催県実行委員会は、競技成績等を記録し、円滑に発表する。
- (2) 競技成績等記録の情報処理に関しては、別に定める「国民スポーツ大会記録情報処理要項」に基づき行うものとする。

### 38 報 道

- (1) 報道員の範囲は、日本新聞協会、日本放送協会（NHK）、日本民間放送連盟、日本雑誌協会、写真記者協会及びテレビ・ニュース映画協会にそれぞれ加盟している新聞社、雑誌社、ラジオ・テレビ放送社及びニュース映画社の所属社員並びに日本スポーツ協会と開催県実行委員会が協議して認めた者に限る。
- (2) 報道員の取材は、開催県実行委員会が定めた取材協定によるものとする。

### 39 スポーツ推進事業への協力

- (1) 開催県（会場地市町村を含む）は、日本スポーツ協会が推進するスポーツ推進事業に対し、必要な協力を行うものとする。
- (2) 開催県（会場地市町村を含む）は、日本スポーツ協会が実施するキャンペーン活動の推進に協力しなければならない。

### 40 企業協賛

- (1) 日本スポーツ協会と開催県実行委員会は両者協力のもと、大会の活性化（国スポの認知度の向上、国スポブランドの価値の向上）と開催地の財政負担軽減を目的とした企業協賛を実施するものとする。
- (2) 実施に際しては、別に定める「国民スポーツ大会企業協賛に関するガイドライン」に基づくものとする。

### 41 広告・示威行動・宣伝

- (1) 大会開催場所・競技会場施設内においては、いかなる種類の示威行動または、政治的、宗教的、人種的な宣伝活動も認めない。
- (2) 大会開催場所・競技会場施設内及びその周辺における広告またはその他の宣伝等については、別に定める「国民スポーツ大会企業協賛に関するガイドライン」に基づき、日本スポーツ協会と開催県実行委員会が協議し、両者協力のもとで実施するものとする。

### 42 国民スポーツ大会参加者傷害補償制度

- (1) 日本スポーツ協会及び都道府県~~体スポ~~協等は、大会参加者に対する社会的責任体制を整えるとともに、大会参加者の相互扶助の精神に基づいた補償制度として国民スポーツ大会参加者傷害補償制度を運営する。運営については別に細則第12項で定める。
- (2) 本制度の対象となる参加者とは、ブロック大会及び本大会に参加する本制度給付規定に定められた選手、監督、選手団本部役員（顧問を含む）、視察員並びにその他選手団役員とする。
- (3) 補償内容その他の細部については、別に定める「国民スポーツ大会参加者傷害補償制度」のとおりとする。

### 43 メディカル・コンディショニングスタッフ開催への協力

- 開催県（会場地市町村を含む）は、日本スポーツ協会が開催するメディカル・コンディショニングスタッフに対し必要な協力を行うものとする。

#### 44 大会の資産

- (1) 資産とは、過去の大会を含め、大会に関する標章、記録、データ、映像、作成物等をいう。
- (2) 大会の資産としての活用については、日本スポーツ協会が権利を有するものとする。
- (3) 大会の撮影、放送及びその二次利用にあたっては報道に関する内容を除き、日本スポーツ協会の許可を得なければならない。

#### 45 ADカード

- (1) 開催県及び会場地市町村は、式典又は各競技会のADカード（Accreditation Card）を作製し、本要項第8項に定める参加者及び第23項に定める大会役員のほか、大会主催者及び競技会主催者が認めた者に発行する。
- (2) ADカード着用者は、そのADカードに規定された会場に入場することができる。ただし、会場によっては、入場を制限されることがある。

#### 46 協議

- (1) 本要項において協議と定める事項については、原則として国民スポーツ大会委員会において協議し決定するものとする。
- (2) 本要項において定める事項のほか、大会に関連して協議が必要な事項については、原則として、国民スポーツ大会委員会において協議し決定するものとする。

#### 47 要項の改廃

本要項の改廃は、国民スポーツ大会委員会の決議を経て行う。

#### 〈附 則〉

- (1) 本要項に定めるもののほか、日本体力医学会及び全国体育施設研究協議会については、できるだけ選手及び役員の宿泊等に支障がないよう配慮の上、開催するものとする。
- (2) 本要項は、昭和30年1月17日制定
- (3) 第78回以降の大会については、本要項、細則及び関連基準・規程等の「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に読み替えるものとする。
- (4) 令和6年1月1日第62次改定をもって「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改定する。
- (5) 第5期実施競技選定の結果に伴い導入する改革先行大会に関する規程については、別途定める。

昭和37年3月1日第3次改定  
昭和41年3月29日第4次改定  
昭和48年7月10日第5次改定  
昭和51年6月2日第6次改定  
昭和52年7月13日第7次改定  
昭和54年5月9日第8次改定  
昭和55年1月23日第9次改定  
昭和59年9月9日第10次改定  
昭和58年12月7日第11次改定

平成29年4月3日第50次改定  
平成29年8月25日第51次改定  
平成30年4月1日第52次改定  
平成30年8月30日第53次改定  
令和元年6月13日第54次改定  
令和元年12月12日第55次改定  
(改定内容は第75回本大会から適用)  
令和2年12月10日第56次改定  
令和3年6月10日第57次改定

(8項(3)、(7)は昭和63年1月1日から施行)

昭和63年7月13日第12次改定  
昭和63年8月24日第13次改定  
平成元年8月15日第14次改定  
平成5年6月8日第15次改定  
平成5年6月29日第16次改定  
平成6年5月10日第17次改定  
(9項(4)は第52回夏季大会から適用)  
平成6年7月5日第18次改定  
平成10年6月17日第19次改定  
(8項(7)は第54回夏季大会から適用)  
平成11年6月16日第20次改定  
平成11年9月7日第21次改定  
(29項(1)①は平成12年4月1日から施行)  
平成13年1月6日第22次改定  
平成13年3月14日第23次改定  
平成14年7月2日第24次改定  
平成15年4月25日第25次改定  
平成15年8月19日第26次改定  
平成17年6月16日第27次改定  
(改定内容は第61回冬季大会スケート・アイスホッケー競技会から適用するが、39項については平成17年4月20日から施行する)  
平成17年12月22日第28次改定  
(10項(2)は第63回大会から改定し適用)  
平成18年3月9日第29次改定  
(7項(5)は第63回大会から適用)  
平成19年3月7日第30次改定  
平成19年7月1日第31次改定  
平成20年12月17日第32次改定  
平成22年3月17日第33次改定  
(改定内容は第70回大会から適用)  
平成22年6月18日第34次改定  
平成22年12月16日第35次改定  
(39項は第69回本大会から適用)  
平成23年3月25日第36次改定  
平成23年4月1日第37次改定  
平成23年6月24日第38次改定  
平成23年8月25日第39次改定  
平成23年12月25日第40次改定  
平成24年6月21日第41次改定  
平成24年12月20日第42次改定  
平成25年3月7日第43次改定  
平成25年6月21日第44次改定  
平成25年12月12日第45次改定  
平成26年3月13日第46次改定  
平成27年3月12日第47次改定  
平成27年12月10日第48次改定  
平成29年3月8日第49次改定

令和3年12月9日第58次改定

令和4年6月7日第59次改定  
令和4年12月9日第60次改定  
令和5年4月1日第61次改定  
令和6年1月1日第62次改定  
令和7年6月3日第63次改定  
令和8年1月1日第64次改定  
令和8年3月3日第65次改定

(20項(3)の施行は次のとおりとする)

・第80回大会までは、「大会旗・日本スポーツ協会旗」は「大会旗・日本スポーツ協会旗・実施競技団体旗」に読み替える。

・第80回大会までは、「式典会場地旗」は「参加都道府県旗・会場地旗」に読み替える。

・第81回大会までは、「炬火点火」及び「炬火納火」の項目を含む。

(22項本文の削除は第82回大会から適用するものとし、第81回大会までは次のとおりとする)

(1) 大会旗及び炬火リレーは、開催県内に限り実施することができる。

(2) リレーの方法については、開催県実行委員会が企画し、実施する。

令和8年6月2日第66次改定



# 国民スポーツ大会における実施競技について(案)

国民スポーツ大会開催基準要項第10項(1)に定める国民スポーツ大会(以下「国スポ」という。)の実施競技は以下に基づき選定された競技を対象とし、理事会において4年毎に見直すこととする。

## I. 実施競技の区分

国スポの実施競技の区分は以下のとおりとする。

### 1. 正式競技

以下の「今後の国民体育大会(2024年から国民スポーツ大会、以下同じ)の目的、性格について」に合致するとともに、わが国の各年齢層にわたって顕著な普及が認められ、国民の間に広く浸透している競技を「正式競技」として実施する。

#### <今後の国民体育大会の目的、性格について>

##### ■「新しい国民体育大会を求めて～国体改革2003～」(概要版)

21世紀の新しい国体を、より競技性の高い国内トップレベルの大会として構築し、ジュニアからトップアスリートを含む幅広い競技者層を対象に競技者の発掘・育成の場として、充実・活性化の促進

##### ■「国体の今後のあり方プロジェクト提言骨子」

国民体育大会は、わが国スポーツ界の中核をなす競技者が一同に会し、都道府県対抗のもとに毎年開催される国内最大・最高の総合スポーツ大会とする。各競技会は国内を代表するトップクラス層の競技者により高い水準で競われ、国際的に通用する競技力向上の一翼を担うとともに、国民各層のスポーツへの関心を高めることを目的とする。

- (1) 公益財団法人日本スポーツ協会(以下「日本スポーツ協会」という。)加盟競技団体の競技を対象とする。
- (2) 国スポの志向性(競技志向)、性格(都道府県対抗)の下、天皇杯・皇后杯得点積算対象競技として実施する。
- (3) 対象競技は、後記Ⅱ-1-(1)、Ⅱ-2-(1)及びⅡ-3-(1)に記載の「選定基準」に基づき審査を行い、選定する。
- (4) 「正式競技」の区分は次のとおりとし、1大会あたり40競技を実施するものとする。
  - ・ 「毎年実施競技」：毎年実施する競技
  - ・ 「隔年実施競技」：隔年で実施する競技
  - ・ 「開催地選択競技」：隔年で実施する競技のうち、当該年に隔年実施の対象となっていない競技の中から開催都道府県が選択する競技
- (5) 第5期実施競技選定の結果に伴い、第86回～第89回大会においては、正式競技40競技の他、改革先行大会として2競技を実施する。

### 2. 公開競技

競技の普及及び国民へのスポーツ推進の観点(地方スポーツの推進、国民の健康増進・体力の向上等)から、別に定める「国民スポーツ大会公開競技実施基準」により実施することができる。

- (1) 日本スポーツ協会加盟競技団体の競技のうち「正式競技」以外の競技で、実施競技選定時において「国民スポーツ大会公開競技実施基準」に定める要件を満たす競技を対象とする。
- (2) 実施対象競技団体が開催都道府県と協議の上、全国への競技の普及等を目的として実施することができる。
- (3) 天皇杯・皇后杯得点積算対象競技としない。
- (4) 開催及び参加に係る経費は、当該競技団体及び参加者の自己負担とする。

### 3. デモンストラレーションスポーツ

開催都道府県~~体育~~スポーツ協会へ加盟または認定されている開催都道府県競技団体等が、当該都道府県内での普及等を目的として、別に定める「国民スポーツ大会デモンストラレーションスポーツ実施基準」により実施することができる。

### 4. その他

高等学校野球競技については、その取り扱いについて別途協議し、決定する。

## II. 各大会の実施競技

### 1. 第70回大会（平成27〔2015〕年）～第73回大会（平成30〔2018〕年）【第1期実施競技選定】

#### (1) 選定基準

##### 1) 正式競技の基礎的条件

国体における「正式競技」については、次の①～③の事項すべてを満たしていることとし、本項目を満たしていない競技は、「正式競技」として実施しない。

#### ① 日体協加盟競技団体の競技であること。

日体協に加盟している競技団体の競技であること。（準加盟は「正式競技」として実施しない）

#### ② 47都道府県に中央競技団体支部組織があり、47都道府県体育協会に加盟していること。

中央競技団体支部組織について、次の条件をいずれも満たしていること。

ア. 全国47都道府県支部組織が発足し、中央競技団体へ加盟していること。

イ. 全国47都道府県支部組織が当該都道府県の体育協会へすべて加盟していること。

#### ③ 国内外における競技の位置づけ。

国体における「正式競技」は、次のア、イ、ウのいずれかに該当する競技であること。

##### ア. オリンピック競技大会の実施競技・種目であること。

国民体育大会の競技選定時において、オリンピック競技大会で実施する競技であること。

##### イ. わが国古来の伝統的な競技であること。

当該競技は、日本古来の伝統文化として、相応の歴史を有する競技（武道）であること。

##### ウ. 国際的に普及し、より競技性が高く、国際競技力向上の一翼を担う競技であること。

本項目に該当する競技については、国際的な普及として、次の条件のうち4つ以上を満たしていること。

a) 当該競技の国際的な組織（IF）が結成されていること。

b) 当該競技の国際的な組織（IF）へ加盟している国・地域の統括組織（NF）数が50以上であること。

c) 当該競技の国際的な組織（IF）が、半世紀（50年）以上の歴史を有していること。

d) スポーツアコード〔旧GAISF（国際競技団体連合）〕に加盟している団体の競技であること。

e) アジア競技大会で実施されている競技であること。

#### 2) 評価方法及び配点

「中央競技団体への基礎調査（書面調査）」、「中央競技団体へのヒアリング調査」及び「都道府県体育（スポーツ）協会への書面調査」の各結果に基づき、以下の配点により評価を行い、各競技の実施競技区分〔「正式競技」（毎年実施競技、隔年実施競技、開催地選択競技）、「公開競技」、「デモンストレーションスポーツ」〕を決定する。

##### ① ＊国内外における競技の位置付け

競技の位置付け	配点
ア. オリンピック競技大会で実施、もしくは実施が決定されている競技。	300点
イ. わが国古来の伝統的な競技（武道）。	100点
ウ. 国際的に普及し、より競技性が高く、国際競技力向上の一翼を担う競技。	100点

※ 上記については、重複して配点を行わない。

##### ② 競技の普及状況及び組織体制・環境の整備状況

項目	書面調査	ヒアリング	小計
項目1 各都道府県において、本大会出場者を選抜する、又は代表チームを編成するための競技者数が、特にジュニア層を中心に各年齢層にわたって充実していること。	300点	—	300点
項目2 各都道府県において、効率的な大会運営に必要な競技役員、並びに厳正な競技運営を行う審判員の確保が十分できること。	200点	—	200点

項目		書面調査	ヒアリング	小計
項目 3	国民体育大会開催基準要項に定める全国9ブロックの単位または近隣地域で、予選会（都道府県予選及びブロック予選）が行える施設が整っていること。	100点	—	100点
項目 4	特にジュニア層の競技者を中心として、国民体育大会を通じてトップアスリートまで育成・強化する体制を整備していること。	100点	200点	300点
項目 5	当該競技団体が、日体協と連携して国民体育大会の充実・発展について協力姿勢が認められること。	50点	100点	150点
項目 6	当該競技団体が、日体協と連携して国民体育大会の安定的な運営について協力姿勢が認められること。	50点	100点	150点
項目 7	ドーピング防止活動を積極的に行っていること。	50点	100点	150点
項目 8	監督に関して、日体協公認スポーツ指導者資格保有の義務付けを行っていること。	50点	100点	150点
小 計		900点	600点	1,500点

## (2) 評価結果（実施競技の区分）

### 1) 正式競技 : 計41競技

#### (A) 毎年実施競技 : 計37競技

[本大会] 計34競技

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、山岳、カヌー、アーチェリー、空手道、クレール射撃、ボウリング、ゴルフ

[冬季大会] 計3競技

スキー、スケート、アイスホッケー

#### (B) 隔年実施競技 : 計4競技

[本大会] 計4競技

軟式野球、銃剣道、なぎなた、トライアスロン

[冬季大会] 該当競技なし

#### (C) 開催地選択競技

上記 (B) の競技のうち、当該年に隔年実施の対象外となった2競技の中から開催都道府県が1競技を選択して実施する。

### 2) 公開競技 : 計4競技

[本大会] 計4競技

綱引、パワーリフティング、ゲートボール、グラウンド・ゴルフ

[冬季大会] 該当競技なし

### 3) デモンストレーションスポーツ

上記「1) 正式競技」及び「2) 公開競技」に該当しない競技団体の競技。

なお、日体協加盟（準加盟）団体以外の競技についても、「国民体育大会デモンストレーションスポーツ実施基準」に基づき、開催都道府県競技団体が開催都道府県と調整の上で実施することができる。

### 4) 特別競技 : 計1競技

[本大会] 計1競技

高等学校野球

[冬季大会] 該当競技なし

## 2. 第74回大会（令和元〔2019〕年）～第77回大会（令和4〔2022〕年）【第2期実施競技選定】

### (1) 選定基準

#### 1) 正式競技の基礎的条件

国体における「正式競技」については、次の①～③の事項すべてを満たしていることとし、本項目を満たしていない競技は、「正式競技」として実施しない。

#### ① 日体協加盟競技団体の競技であること。

日体協に加盟している競技団体の競技であること。（準加盟は「正式競技」として実施しない）

#### ② 47都道府県に中央競技団体支部組織があり、47都道府県体育協会に加盟していること。

中央競技団体支部組織について、次の条件をいずれも満たしていること。

ア. 全国47都道府県支部組織が発足し、中央競技団体へ加盟していること。

イ. 全国47都道府県支部組織が当該都道府県の体育協会へすべて加盟していること。

#### ③ 国内外における競技の位置づけ。

国体における「正式競技」は、次のア、イのいずれかに該当する競技であること。

ア. 国際的に普及し、より競技性が高く、国際競技力向上の一翼を担う競技であること。

ただし、次の(A)、(B)のいずれかに該当する競技であること。

(A) 国民体育大会の競技選定時において、オリンピック競技大会での実施が決定している競技であること。

(B) 国際的に普及し、次の条件のうち4つ以上を満たしている競技であること。

a) 当該競技の国際的な組織（IF）が結成されていること。

b) 当該競技の国際的な組織（IF）へ加盟している国・地域の統括組織（NF）数が50以上であること。

c) 当該競技の国際的な組織（IF）が、半世紀（50年）以上の歴史を有していること。

d) スポーツアコード〔旧GAISF（国際競技団体連合）〕に加盟している団体の競技であること。

e) 国民体育大会の競技選定時において、アジア競技大会での実施が決定している競技であること。

イ. わが国古来の伝統的な競技であること。

当該競技は、日本古来の伝統文化として、相応の歴史を有する競技（武道）であること。なお、本項に該当する日体協加盟団体の競技は、以下のとおり。

【該当競技\*】 相撲、弓道、剣道、銃剣道、なぎなた

※ 柔道は項目ア－(A)の該当競技として扱い、項目イと重複して評価は行わない。

空手道は項目ア－(B)の該当競技として扱い、項目イと重複して評価は行わない。

#### 2) 評価方法及び配点

「中央競技団体への基礎調査（書面調査）」、「中央競技団体へのヒアリング調査」及び「都道府県体育（スポーツ）協会への書面調査」の各結果に基づき、以下の配点により評価を行い、各競技の実施競技区分【「正式競技」（毎年実施競技、隔年実施競技）、「公開競技」、「デモンストラーションスポーツ」】を決定する。

① ※基礎的な配点

競技の位置付け	配点
ア. 国際的に普及し、より競技性が高く、国際競技力向上の一翼を担う競技 (次の (A)、(B) のいずれかに該当する競技)	
(A) オリンピック競技大会での実施が決定している競技	300 点
(B) 国際的に普及し、次の条件のうち 4 つ以上を満たしている競技 a) 当該競技の国際的な組織 (IF) が結成されていること。 b) IF へ加盟している国・地域の統括組織 (NF) 数が 50 以上であること。 c) IF が半世紀 (50 年) 以上の歴史を有していること。 d) スポーツアコード (旧 GAISF) に加盟している団体の競技であること。 e) アジア競技大会での実施が決定している競技であること。	200 点
イ. わが国古来の伝統的な競技 (武道)	100 点
ウ. 上記ア及びイのいずれにも該当しない競技	100 点

※ 上記については、重複して配点を行わない。

② 競技の普及状況及び組織体制・環境の整備状況に関する配点

項目	書面調査	ヒアリング	小計
項目 1 各都道府県において、本大会出場者を選抜する、又は代表チームを編成するための競技者数が、特にジュニア層を中心に各年齢層にわたって充実していること。	300 点	—	300 点
項目 2 各都道府県において、効率的な大会運営に必要な競技役員、並びに厳正な競技運営を行う審判員の確保が十分できること。	200 点	—	200 点
項目 3 国民体育大会開催基準要項に定める全国 9 ブロックの単位または近隣地域で、予選会 (都道府県予選及びブロック予選) が行える施設が整っていること。但し、自然環境等の地理的条件に影響を受ける冬季競技は、別途考慮する。	100 点	—	100 点
項目 4 特にジュニア層の競技者を中心として、国体を通じてトップアスリートまで育成・強化する体制を整備していること。	150 点	150 点	300 点
項目 5 当該競技団体が、日体協と連携して国体の充実・発展及び安定的な運営を図ることについて協力姿勢が認められること。	100 点	100 点	200 点
項目 6 日体協が実施する協賛制度に協力が可能であること。	50 点	50 点	100 点
項目 7 ドーピング防止活動を積極的に行っていること。	75 点	75 点	150 点
項目 8 競技者の健康・安全管理に係る医学サポートを積極的に行っていること。	75 点	75 点	150 点
項目 9 監督に関して、日体協公認スポーツ指導者資格保有の義務付けを行っていること。	75 点	75 点	150 点
項目 10 当該競技団体が、全国的な統括団体として対外的にも説明責任を果たすことのできる、公正公平かつ安定的な組織運営がなされていること。	75 点	75 点	150 点
<b>小 計</b>	<b>1,200 点</b>	<b>600 点</b>	<b>1,800 点</b>

(2) 評価結果 (実施競技の区分)

1) 正式競技 : 計 41 競技

(A) 毎年実施競技 : 計 39 競技

[本大会] 計 36 競技

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン

[冬季大会] 計 3 競技

スキ、スケート、アイスホッケー

(B) 隔年実施競技 : 計2競技

[本大会] 計2競技

銃剣道、クレール射撃

[冬季大会] 該当競技なし

※「正式競技」の実施区分のうち「開催地選択競技」については、休止とする。

2) 公開競技 : 計5競技

[本大会] 計5競技

綱引、武術太極拳、パワーリフティング、ゲートボール、グラウンド・ゴルフ

[冬季大会] 該当競技なし

3) デモンストレーションスポーツ

上記「1) 正式競技」及び「2) 公開競技」に該当しない競技団体の競技。

なお、日体協加盟(準加盟)団体以外の競技についても、「国民体育大会デモンストレーションスポーツ実施基準」に基づき、開催都道府県競技団体が開催都道府県と調整の上で実施することができる。

4) 特別競技 : 計1競技

[本大会] 計1競技

高等学校野球

[冬季大会] 該当競技なし

3. 第78回大会(令和6〔2024〕年)～第81回大会(令和9〔2027〕年)【第3期実施競技選定】

(1) 選定基準

1) 正式競技の基礎的条件

国体における「正式競技」については、実施競技選定時において、次の①～③の事項すべてを満たしていることとし、本項目を満たしていない競技は、「正式競技」として実施しない。

① 日体協加盟競技団体の競技であること。

日体協に加盟している競技団体の競技であること(準加盟は「正式競技」として実施しない)。

② 47都道府県に中央競技団体支部組織があり、47都道府県体育協会に加盟していること。

中央競技団体支部組織について、次の条件をいずれも満たしていること。

ア. 全国47都道府県支部組織が発足し、中央競技団体へ加盟していること。

イ. 全国47都道府県支部組織が当該都道府県の体育(スポーツ)協会へすべて加盟していること。

③ 国内外における競技の位置づけとして、次のア、イのいずれかに該当する競技であること。

ア. 国際的に普及し、より競技性が高く、国際競技力向上の一翼を担う競技であること。

ただし、次の(A)、(B)のいずれかに該当する競技であること。

(A) 国民体育大会の競技選定時において、オリンピック競技大会での実施が決定している競技であること。

(B) 国際的に普及し、次の条件のうち4つ以上を満たしている競技であること。

a) 当該競技の国際的な組織(IF)が結成されていること。

b) 当該競技の国際的な組織(IF)へ加盟している国・地域の統括組織(NF)数が50以上であること。

c) 当該競技の国際的な組織(IF)が、半世紀(50年)以上の歴史を有していること。

d) スポーツアコード[旧GAISF(国際競技団体連合)]に加盟している団体の競技であること。

e) 国民体育大会の競技選定時において、アジア競技大会での実施が決定している競技であること。

イ. わが国古来の伝統的な競技であること。

当該競技は、日本古来の伝統文化として、相応の歴史を有する競技(武道)であること。

## 2) 評価方法及び配点

「中央競技団体への書面調査」、「中央競技団体へのヒアリング調査」及び「都道府県体育（スポーツ）協会への書面調査」の各結果に基づき、以下の項目により評価を行い、各競技の実施競技区分【「正式競技」（毎年実施競技、隔年実施競技）、「公開競技」、「デモンストレーションスポーツ」、「特別競技」】を決定する。

### ② 評価項目

項目No.	大項目	中項目	配点
項目1	競技会の活性化	(1) 競技普及に向けた取り組み	130点
		(2) 国体へのトップアスリートの参加促進に向けた取り組み	
		(3) 競技会の広報活動	
		(4) 日体協の国体協賛制度や国体PR活動等への協力体制	
項目2	ジュニア世代(18歳以下)の充実	(1) ジュニア世代競技者を含めた(位置付けた)強化・育成・普及プランの策定状況	200点
		(2) ジュニア世代登録競技者数	
		(3) ジュニア世代競技者の増加に向けた具体的な取り組み	
		(4) タレント発掘に向けた取り組み	
項目3	女子スポーツの推進	(1) 女子競技者を含めた(位置付けた)強化・育成・普及プランの策定状況	200点
		(2) 女子競技者の増加に向けた具体的な取り組み	
		(3) 女性の競技者数・指導者数・審判員数	
		(4) 国体実施種目(参加人員)の男女比率	
項目4	スポーツ医・科学サポートの充実	(1) スポーツ医・科学を所管する委員会等の活動状況	120点
		(2) 競技者の健康・安全管理に係る規程・指針等の整備	
		(3) 日本アンチ・ドーピング機構への加盟	
		(4) アンチ・ドーピング活動の実施状況	
項目5	競技会の開催・運営能力	(1) 各都道府県における競技者数・指導者数・審判員数	150点
		(2) 各都道府県における競技役員(審判員以外)の確保状況	
		(3) 指導者、審判員等の養成計画および実施状況	
		(4) 各都道府県競技団体の組織体制強化に向けた連携・協力	
		(5) 各都道府県における施設整備状況	
項目6	競技団体のガバナンス	(1) 暴力根絶、セクハラ・パワハラ防止、受動喫煙防止等の取り組み	200点
		(2) 財務状況	
		(3) 役員紛争、不正経理、八百長防止等の取り組み	
		(4) 選手選考の適正化に向けた取り組み	
		(5) 外部からの意見等の反映	
		(6) 人材育成	
		(7) スポーツ仲裁を利用した紛争解決を行うことの意味表示	
合計			1,000点

## (2) 評価結果（実施競技の区分）

### 1) 正式競技 : 計41競技

#### (A) 毎年実施競技 : 計39競技

[本大会] 計36競技

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ローイング、ホッケー、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン

[冬季大会] 計3競技

スキー、スケート、アイスホッケー

#### (B) 隔年実施競技 : 計2競技

- [本大会] 計2競技  
ボクシング、クレール射撃  
[冬季大会] 該当競技なし

※「正式競技」の実施区分のうち「開催地選択競技」については、休止とする。

2) 公開競技 : 計7競技

- [本大会] 計7競技  
綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ、  
バウンドテニス、エアロビック  
[冬季大会] 該当競技なし

3) デモンストレーションスポーツ

上記「1. 正式競技」および「2. 公開競技」に該当しない競技団体の競技。  
なお、日本スポーツ協会加盟（準加盟）団体以外の競技についても、「国民体育大会デモンストレーションスポーツ実施基準」に基づき、開催都道府県競技団体が開催都道府県と調整の上で実施することができる。

4) 特別競技 : 計1競技

- [本大会] 計1競技  
高等学校野球  
[冬季大会] 該当競技なし

4. 第82回大会（令和10〔2028〕年）～第85回大会（令和13〔2031〕年）【第4期実施競技選定】

(1) 選定基準

1) 正式競技の基礎的条件

国スポにおける正式競技については、次の①～④の事項すべてを満たしていることとし、本項目を満たしていない競技は、「正式競技」として実施しない。

なお、①、②、④については、実施競技選定調査開始時（「実施競技選定調査開始時」とは、競技団体への書面調査実施通知日をいう）、③については所定の期日までに満たしていなければならない。

- ① 日本スポーツ協会（JSP0）の加盟競技団体の競技であること。  
JSP0に加盟している競技団体の競技であること（準加盟は「正式競技」として実施しない）。
- ② 47都道府県に中央競技団体支部組織があり、47都道府県体育・スポーツ協会に加盟していること。  
中央競技団体支部組織について、次の条件をいずれも満たしていること。  
ア. 全国47都道府県支部組織が発足し、中央競技団体へ加盟していること。  
イ. 全国47都道府県支部組織が当該都道府県の体育・スポーツ協会へすべて加盟していること。
- ③ 当該競技を統括する中央競技団体が、「スポーツ団体ガバナンスコード〈中央競技団体向け〉」の遵守状況の自己説明及び公表を、スポーツ統括3団体（日本スポーツ協会、日本オリンピック委員会、日本障がい者スポーツ協会）が定める方法により実施すること。
- ④ 国内外における競技の位置付けとして、次のア、イのいずれかに該当する競技であること。  
ア. 国際的に普及し、より競技性が高く、国際競技力向上の一翼を担う競技であること。  
ただし、次の(A)、(B)のいずれかに該当する競技であること。  
(A) 第32回オリンピック競技大会（東京）及び第24回オリンピック冬季競技大会（北京）での実施が決定している競技であること。<sup>\*1)</sup>  
\*1) ただし、当該大会での実施が決定している種目を1つ以上、国スポにおいて実施すること。  
(B) 国際的に普及し、次の条件のうち4つ以上を満たしている競技であること。  
a) 当該競技の国際的な組織（IF）が結成され、活動実態があること。  
b) 当該競技の国際的な組織（IF）へ加盟している国・地域の統括組織（NF）数が50以上であること。  
c) 当該競技の国際的な組織（IF）が、半世紀（50年）以上の歴史を有していること。

- と。
- d) 当該競技の国際的な組織（IF）が、GAISF（旧スポーツアコード）に加盟している団体の競技であること。
  - e) 第19回アジア競技大会（杭州）及び第8回アジア冬季競技大会（札幌）での実施が決定している競技であること。

イ. わが国古来の伝統的な競技であること。

当該競技は、日本古来の伝統文化として、相応の歴史を有する競技（武道）であること。  
 なお、本項に該当するJSPO加盟団体の競技は、以下のとおり。

【該当競技\*2】 相撲、柔道、弓道、剣道、空手道、銃剣道、なぎなた

\*2) 柔道及び空手道については「項目アー（A）」の該当競技として扱う。

※ 実施競技選定調査開始後、決定までの間に、コンプライアンス違反等にかかる処分により上記(1)(2)の基礎的条件を満たさなくなった場合、本実施競技選定の対象から除外する。

2) 評価方法及び評価項目並びに配点

「中央競技団体への書面調査」、「中央競技団体へのヒアリング調査」及び「都道府県体育・スポーツ協会への書面調査」の各結果に基づき、以下の項目により評価を行う。

項目No	大項目	中項目	配点
項目 1	競技会の活性化 (競技会のインテグリティ確保を含む)	(1) 競技普及に向けた取り組み	380
		(2) 国体及び競技会の価値向上、ブランディングの取り組み	
		(3) 持続可能な競技会運営に向けた取り組み（サステナビリティ）	
		(4) 競技会のインテグリティ（誠実性・健全性・高潔性）確保に向けた取り組み	
項目 2	ジュニア世代 (18歳以下)の充実	(1) ジュニア世代競技者を位置付けた強化・育成・普及プランの策定・展開状況	200
		(2) ジュニア世代登録競技者数	
		(3) タレント発掘に向けた取り組み	
項目 3	女性スポーツの推進	(1) 女性競技者を位置付けた強化・育成・普及プランの策定・展開状況	240
		(2) 女性競技者・指導者・審判員の増加に向けた具体的な取り組み	
		(3) 女性の競技者数・指導者数・審判員数	
		(4) 国体実施種目（参加人員）の男女比率	
項目 4	スポーツ医・科学サポートの充実	(1) スポーツ医・科学を所管する委員会等の活動状況	160
		(2) 競技者の健康・安全管理に係る規程・指針等の整備	
		(3) 競技者・指導者等への健康・安全管理の教育・啓発	
		(4) アンチ・ドーピング活動の実施状況	
項目 5	競技会の開催・運営能力	(1) 各都道府県における競技者数・指導者数・審判員数	260
		(2) 各都道府県における競技役員（審判員以外）の確保状況	
		(3) JSPO 公認指導者の活用状況	
		(4) 各都道府県競技団体の組織体制強化に向けた連携・協力	
		(5) 各都道府県における施設整備状況	
		(6) 競技用具・器具の調達への協力	
		(7) 競技会における安全管理体制の整備	
			1,240
			1,000

1,000 満点に得点調整  
(×0.806)



1,000

※小数点第2位以下は切り捨てる

(2) 評価結果（実施競技の区分）

1) 正式競技 : 計 41 競技

(A) 毎年実施競技 : 計 39 競技

[本大会] 計 36 競技

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ローイング、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、クレール射撃、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン

[冬季大会] 計 3 競技

スキー、スケート、アイスホッケー

(B) 隔年実施競技 : 計 2 競技

[本大会] 計 2 競技

馬術、なぎなた

[冬季大会] 該当競技なし

※「正式競技」の実施区分のうち「開催地選択競技」については、休止とする。

2) 公開競技 : 計 9 競技

[本大会] 計 7 競技

綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ、バウンドテニス、エアロビック、スポーツチャンバラ、ダンススポーツ

[冬季大会] 該当競技なし

3) デモンストレーションスポーツ

上記「1. 正式競技」および「2. 公開競技」に該当しない競技団体の競技。

なお、日本スポーツ協会加盟（準加盟）団体以外の競技についても、「国民体育大会デモンストレーションスポーツ実施基準」に基づき、開催都道府県競技団体が開催都道府県と調整の上で実施することができる。

4) 特別競技 : 計 1 競技

[本大会] 計 1 競技

高等学校野球

[冬季大会] 該当競技なし

5. 第 86 回大会（令和 14〔2022〕年）～第 89 回大会（令和 17〔2025〕年）【第 5 期実施競技選定】

(1) 選定基準

1) 正式競技の基礎的条件

国スポにおける正式競技については、次の 1～3 の事項すべてを満たしていること。

なお、1～3 の事項については、実施競技選定調査開始時（「実施競技選定調査開始時」とは、競技団体への書面調査実施通知日をいう）までに満たしていなければならない。

1. 日本スポーツ協会（JSP0）加盟競技団体の競技

(1) JSP0 に加盟している競技団体の競技であること（準加盟は「正式競技」として実施しない）。

(2) JSP0 に加盟している競技団体が「公益財団法人日本スポーツ協会 加盟団体規程」第 11 条（スポーツ団体がバナンスコード〈中央競技団体向け〉に関する事項等）を遵守していること。

2. 中央競技団体支部組織

中央競技団体支部組織について、次の条件をいずれも満たしていること。

(1) 全国 47 都道府県支部組織が発足し、その支部組織全てが中央競技団体へ加盟していること。

(2) 全国 47 都道府県支部組織が当該都道府県のスポーツ協会へすべて加盟していること。

3. 国内外における競技の位置付け

次の(1)、(2)のいずれかに該当する競技であること。

(1) 国際的に普及し、より競技性が高く、国際競技力向上の一翼を担う競技であること。

ただし、次の(A)、(B)のいずれかに該当する競技であること。

(A) 第33回オリンピック競技大会(パリ)・第34回オリンピック競技大会(ロサンゼルス)及び第25回オリンピック冬季競技大会(ミラノ・コルティナダンペッツォ)での実施が決定している競技であること。\*1)

\*1) ただし、当該大会での実施が決定している種目を1つ以上、国スポにおいて実施すること。

(B) 国際的に普及し、次の条件のうち3つ以上を満たしている競技であること。

a) 当該競技の国際的な組織(IF)が結成され、活動実態があること。

b) 当該競技の国際的な組織(IF)へ加盟している国・地域の統括組織(NF)数が50以上であること。

c) 当該競技の国際的な組織(IF)が、半世紀(50年)以上の歴史を有していること。

d) 第20回アジア競技大会(愛知・名古屋)での実施が決定している競技であること。

(2) わが国古来の伝統的な競技であること。

当該競技は、日本古来の伝統文化として、相応の歴史を有する競技(武道)であること。なお、本項に該当するJSPO加盟団体の競技は、以下のとおり。

【該当競技\*2】 相撲、柔道、弓道、剣道、空手道、銃剣道、なぎなた

\*2) 柔道については「項目(1)-(A)」の該当競技として扱う。

※ 実施競技選定調査開始後、決定までの間に、コンプライアンス違反等にかかる処分、当該競技団体の組織運営の変更等により上記1、2の基礎的条件を満たさなくなった場合、本実施競技選定の対象から除外する。

※ 決定後に基礎的条件を満たさなくなった場合は、国民スポーツ大会委員会で対応について協議する。

## 2) 評価方法及び評価項目並びに配点

「中央競技団体への書面調査」及び「都道府県スポーツ協会への書面調査」を、以下の項目により評価を行う。

項目No	大項目	中項目	配点
項目1	国スポ及び競技会の活性化(競技会のインテグリティ確保を含む)	(1) 競技普及に向けた取り組み	200
		(2) 国スポの価値向上、ブランディングの取り組み	
		(3) 国スポ及び競技会のインテグリティ(誠実性・健全性・高潔性)確保に向けた取り組み	
項目2	【重点項目】 ジュニア世代(18歳以下)の充実	(1) ジュニア世代競技者を位置付けた強化・育成・普及プランの策定・展開状況	160
		(2) ジュニア世代登録競技者数	
		(3) タレント発掘に向けた取り組み	
項目3	【重点項目】 女性スポーツの推進	(1) 女性競技者を位置付けた強化・育成・普及プランの策定・展開状況	240
		(2) 女性競技者・女性指導者・女性審判員の増加に向けた具体的な取り組み	
		(3) 女性競技者数・女性指導者数・女性審判員数	
		(4) 国体実施種目(参加人員)の男女比率	
項目4	スポーツ医・科学サポートの充実	(1) スポーツ医・科学を所管する委員会等の活動状況	112
		(2) コンディショニング・安全管理に関する取り組み状況	
		(3) アンチ・ドーピング活動の実施状況	
項目5	国スポ及び競技会の開催・運営能力	(1) 各都道府県における競技者・公認指導者・審判員・競技役員(審判員以外)の確保状況	160
		(2) JSPO公認指導者の活用状況	
		(3) 各都道府県競技団体の組織体制強化に向けた連携・協力	
		(4) 競技会における安全管理体制の整備	
項目6	社会課題解決に向	(1) 持続可能な競技会運営に向けた取り組み	128

	<u>けた取り組み</u>	<u>(サステナビリティ)</u>	
		<u>(2) <u>ダイバーシティ・エクイティ&amp;インクルージョン</u></u>	
		<u>(3) <u>スポーツに関する教育活動への取り組み</u></u>	
			<u>1,000</u>

## (2) 評価結果 (実施競技の区分)

### 1) 正式競技 : 計 42 競技

#### [本大会] 計 37 競技

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ローイング、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、クレール射撃、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン

#### [冬季大会] 計 3 競技

スキー、スケート、アイスホッケー

#### [国スポ改革先行大会] 計 2 競技

フェンシング、ダンススポーツ

※「正式競技」の実施区分のうち「開催地選択競技」「隔年実施競技」については、休止とする。

### 2) 公開競技 : 計 9 競技

#### [本大会] 計 9 競技

綱引、少林寺拳法、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、バウンドテニス、エアロビック、スポーツチャンバラ、ペタンク・ブール

#### [冬季大会] 該当競技なし

#### [国スポ改革先行大会] 該当競技なし

### 3) デモンストレーションスポーツ

上記「1. 正式競技」および「2. 公開競技」に該当しない競技団体の競技。

なお、日本スポーツ協会加盟(準加盟)団体以外の競技についても、「国民スポーツ大会デモンストレーションスポーツ実施基準」に基づき、開催都道府県競技団体が開催都道府県と調整の上で実施することができる。

### 4) 特別競技 : 計 1 競技

#### [本大会] 計 1 競技

高等学校野球

#### [冬季大会] 該当競技なし

#### [国スポ改革先行大会] 該当競技なし

## 国民スポーツ大会における実施競技区分の概念図(案)

競技区分		所 属	競技形式	会 期	成 績
<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">天皇杯・皇后杯 成績対象競技</div> <div style="border-bottom: 1px solid black; padding: 5px;">正式競技</div> </div>	毎年実施競技	日本スポーツ協会 加盟 (準加盟除く)	都道府県対抗	大会会期内	天皇杯・皇后杯 成績対象  <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">             但し、隔年実施競技 については、当該大 会実施競技のみを対 象とする。           </div>
	隔年実施競技  ※第86回～第89回 大会は休止				
	開催地選択競技  ※第74回～第89回 大会は休止				
公開競技			中央競技団体の 考え方による	大会会期前・内	天皇杯・皇后杯 成績対象外
デモンストレーションスポーツ		開催都道府県 スポ協加盟・認定	開催県の 考え方による		

[補足]

- ・ 各大会における「正式競技」は、「毎年実施競技」と、「隔年実施競技」のうち当該大会において実施した競技、並びに「開催地選択競技」とする。
- ・ 高等学校野球競技については、第70回～第89回大会においては「特別競技」とする。

## 国民スポーツ大会実施競技の分類（案）

項目	正式競技	公開競技	デモンストレーションスポーツ
<b>実施の主体</b>	日本スポーツ協会、文科省、開催県	当該中央団体	開催県
<b>性格・位置づけ</b>	「今後の国体像について」に示した方向性に合致するとともに、我が国の各年齢層にわたって顕著な普及が認められ、国民の間に広く浸透している競技とする。	正式競技以外の競技とし、国民へのスポーツ推進の観点（地方スポーツの推進、国民の健康増進・体力の向上等）から、実施することができる。	従前実施されていた「デモンストレーションとしてのスポーツ行事」に準じて実施するものとする。
<b>競技形式</b>	都道府県対抗	当該中央団体の考え方による	当該開催県及び県団体の考え方による
<b>総合成績</b>	男女総合成績（天皇杯）、女子総合成績（皇后杯）の得点対象競技とする。	男女総合成績（天皇杯）、女子総合成績（皇后杯）の得点対象としない。	男女総合成績（天皇杯）、女子総合成績（皇后杯）の得点対象としない。
<b>実施規模等</b>	本大会（37 競技）及び冬季大会（3 競技）合わせて 40 競技とする。 <u>※第 5 期実施競技選定の結果に伴い、第 86 回～第 89 回大会においては、正式競技 40 競技の他、改革先行大会として 2 競技を実施する。</u>	当該中央団体と開催県が調整の上、日本スポーツ協会が決定する。 <u>参加人員は 600 人を上限とし、参加人数及び施設基準については、特に定めない。</u>	当該開催県と県団体が調整の上、日本スポーツ協会が決定する。
<b>競技会会期</b>	(1) 開催県は当該中央団体と調整の上、日本スポーツ協会が決定する。 (2) 実施時期については、大会会期内を原則とする。 (3) 開催県の施設状況等により、競技会の会期内での開催が困難な場合は、会期前に実施することができる。 <u>但し、その競技数は 3 競技程度とする。</u>	(1) 実施時期については、大会開催年度 4 月 1 日以降大会会期内までに開催することとし、当該実施中央団体と開催県と調整の上、日本スポーツ協会が決定する。 (2) 競技会の会期は 4 日間を上限とする。 (3) 正式競技に支障のない範囲で実施することとする。	(1) 実施時期については、大会開催年度 4 月 1 日以降大会会期内で開催することとし、当該開催県と県団体が調整の上、日本スポーツ協会が決定する。 (2) 正式競技に支障のない範囲で実施することとする。
<b>会場地</b>	開催基準要項第 7 項第 4 号による。	開催県内において実施する。	開催県内において実施する。
<b>実施競技・種目</b>	(1) 日本スポーツ協会に加盟している中央団体の競技とする。 (2) 実施競技は次の競技とし、1 大会あたり 40 競技とする。 「毎年実施競技」／「隔年実施競技」／「開催地選択競技」 <u>※第 5 期実施競技選定の結果に伴い、第 86 回～第 89 回大会においては、正式競技 40 競技の他、改革先行大会として 2 競技を実施する。</u>	(1) 日本スポーツ協会に加盟している中央団体の競技とする。（準加盟は対象としない） 但し、当該中央団体は、全国の県スポーツ協会に加盟している支部組織を、24 以上有していること。 (2) 正式競技に選定された中央団体の競技・種目は除く。	(1) 開催県スポーツ協会に加盟又は認定されている県団体の競技とする。
<b>参加者の範囲</b>	ブロック又は都道府県代表者（チーム）とする。	当該中央団体が定めた要項によるものとする。	参加者は開催県内の在住者とする。
<b>予選会</b>	県スポーツ協及び県団体の責任の下で予選会を実施し、ブロックまたは都道府県代表者（チーム）を選出する。	出場者（チーム）を選出するために予選会を実施する場合は、当該中央団体の責任の下で実施する。	出場者（チーム）を選出するために予選会を実施する場合は、開催県及び当該県団体の責任の下で実施する。
<b>参加資格</b>	原則として、開催基準要項並びにこの細則に基づくものとするが、中央団体が参加資格を別途付加する場合がある。	当該中央団体が定めた要項によるものとする。	当該開催県団体が定めた要項によるものとする。
<b>開催経費の負担</b>	開催県（負担金）、文科省（補助金）、日本スポーツ協会（補助金）	当該中央団体（自己財源）	当該開催県又は県団体等（自己財源）、文科省（補助金）
<b>参加負担金・参加料</b>	開催基準要項に基づき日本スポーツ協会が徴収する。	当該競技実施要項に基づき当該中央団体が徴収する。	当該競技実施要項に基づき当該開催県又は県団体が徴収する。
<b>企業協賛</b>	日本スポーツ協会と開催県で調整のうえ実施する。	当該中央団体は日本スポーツ協会の承認を得て実施することができる。	日本スポーツ協会と開催県で調整のうえ実施する。

※ 高等学校野球については、従前どおりの実施内容で、別途「特別競技」として取り扱うこととする。

※ 略称については、次の通りとする

国民スポーツ大会委員会：国スポ委員会 / 文部科学省：文科省 / 中央競技団体：中央団体  
 開催都道府県：開催県 / 都道府県体育・スポーツ協会：県スポ協 / 都道府県競技団体：県団体

## 国民スポーツ大会実施競技の分類

項目	正式競技	公開競技	デモンストレーションスポーツ
<b>実施までの 手続き</b>	(1) 「国民スポーツ大会正式競技の選定基準と評価方法について」に基づき、当該大会の7年前までに「毎年実施競技」及び「隔年実施競技」が選定される。 (2) 日本スポーツ協会、開催県並びに当該中央団体で、実施内容について協議する。 (3) 開催県は、開催内定時(5年前)に、実施競技名(「開催地選択競技」)を明記した開催申請書を日本スポーツ協会に提出する。 (4) 開催申請書について、国スポ委員会の審議を経て、文科省と協議する。 (5) 日本スポーツ協会理事会にて決定する。	(1) 実施中央団体は開催県と実施内容(規模含む)等について、協議する。 (2) 開催県において実施態度を決定する。 (3) 日本スポーツ協会と開催県は実施競技について協議する。 (4) 開催県は、開催内定時(5年前)までに、実施競技名を明記した必要書類等を日本スポーツ協会に提出する。 (5) 国スポ委員会で審議、決定する。	(1) 実施希望開催県団体と開催県で協議する。 (2) 開催県において実施態度を決定する。 (3) 開催決定時(3年前)までに必要書類等を作成し、日本スポーツ協会に提出する。 (4) 国スポ委員会で審議、決定する。
<b>その他</b>	[実施競技の見直し] (1) 正式競技を実施する中央団体は、別に定める様式により報告書を日本スポーツ協会に提出しなければならない。 (2) 日本スポーツ協会は提出された報告書を精査し、「国民スポーツ大会正式競技の選定基準と評価方法について」に基づき、4年ごとに次の区分で見直す。 ・「毎年実施競技」又は「隔年実施競技」として選定する ・正式競技から外れる ※「正式競技」から外れた競技は、「公開競技」として実施することができる。 ※「隔年実施競技」として選定された競技は、「公開競技」として実施することはできない。	[競技会実施の条件] 公開競技を実施するにあたっては、次のことを原則とする。 (1) 競技会の準備並びに運営(競技用具の確保、宿舍の手配、参加受付等、その他全般)について、当該中央団体が経費負担を含め主導的に行う。 (2) 開催県は、競技会場の貸与について協力するものとする。 (3) 参加料、参加者旅費など当該競技会参加に関する経費については、原則として、競技会参加者の自己負担とする。	

※ 高等学校野球については、従前どおりの実施内容で、別途「特別競技」として取り扱うこととする。

※ 略称については、次の通りとする

国民スポーツ大会委員会：国スポ委員会 / 文部科学省：文科省 / 中央競技団体：中央団体  
 開催都道府県：開催県 / 都道府県~~体育~~スポーツ協会：~~県~~体スポ協 / 都道府県競技団体：県団体

# 国民スポーツ大会開催基準要項細則（案）

## 1 国民スポーツ大会開催基準要項(以下「本則」という。)第7項第1号の3(開催地が複数の都道府県にまたがる場合)

総合開・閉会式場及び競技会場の決定については、当該都道府県が協議の上、日本スポーツ協会の承認を得なければならない。

## 2 本則第7項第4号の2(施設基準)

大会の競技施設は既存施設の活用に努め、施設の新設・改修等にあたっては、大会開催後の地域スポーツ推進への有効的な活用を考慮し、必要最小限にとどめるものとする。

なお、本施設基準は、会場地市町村等が各競技場を整備する上での基準であり、開催県及び市町村等において各中央競技団体との調整を行い弾力的に運用できるものとする。

(国民スポーツ大会施設基準参照)

## 3 本則第8項第1号及び第10項第4号(参加資格及び年齢基準等)

### (1) 大会及びブロック大会

#### 1) 参加資格

① 日本国籍を有する者であることとするが、選手及び監督のうち、次の者については、日本国籍を有しない者であっても、大会に参加することができる。なお、国籍、在留資格は参加申込時点で条件を満たしているかを判断し、大会終了時まで継続して条件を満たすこと。

(i) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうちの「永住者」(「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める「特別永住者」を含む)

(ii) 少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者。

i) 「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍する学生又は生徒で、大会実施要項が定める参加申込時に1年以上在籍していること。

ii) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「留学」、「家族滞在」又は「定住者」に該当していること。

(iii) 成年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者。

i) 少年種別年齢域にあった時点において前号(ii)に該当していた者であること。

ii) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、大会終了時において「留学」に該当しないこと。

[注] 上記(iii)－ii)について、大学及び専修学校等に在籍する者は、「出入国管理及び難民認定法」に定める「留学」以外の在留資格を有する場合も「留学」と同等に扱う。

② 選手及び監督は、所属都道府県の当該競技団体会長及び都道府県体協等会長が代表として認め選抜した者であること。都道府県代表選手の選抜にあたっては、別に定める「国民スポーツ大会における都道府県代表選手の選考に関する指針」に基づくこと。

③ 前々回又は前回の大会(都道府県大会及びブロック大会を含む)に選手又は監督として参加した者が異なる都道府県から参加する場合については、2大会以上の間を置かなければならない。ただし、次の場合は該当しないこととする。

(i) 成年種別

i) 新卒業者

- ii) 結婚又は離婚に係る者  
[注] i) 及び ii) は当該要件発生後、初めて参加する者に限る。
- iii) ふるさと選手(「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」による)  
[注] 「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。
- (ii) 少年種別
  - i) 新卒業者
  - ii) 結婚又は離婚に係る者
  - iii) 一家転住に係る者(「一家転住等に伴う特例措置」による)  
[注] i) から iii) は当該要件発生後、初めて参加する者に限る。
  - iv) JOC エリートアカデミーに在籍する者(「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」による)
- ④ 選手と監督の兼任は、同一種別内に限る。
- ⑤ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、冬季大会及び本大会にそれぞれ 1 競技に限り参加できる。
- ⑥ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。
- ⑦ 選手、監督、本部役員帯同のスポーツドクター、アスレティックトレーナーは、本大会又は冬季大会参加前の1年以内に日本スポーツ協会が指定するアンチ・ドーピング教育を受講した者であること。
- ⑧ 上記のほか、選手については次のとおりとする。
  - (i) 本則第18項に定める都道府県大会等に参加し、これを通過した者であること。ただし、別に定める「国民スポーツ大会予選会免除に関する要領」及び「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置」に基づき予選会への参加が免除となった者については、この限りではない。
  - (ii) 健康診断を受け、競技会への参加に支障がない者であること。
  - (iii) ドーピング検査対象に選定された場合には、検査を受けなければならない。
- ⑨ 上記のほか、監督については、大会開催年の4月1日以前から本大会終了時まで(冬季大会については、大会開催前年の10月1日以前から本大会終了時まで)日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度に基づき当該競技団体が定める公認資格(コーチ 1~4、教師、上級教師)を保有している者とし、監督が不在の場合選手は参加することができない。
- 2) 選手の年齢基準及び所属都道府県  
選手の年齢基準及び所属都道府県は、次のとおりとする。  
ただし、日本スポーツ協会が特に認める場合、以下の年齢基準にかかわらず、競技ごとに年齢区分を設定することができるものとし、年齢の下限は大会開催年(冬季大会は前年)の4月1日現在、14歳(中学3年生)とする。
- ① 成年種別  
大会開催年(冬季大会は前年)の4月1日現在、18歳以上の者とし、次のいずれかに属する都道府県を選択することができる。
  - (i) 居住地を示す現住所
  - (ii) 勤務地
  - (iii) ふるさと(「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」による。)
 [注] 「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

## ② 少年種別

大会開催年(冬季大会は前年)の4月1日現在、15歳以上18歳未満の者とし、次のいずれかに属する都道府県を選択することができる。

- (i) 居住地を示す現住所
- (ii) 「学校教育法」第1条に規定する学校の所在地
- (iii) 勤務地
- (iv) 「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」に定める小学校の所在地

[注] 上記の属する都道府県のうち、「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「『学校教育法』第1条に規定する学校の所在地」のいずれかから参加する場合は、大会開催年(冬季大会は開催前年)の4月30日以前から大会終了時(冬季大会は開催前年の10月31日)まで引き続き当該地に、居住又は勤務、通学していなければならない(「居住地を示す現住所」における「日常生活」及び「勤務地」における「主たる勤務実態」については、別に基準を定める)。ただし、次の者は、この限りではない。

[成年種別]

- (a) 「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の対象者

[少年種別]

- (a) 一家転住に係る者(「一家転住等に伴う特例措置」による)
- (b) 「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の対象者

## (2) 都道府県大会

- 1) 都道府県**スポ**協等は、大会の運営の円滑化を図るため、市町村体育・スポーツ協会、同教育委員会等と緊密な連絡をとり、前号に準拠した選手及び監督を各競技の参加者とする。
- 2) 各競技の選手及び監督は、大会主催者が定める参加申込書を提出する。
- 3) 当該競技団体に登録していない者又はチームの取り扱いは次のとおりとする。
  - (i) 大会主催者が定めた参加申込書を提出することにより、当該競技団体の一時登録者又は仮加盟者とみなし、参加料等を徴収することができる。なお、特に経験を必要とする競技については、当該競技団体が参加資格を別に定めることができる。
  - (ii) 参加申込書が受理された時点で参加条件が満たされたこととし、以降本大会まで当該競技団体の定めた競技者規定等を遵守すること。

## (3) その他

参加資格等に疑義があるときは、日本スポーツ協会及び当該競技団体が調査審議の上、日本スポーツ協会がその可否を決定する。

## 4 本則第10項第3号(大会の実施競技及び各競技の参加人員)

(1) 第70回大会から第73回大会における実施対象競技は次のとおり。

### 1) 正式競技(41 競技)

#### ① 毎年実施競技(37 競技)

[本大会]

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、山岳、カヌー、アーチェリー、空手道、クレー射撃、ボウリング、ゴルフ

[冬季大会]

スキー、スケート、アイスホッケー

② 隔年実施競技(4 競技)

[本大会]

軟式野球、銃剣道、なぎなた、トライアスロン

2) 公開競技(4 競技)

[本大会]

綱引、ゲートボール、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ

3) デモンストレーションスポーツ

開催県が希望する競技

4) 特別競技

[本大会]

高等学校野球

(2) 第 74 回大会から第 77 回大会における実施対象競技は次のとおり。

1) 正式競技(41 競技)

① 毎年実施競技(39 競技)

[本大会]

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン

[冬季大会]

スキー、スケート、アイスホッケー

② 隔年実施競技(2 競技)

[本大会]

銃剣道、クレール射撃

2) 公開競技(5 競技)

[本大会]

綱引、武術太極拳、パワーリフティング、ゲートボール、グラウンド・ゴルフ

3) デモンストレーションスポーツ

開催県が希望する競技

4) 特別競技

[本大会]

高等学校野球

※第 75 回大会の中止に伴い、当該大会実施競技については、令和 5 年開催の特別大会にて実施。

(3) 第 78 回大会から第 81 回大会における実施対象競技は次のとおり。

1) 正式競技(41 競技)

① 毎年実施競技(39 競技)

[本大会]

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ローイング、ホッケー、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン

[冬季大会]

スキー、スケート、アイスホッケー

- ② 隔年実施競技(2 競技)  
[本大会]  
ボクシング、クレール射撃
- 2) 公開競技(7 競技)  
[本大会]  
綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ、  
バウンドテニス、エアロビック
- 3) デモンストレーションスポーツ  
開催県が希望する競技
- 4) 特別競技  
[本大会]  
高等学校野球
- (4) 第 82 回大会から第 85 回大会における実施対象競技は次のとおり。
- 1) 正式競技(41 競技)  
① 毎年実施競技(39 競技)  
[本大会]  
陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ローイング、ホッケー、ボクシング、バレーボール、  
体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、  
自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、フェンシング、柔道、ソフトボール、  
バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、  
カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、クレール射撃、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン  
[冬季大会]  
スキー、スケート、アイスホッケー
- ② 隔年実施競技(2 競技)  
[本大会]  
馬術、なぎなた
- 2) 公開競技(9 競技)  
[本大会]  
綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ、  
バウンドテニス、エアロビック、スポーツチャンバラ、ダンススポーツ
- 3) デモンストレーションスポーツ  
開催県が希望する競技
- 4) 特別競技  
[本大会]  
高等学校野球
- (5) 第 86 回大会から第 89 回大会における実施対象競技は次のとおり。
- 1) 正式競技(計 42 競技)  
[本大会](計 37 競技)  
陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ローイング、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、  
バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、  
ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、  
ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、  
空手道、銃剣道、クレール射撃、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン  
[冬季大会]  
スキー、スケート、アイスホッケー  
[国スポ改革先行導入大会](計 2 競技)  
フェンシング、ダンススポーツ
- 2) 公開競技(9 競技)  
[本大会]

綱引、少林寺拳法、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、バウンドテニス、エアロビック、スポーツチャンバラ、ペタンク・ブール

3) デモンストレーションスポーツ

開催県が希望する競技

4) 特別競技

[本大会]

高等学校野球

(6) 正式競技及び特別競技の参加人員は「国民スポーツ大会実施競技及び参加人員」に示すとおり。

5 本則第 11 項第 1 号の 3 及び第 2 号の 4(総合成績決定方法)

(1) 総合表彰(都道府県)における総合成績決定方法

- 1) 各都道府県の男女総合成績及び女子総合成績は、冬季大会及び本大会で実施した全正式競技の得点を合計したものとし、その合計得点が多い順に順位を決定し、第 1 位から第 8 位まで表彰する。ただし、同点の場合は、その順位を共有し、その次の順位を欠位とする。
- 2) 各都道府県の総合成績は、大会総務委員会が決定する。
- 3) その他業務上必要な事項は別に定める。

(2) 競技別表彰における総合成績決定方法

各正式競技の男女総合成績及び女子総合成績は、次の競技得点及び参加得点を合計し、その多い順に順位を決定し、第 1 位から第 8 位まで表彰する。ただし、同点の場合は、順位を共有し、その次の順位を欠位とする。

各競技会の総合成績は、競技団体が決定するが、天候その他の事情により一部競技が中止になった場合は、当該競技団体と大会総務委員会が協議する。

1) 競技得点

競技得点は、次の 2 種類とし、第 1 位から第 8 位までの都道府県に与える。ただし、同順位の場合の競技得点は、次順位のものに加え、当該都道府県で等分し、割り切れない場合は小数第 3 位以下を切り捨てる。

		1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	6 位	7 位	8 位
種別	4 人以下	24 点	21 点	18 点	15 点	12 点	9 点	6 点	3 点
	5 人以上 7 人以下	40 点	35 点	30 点	25 点	20 点	15 点	10 点	5 点
	8 人以上	64 点	56 点	48 点	40 点	32 点	24 点	16 点	8 点
種目	——	8 点	7 点	6 点	5 点	4 点	3 点	2 点	1 点

[注] 「種別」:種別などに与える得点 「種目」:種目などに与える得点

2) 参加得点

参加得点は 10 点とし、その基準を下記のとおりとする。

- ① 都道府県が大会に直接エントリーする競技については、参加種別数にかかわらず、大会の参加をもって得点を与える。
- ② ブロック大会を経て参加する競技については、ブロック大会を大会参加とみなし、得点を与える。ただし、ブロック大会で大会の出場権を獲得しながら、大会に参加しなかった場合は与えない。

(3) 参加資格違反並びにアンチ・ドーピング規則に対する違反に関わる競技順位等の取り扱い  
「国民スポーツ大会における違反に対する処分に関する規程」によるものとする。

6 本則第 13 項第 3 号(開催要望書の様式及び添付書類)

(1) 様式

開 催 要 望 書			
公益財団法人日本スポーツ協会会長 殿 文 部 科 学 大 臣 殿			
令和〇〇年の第〇〇回国民スポーツ大会[本大会または冬季大会]を〇〇県において開催いたしたく、ここに要望します。			
年	月	日	
		都道府県スポーツ協会会長	印
		名	
		都道府県知事名	印
		都道府県教育委員会教育長名	印

(2) 添付書類

添付書類は、下記のとおりとする。ただし、日本スポーツ協会及び文部科学省が了解している事項については、省略することができる。

- 1) 都道府県議会決議書
- 2) 同一地区内都道府県の同意書

本則第12項第2号に定める同一地区内の都道府県体協等から同意を得ること。

7 本則第14項第3号(開催申請書の様式及び添付書類)

(1) 様式

開 催 申 請 書			
公益財団法人日本スポーツ協会会長 殿 文 部 科 学 大 臣 殿			
令和〇〇年の第〇〇回国民スポーツ体育大会[本大会または冬季大会]を〇〇県において開催いたしたく、ここに申請します。			
年	月	日	
		都道府県スポーツ協会会長	印
		名	
		都道府県知事名	印
		都道府県教育委員会教育長名	印

(2) 添付書類

添付書類は、下記のとおりとする。ただし、日本スポーツ協会及び文部科学省が了解している事項については、省略することができる。

- 1) 都道府県議会決議書

なお、都道府県は会場地市町村との間で、競技会開催に係る合意書(又は契約書)を取り交わしておくこと。

2) 実施予定競技及びその種類

3) 実施予定競技の会場地とその施設概要

施設については、縦横の長さ、高さ、面積、照明度、観客収容能力等を具体的に記載する。

4) 大会運営費及び施設費の予算書

収入財源を明確にし、支出については、特に新設施設の予算額と経費負担区分を明らかにする。  
年次計画のあるものについては、年度ごとの計画と予算書を明らかにする。

5) 予定会場地ごとの宿泊可能数調査書

予定会場内及び交通機関を利用して約 30 分以内に会場に到着することができる隣接地のホテル、旅館等の名称、その畳数、所有寝具数、1 人 3.3 m<sup>2</sup>(2 畳)以上を基準とした場合の収容人数と旅館側で希望する宿泊人員数を記載する。

## 8 本則第 16 項第 5 号(延期開催又は中止した大会に関する成績の取扱い及び参加資格の対応)

(1) 総合成績の取扱い

本則第 16 項(1)において、大会(本大会及び冬季大会)を中止した場合、既に終了した競技会の成績については確定するものとし、本大会を中止した場合の男女総合成績(天皇杯)及び女子総合成績(皇后杯)の順位については、空位とし、確定しないものとする。

(2) 参加資格の対応

1) 当該大会の取扱い

当該大会(都道府県大会及びブロック大会を含む)については、予選会実施の有無にかかわらず、参加申込は無効とし、参加資格上は「不参加」として取扱うものとする。ただし、既に実施済みの予選会については、開催実績として記録できるものとする。

2) ふるさと選手制度

当該大会が開催されていた場合、ふるさと選手制度を利用する要件を満たしていた者について、次の通りとする。

① 当該大会の次回大会に参加する選手は、当該大会の前回大会のふるさと選手制度利用をもって、ふるさと解除(ふるさと選手制度 1 回の利用について、2 年以上連続で使用した者は、次回大会に 2 大会空けることなく、異なる都道府県から参加することが可能。)を適用可とする。

② 当該大会の次々回大会に参加する選手は、特例として当該大会の次回大会のふるさと選手制度利用をもって、ふるさと解除を適用可とする。

## 9 本則第 20 項第 5 号(各競技会表彰式の要領)

各競技の表彰式は、できるだけ簡素なものとし、概ね次のとおりとする。

- ・成績発表
- ・表彰状授与
- ・大会会長トロフィー授与
- ・競技会会長閉会のあいさつ
- ・会場地代表歓送のことば
- ・国旗降納
- ・大会旗、実施競技団体旗、会場地市町村旗降納

## 10 本則第 26 項(実施要項に記載する内容)

(1) 大会実施要項

- 1) 総則
  - ① 開催の趣旨            ② 実施競技            ③ 会期及び会場        ④ 競技方法
  - ⑤ 参加資格            ⑥ 表彰の方法        ⑦ 参加申込方法
  - ⑧ 宿泊申込方法        ⑨ 参加上の注意    ⑩ その他必要な事項
- 2) 大会日程と会場一覧表
- 3) 各競技実施要項
- 4) 天皇杯・皇后杯授与規程
- 5) 大会会長トロフィー授与規程
- 6) 日本スポーツ協会加盟競技団体一覧表
- 7) 開催県スポーツ協会加盟団体一覧表
- 8) 開催県各会場地市町村実行委員会事務局一覧表
- 9) その他必要な事項
- (2) 各競技別実施要項
  - 1) 期日
  - 2) 会場
  - 3) 種別(種目)及び参加人員
  - 4) 競技上の規程及び方法
  - 5) 予選方法
  - 6) 参加資格等
  - 7) 成績採点方法
  - 8) 表彰の方法
  - 9) 参加申込方法
  - 10) 参加上の注意
  - 11) その他

## 11 本則第 30 項第 2 号(プログラムに記載する内容)

- (1) 総合プログラムには、下記のことを掲載しなければならない。
  - 1) 大会会長及び文部科学大臣あいさつ並びに開催県知事の歓迎のことば
  - 2) 大会役員
  - 3) 天皇杯・皇后杯授与規程
  - 4) 参加人員一覧表
  - 5) 各競技会別会場及び大会日程一覧表
  - 6) 各競技の日程及び組合せ
  - 7) その他必要な事項
- (2) 競技別プログラムには、下記のことを掲載しなければならない。
  - 1) 大会会長及び文部科学大臣あいさつ並びに開催県知事の歓迎のことば
  - 2) 全国を統轄する競技団体会長あいさつ及び会場地市町村代表の歓迎のことば
  - 3) 大会役員
  - 4) 競技会役員
  - 5) 競技役員、係員及び補助員
  - 6) 天皇杯・皇后杯授与規程
  - 7) 大会会長トロフィー授与規程
  - 8) 表彰式次第
  - 9) 会場図

- 10) 競技日程
- 11) 競技の見方
- 12) 組合せ
- 13) 都道府県別参加人員
- 14) その他必要な事項

(注) 6)、7)は、正式競技のみ記載する。

## 12 本則第 42 項第 1 号(国民スポーツ大会参加者傷害補償制度の運営)

- (1) 大会参加の都道府県協等は、大会参加者傷害補償制度の対象となる参加者数に応じた制度負担金を日本スポーツ協会に納入する。
- (2) 制度負担金の額は日本スポーツ協会が定める。
- (3) 制度負担金の充当先については、日本スポーツ協会が定める。
- (4) 都道府県代表選考過程における傷害等については、当該参加者本人及び予選会等代表選考の主催者の責任において別途傷害保険等に加入するなどの対応をとること。

### 〈 附 則 〉

- (1) 本細則は、昭和 58 年 12 月 7 日改定し、施行する。ただし、下記については、それぞれ昭和 63 年 1 月 1 日から施行する。
  - 3-1) ①オ(ア)
  - 3-1) ②ウ“大学を除く”
  - 5-1) ①②
- (2) 本細則の下記については、昭和 62 年 12 月 10 日改定し、昭和 63 年 1 月 1 日から施行する。
  - 4、7-1)(2)及び附則(1)
- (3) 本細則第 4 項水泳競技飛込種別の選手数については、平成元年 12 月 6 日改定し、施行する。
- (4) 本細則附則(1)については、平成 2 年 5 月 16 日改定し、施行する。
- (5) 本細則の下記については、平成 3 年 12 月 2 日改定し、施行する。
  - 4 の成年 2 部の廃止と、これに伴う実施種別と実施時期の明記
- (6) 本細則の下記については、平成 4 年 1 月 31 日改定し、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。
  - 4(軟式庭球をソフトテニスに変更)
- (7) 本細則の下記については、平成 5 年 6 月 8 日改定し、施行する。
  - 6-2)-⑤(予定会場地ごとの宿泊可能数調査書)
- (8) 本細則の下記については、平成 5 年 6 月 29 日新設し、施行する。
  - 11-1) (国民スポーツ振興事業)
- (9) 本細則附則(1)については、平成 7 年 6 月 21 日改定し、施行する。
- (10) 本細則の下記については、平成 8 年 1 月 9 日改定し、以下により施行する。
  - 第 2 項(施設基準)は、細則(注)2に記載の日より施行する。
  - 第 3 項(1)②のエ( )書きは、平成 8 年 1 月 9 日より施行する。
  - 第 4 項(各季大会の実施競技及び各競技の参加人員)は、細則補足説明記載の日より施行する。
- (11) 本細則の下記については、平成 8 年 4 月 26 日改定し、以下により施行する。
  - 第 4 項のライフル射撃競技種別の種目については、第 55 回大会より施行する。
  - 同項空手道競技種別の監督、選手数及び種目については、第 52 回大会より施行する。
- (12) 本細則の下記については、平成 8 年 6 月 11 日新設し、第 54 回大会より施行する。
  - 第 2 項及び第 4 項のゴルフ競技に関わる項目の新設。
- (13) 本細則附則(1)については、平成 9 年 1 月 14 日に改定し、第 52 回夏季大会より施行する。

- (14) 細則の下記については、平成 10 年 6 月 17 日改定し、以下により施行する。  
第 2 項の秋季大会式典会場に関わる項目は、平成 10 年 6 月 17 日より施行する。  
第 2 項及び第 4 項の漕艇、軟式野球及びカヌーの各競技に関わる項目は、平成 10 年 6 月 17 日より施行する。  
第 3 項(1)①オの成年 2 部に関わる項目については、第 54 回大会より施行する。
- (15) 本細則の下記については、平成 10 年 12 月 9 日改定し、第 54 回大会より施行する。  
第 4 項のバレーボール及び体操競技の参加人員、並びにヨット競技の種目。
- (16) 本細則第 2 項のヨット競技施設基準については、平成 11 年 6 月 16 日改定し、施行する。
- (17) 本細則第 4 項のサッカー競技参加人員については、平成 11 年 9 月 7 日改定し、第 57 回大会より施行する。
- (18) 本細則の下記については、平成 11 年 12 月 15 日改定し、以下により施行する。  
第 4 項のライフル射撃及びボートの各競技種目については、第 55 回及び第 56 回大会より、それぞれ施行する。
- (19) 本細則第 4 項のヨット競技種目については、平成 12 年 3 月 8 日改定し、第 56 回大会より施行する。
- (20) 本細則第 4 項の体操競技参加人員については、平成 12 年 6 月 21 日改定し、第 56 回大会より施行する。
- (21) 本細則第 4 項のゴルフ及びテニスの各競技参加人員については、平成 12 年 8 月 23 日改定し、第 56 回大会より施行する。
- (22) 本細則の下記については、平成 12 年 12 月 13 日改定し、以下により施行する。  
第 2 項及び第 4 項のヨット競技名称については、平成 12 年 12 月 13 日より施行する。  
第 4 項の弓道及びライフルの各競技参加人員については、第 56 回大会より施行する。
- (23) 平成 13 年 1 月 6 日の省庁再編に伴う文部科学省等の表記の変更については、同日改定し、施行する。
- (24) 本細則の下記については、平成 13 年 3 月 14 日改定し、以下により施行する。  
第 2 項の前文及び第 4 項のボウリング競技参加人員については、平成 13 年 3 月 14 日より施行する。  
第 2 項のサッカー、柔道、バドミントンの各競技施設基準及び第 5 項の競技得点の施行時期については、平成 13 年 6 月開催の国体委員会にて決定する。  
第 8 項(開催地都道府県実行委員会が日体協と協議し、承認を受けなければならない事項)については、本則第 23 項への振替えにより削除し、以下項を繰り上げるものとする。
- (25) 本細則第 2 項のサッカー、柔道、バドミントンの各競技施設基準及び第 5 項の競技得点については、第 61 回及び第 58 回大会より、それぞれ施行する。(平成 13 年 6 月 22 日開催の国体委員会にて決定)
- (26) 本細則の下記については、平成 14 年 3 月 14 日改定し、以下により施行する。  
第 2 項のアイスホッケー競技施設基準については、第 59 回大会より施行する。  
第 6 項(2)①の開催申請書添付書類については、冬季大会は第 60 回大会、夏・秋季大会は第 62 回大会の開催申請書提出時より施行する。
- (27) 本細則第 4 項のレスリング競技参加人員については、平成 14 年 7 月 2 日改定し、第 58 回大会より施行する。
- (28) 本細則第 4 項の競技参加人員(注)4については、平成 14 年 8 月 20 日新設し、第 58 回大会より施行する。
- (29) 本細則第 3 項(1)①ウの参加資格については、平成 14 年 12 月 24 日改定し、第 58 回以降の大会に参加した監督及び選手について適用する。
- (30) 本細則第 2 項のアーチェリー競技施設基準については、平成 15 年 3 月 4 日改定し、第 60 回大会より施行する。
- (31) 本細則第 5 項(1)①競技得点については、平成 15 年 3 月 4 日改定し、施行する。
- (32) 本細則第 3 項(1)①オ(オ)及び第 5 項(3)のドーピング・コントロール関連事項については、平成 15 年 4 月 25 日新設し、施行する。
- (33) 本細則第 4 項のレスリング競技参加人員については、平成 15 年 8 月 19 日改定し、第 59 回大会より施行する。

- 行する。
- (34) 本細則第3項(1)①オ(イ)については、平成15年12月19日新設し、第59回大会より施行する。
- (35) 本細則第3項(1)①ウの所属都道府県の特例措置については、平成16年4月13日に改定し、第60回大会より施行する。
- (36) 本細則第3項(1)①の参加資格及び②の選手の年齢基準及び所属都道府県については、平成16年4月13日に改定し、第60回大会より施行する。
- (37) 本細則第3項(1)①(ii)、(iii)の「日本国籍を有しない者」の参加資格については平成16年6月18日に改定し、第60回大会より施行する。
- (38) 本細則については、平成17年6月16日に改定し、第61回冬季大会スケート・アイスホッケー競技会から適用するが、次の項目については第60回夏季大会より適用する。
- ・「第5項(3) アンチ・ドーピング規則違反に関わる得点等の取り扱い」
  - ・「第10項 国民体育大会参加者傷害補償制度の運営」
- (39) 本細則第4項のセーリング競技参加人員については、少年種別における使用艇種がFJ級からセーリングスピリッツ級に変更となることに伴い、平成17年12月22日改定し、第62回大会より施行する。
- (40) 本細則第4項(各競技の参加人員)については、平成15年3月25日策定の「国体改革2003」における大会規模の適正化(参加総数の削減)に伴い改定する。なお、各競技の実施時期については以下のとおり。
- ・ スケート競技については、第60回大会より施行する。
  - ・ サッカー競技、テニス競技、卓球競技、バドミントン競技、ライフル射撃競技、ゴルフ競技については、第61回大会より施行する。
  - ・ その他の競技については、第63回大会より施行する。
  - ・ 体操競技少年男子種別新体操種目については、第64回大会より休止する。
  - ・ バレーボール競技成年男女種別9人制については、第66回大会より廃止する。
- (41) 本細則第2項(施設基準)については、(40)の大会規模の適正化等に伴い、以下の競技において第63回大会より改定し施行する。
- ・ スキー競技、ホッケー競技、ボクシング競技、バスケットボール競技、セーリング競技、ウエイトリフティング競技、ハンドボール競技、馬術競技、フェンシング競技、柔道競技、カヌー競技、ボウリング競技
- (42) 本細則第2項の山岳競技施設基準については、縦走種目を廃止新たにクライミング種目を導入することに伴い、平成17年8月11日改定し、第63回大会より施行する。
- (43) 本細則第2項の山岳競技施設基準については、国際競技規則において、種目の名称が変更となる(クライミング種目→リード種目)ことから、平成18年12月20日改定し、第63回大会より施行する。
- (44) 本細則第4項の空手道競技参加人員(内訳)については、少年男子種別に「形」種目を導入するなど、参加人員内訳等に変更が生じることに伴い、平成18年12月20日改定し、第63回大会より施行する。
- (45) 本細則第2項のボウリング競技施設基準については、競技会場のレーン数に応じ競技日数を設定できるよう、平成19年3月7日改定し、第63回大会より施行する。
- (46) 本細則第3項第1号-1)-⑤-(iv)「単一大学又は実質的に単一大学の学生によって構成される団体競技のチームの参加に関する項」については、国体改革2003における参加制限撤廃等の観点から、平成19年3月7日改定し、第63回大会より削除する。
- (47) 本細則第4項の弓道競技参加人員(内訳)については、ジュニア競技者強化等の観点から、平成19年3月7日改定し、第63回大会より施行する。
- (48) 本細則第3項第1号-1)-⑤-(v)及び第5項第3号については、(財)日本アンチ・ドーピング機構が定める日本ドーピング防止規程の発効に伴い、平成19年7月1日改定し、施行する。
- (49) 本細則第4項のボート競技参加人員(内訳)については、監督配置の考え方の変更に伴い、平成19年8月29日改定し、第63回大会より施行する。
- (50) 本細則第4項のホッケー競技参加人員(内訳)については、ジュニア競技者強化等の観点から平成19年

- 8月29日改定し、第63回大会より施行する。
- (51) 本細則第4項の馬術競技参加人員(内訳)については、各ブロック間の人員配分の均等化を考慮し、平成19年8月29日改定し、第63回大会より施行する。
- (52) 本細則第4項の水泳競技参加人員(内訳)については、各種目の普及・強化状況等を考慮し、平成19年12月19日改定し、第63回大会より施行する。
- (53) 本細則第4項のカヌー競技参加人員(内訳)については、監督配置の考え方の変更に伴い、平成20年3月19日改定し、第63回大会より施行する。
- (54) 本細則第5項第3号の「ドーピング防止規則に対する違反に関わる得点等の取り扱い」については、「国民体育大会ドーピング防止規則に対する違反に関わる制裁措置等取り扱い規則(平成15年6月20日制定、平成17年6月1日及び平成19年8月29日改定)」及び「国民体育大会参加資格違反に係る罰則規定(平成19年3月7日制定)」を統合・整理した「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」を制定し(平成20年4月25日)、施行する。
- (55) 本細則第3項第1号-1)-③-(ii)-iii)の「一家転住等に係る者」における「一家転住等に伴う特例措置」については、転居先及び転居元都道府県における都道府県代表選考状況により、参加することができる都道府県を明確にするため、平成20年4月25日改定し、施行する。
- (56) 本細則第4項別表〔国民体育大会実施競技及び参加人員〕補足4・陸上競技会ハーフマラソン種目の項目については、同種目実施に係る開催地の経費負担等を考慮し、平成20年12月17日改定、削除する。
- (57) 本細則第10項第4号については、当該制度の対象がブロック大会及び本大会となったことから新たに明記し、平成20年12月17日改定、第64回国民体育大会(平成21年4月20日)より施行する。
- (58) 本細則第2項のカヌー競技施設基準及び第4項のカヌー競技参加人員(内訳)について、国際連盟規定の改定により、同競技各種目名称を変更することから、平成20年3月18日改定、第64回国民体育大会(平成21年4月1日)より施行する。
- (59) 本細則第2項の陸上競技施設基準については、(財)日本陸上競技連盟規程の改定により、平成21年6月19日改定し、施行する。
- (60) 本細則第3項第1号-1)については、平成21年8月26日改定し、第65回以降の大会に参加した選手及び監督について適用する。
- (61) 本細則第3項第1号-1)-③及び同2)については、「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」を設けることに伴い、平成21年12月16日改定、第65回大会より施行する。
- (62) 本細則第4項の水泳競技(競泳・飛込)及びセーリング競技参加人員(内訳)については、参加人員制限のための予備エントリー制度を導入することに伴い、平成21年12月16日改定、第65回大会より施行する。
- (63) 本細則の下記については、平成21年12月16日新設し、第70回大会より施行する。  
第2項及び第4項のトライアスロン競技に関わる項目の新設。
- (64) 本細則第1項及び施設基準における「総合開・閉会式」の表記については、第65回大会より冬季大会を含め回数を同じくする同一年の大会の開・閉会式を一本化して実施することに伴い、平成22年3月17日改定し、適用する。
- (65) 本細則第4項(各季大会の実施競技)については、平成22年3月17日改定(「国民体育大会における実施競技について(平成20年8月27日制定)」)し、第70回大会より施行する。
- (66) 本細則第1項第1号-1)-①-(ii)及び同(iii)については、平成22年6月18日改定し、第66回大会より適用する。
- (67) 本細則第4項の体操競技及びバレーボール競技参加人員(内訳)については、平成22年12月16日改定し、第66回大会より施行する。
- (68) 本細則第2項のサッカー競技施設基準については、平成23年3月25日改定し、第66回大会より施行する。
- (69) 本細則第4項のラグビーフットボール競技参加人員(内訳)については、平成23年3月25日改定し、第68回大会より施行する。

- (70) 本細則は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日(平成23年4月1日)から施行する。
- (71) 本細則第3項第1号-1)の①-(iii)-ii)及び②、⑦-(i)、本細則第3項第1号-2)-[注]、本細則第3項第2号-1)、本細則第10項については、平成23年8月25日改定し、施行する。本細則第3項第1号-1)の⑧については、平成23年8月25日新設し、第68回大会より施行する。
- (72) 本細則第2項のウエイトリフティング競技施設基準については、平成23年12月15日改定し、第68回大会より施行する。
- (73) 本細則第4項のウエイトリフティング競技参加人員(内訳)については、平成23年12月15日改定し、第68回大会より施行する。
- (74) 本細則第4項のソフトテニス競技参加人員(内訳)については、平成23年12月15日改定し、第67回大会より施行する。
- (75) 本細則第4項のゴルフ競技参加人員(内訳)については、平成24年5月17日改定し、第68回大会より施行する。
- (76) 本細則第3項第1号の1)-①-(ii)-ii)及び(iii)、2)-[注]については、平成24年6月21日改定し、施行する。
- (77) 本細則第4項のアーチェリー競技参加人員(内訳)については、平成24年6月21日改定し、第68回大会より施行する。
- (78) 本細則第3項第1号の1)-①及び⑦-(i)、2)、2)-②、2)-[注]については、平成24年12月20日改定し、施行する。
- (79) 本細則第4項のテニス競技参加人員(内訳)については、平成24年12月20日改定し、第68回大会より施行する。
- (80) 本細則第4項の体操競技参加人員(内訳)については、平成25年3月7日改定し、第69回大会より施行する。
- (81) 本細則第4項のセーリング競技の実施種目については、平成25年3月7日改定し、第70回大会より施行する。
- (82) 本細則第2項の自転車競技施設基準については、平成25年6月21日改定し、第69回大会より施行する。
- (83) 本細則第4項のバスケットボール競技参加人員(内訳)については、平成25年6月21日改定し、第74回大会より施行する。
- (84) 本細則第2項の柔道競技施設基準については、平成25年12月12日改定し、第69回大会より施行する。
- (85) 本細則第4項のソフトテニス競技参加人員(内訳)については、平成25年12月12日改定し、第70回大会より施行する。
- (86) 本細則第2項のトライアスロン競技施設基準については、平成26年3月13日改定し、第71回大会より施行する。
- (87) 本細則第4項のホッケー競技参加人員(内訳)については、平成26年3月13日改定し、第69回大会及び第70回大会より施行する。
- (88) 本細則第4項の第74回大会から第77回大会における実施対象競技については、平成26年3月13日改定し、第74回大会より施行する。
- (89) 本細則第2項のスキー競技施設基準については、平成26年12月11日改定し、第70回大会より施行する。
- (90) 本細則第4項の弓道競技参加人員(内訳)については、平成26年12月11日改定し、第70回大会より施行する。
- (91) 本細則第3項(1)1)③及び④については、平成27年3月12日に改定し、第70回本大会より施行する。
- (92) 本細則第5項第3号については、日本アンチ・ドーピング規程(2015年1月1日版)の発効に伴い、

- 平成 27 年 3 月 12 日改定し、施行する。
- (93) 本細則第 4 項の柔道競技参加人員(内訳)については、平成 27 年 6 月 11 日改定し、第 72 回大会より施行する。
- (94) 本細則第 4 項のアーチェリー競技参加人員(内訳)については、平成 27 年 12 月 10 日改定し、第 71 回大会より施行する。
- (95) 本細則第 6 項の開催要望書の様式及び添付書類については、平成 27 年 12 月 10 日に新設し、施行する。
- (96) 本細則第 4 項の第 78 回大会から第 81 回大会における実施対象競技については、平成 29 年 3 月 8 日改定し、第 78 回大会より施行する。
- (97) 本細則第 2 項の山岳競技施設基準については、平成 29 年 4 月 3 日改定し、施行する。
- (98) 本細則第 4 項の山岳競技名称については、平成 29 年 4 月 3 日改定し、第 74 回大会より施行する。
- (99) 本細則は、公益財団法人日本スポーツ協会の名称変更に伴い、平成 30 年 4 月 1 日改定し、施行する。
- (100) 本細則は、平成 35 年 1 月 1 日からの国民スポーツ大会への名称変更に伴い、平成 30 年 8 月 30 日改定し、施行する。
- (101) 本細則第 2 項のレスリング競技施設基準については、平成 30 年 8 月 30 日改定し、第 74 回大会より施行する。
- (102) 本細則は、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度の改定に伴い、平成 31 年 4 月 1 日改定し、施行する。
- (103) 本細則第 9 項(1)については、令和元年 6 月 13 日改定し、施行する。
- (104) 本細則第 7 項については、令和 2 年 12 月 10 日に制定し、施行する(第 8 項以降の項番号を繰り下げ)。
- (105) 本細則第 8 項を第 7 項に繰り上げ、以降の項番号を繰り下げるとし、第 8 項については、令和 3 年 6 月 10 日に改定し、施行する。
- (106) 本細則第 8 項(2)1)については、令和 3 年 12 月 9 日に改定し、施行する。
- (107) 本細則第 3 項(1)1)については、令和 4 年 6 月 7 日に改定し、施行する。ただし、第 3 項(1)1)⑦については、令和 5 年 4 月 1 日以降に開催する大会から施行するものとし、令和 5 年 3 月 31 日以前に開催の大会については努力義務とする。
- (108) 本細則第 3 項(1)1)①(ii) ii)及び第 4 項については、令和 4 年 12 月 9 日に改定し、施行する。
- (109) 本細則第 4 項のボート競技名称については、令和 5 年 1 月 1 日に改定し、令和 5 年に開催する特別大会より施行する。
- (110) 本細則については、令和 6 年 1 月 1 日に国民体育大会を国民スポーツ大会に改定し、施行する。
- (111) 本細則第 2 項のバレーボール(ビーチバレーボール)競技施設基準については、令和 3 年 6 月 10 日開催の令和 3 年度第 1 回国体委員会での決定に基づき、令和 6 年 4 月 1 日改定し、第 78 回大会より施行する。
- (112) 本細則第 3 項(1)2)①②の注釈について冬季大会における大会終了時の終点日を追記。令和 7 年 12 月 11 日に改定し、施行する。
- (113) 本細則第 4 項の第 86 回大会から第 89 回大会における実施対象競技については、令和 8 年 6 月 2 日に改定し、第 86 回大会より施行する。
- (114) 本細則第 3 項の参加資格については、令和 8 年 6 月 2 日に改定し、施行する。

# 国民スポーツ大会実施競技及び参加人員

## [ 国民スポーツ大会冬季大会 ]

競技	種別・種目	参加人員					合計	備考
		内訳			小計			
		監督	選手	県数	監督	選手		
スキー	成年男子	3	40 以内	47	1県	75 以内	1,660 以内	1,660名を超えるときは全日本スキー連盟が調整する。
	成年女子							
	少年男子							
	少年女子							
スケート	成年男子	12 以内	30 以内	47	1県	66 以内	858 以内	858名を超えるときは日本スケート連盟が調整する。
	成年女子							
	少年男子							
	少年女子							
アイスホッケー	成年男子	1	16	26	26	416	663	
	少年男子	1	16	13	13	208		
合計(名)							3,181	

## [ 国民スポーツ大会 ]

競技	種別・種目	参加人員					合計	備考									
		内訳			小計												
		監督	選手	県数	監督	選手											
陸上競技	成年男子	2	29 以内 (男子19名以内、 女子19名以内)	47	1,457 以内	1,457 以内	監督、選手の兼任は1名とし、その場合は参加選手を30名とすることができる。										
	少年男子																
	成年女子																
	少年女子																
水泳	競泳	1	42 以内 (男子24名以内、 女子23名以内)	47	98 以内	1,612 以内	・OWSの監督は競泳の監督を兼ねることができ、その場合に限り、競泳の監督は最大2名とする。 競泳と飛込の選手数は、予備エントリー人数に基づき日本水泳連盟が調整する。 成年選手は監督を兼任することができる。										
								飛込	1	4							
											アーティスティックスイミング	少年男子	1	2	18	18	36
												少年女子	1	11	12	12	132
	水球	男子	1	11	10	10	110										
		女子	1	2	47	114	47	成年選手は監督を兼任することができる。									
	サッカー	成年男子(女子)	1	15	16	16	240	920	成年男子・女子の監督は選手を兼ねることができる。成年種別は隔年で実施する。								
		少年男子	1	16	24	24	384										
少年女子		1	15	16	16	240											
少年女子		1	2	32	64	64											
テニス	成年男子	2	2	32	94	94	410	監督は参加申込みの際に担当種別を入力しなければならない。 選手と監督の兼任はできない。2会場開催の際、3種別以上参加の都道府県は、監督を両会場に1名ずつ配置しなければならない。									
	成年女子																
	少年男子																
	少年女子																
ローイング	成年男子	1~6	舵手つきフォア	6	20	142	234	各都道府県の監督数は、ブロック大会の結果により、※印の種目に参加する数と同数とする(1~6名)。 選手と監督の兼任はできない。									
			ダブルスカル ※	2	47												
			シングルスカル	1	20												
			舵手つきクォドルプル ※	6	20												
			ダブルスカル	2	15												
			シングルスカル	1	20												
	成年女子	舵手つきクォドルプル ※	6	20	170												
		ダブルスカル	2	15													
		シングルスカル	1	20													
		舵手つきクォドルプル ※	6	20		180											
		ダブルスカル ※	2	20													
		シングルスカル	1	20													
少年男子	舵手つきクォドルプル ※	6	20	170													
	ダブルスカル ※	2	15														
	シングルスカル	1	20														
	舵手つきクォドルプル ※	6	20														
少年女子	ダブルスカル ※	2	15	170													
	シングルスカル	1	20														
	ダブルスカル ※	2	15														
	シングルスカル	1	20														
ホッケー	成年男子	1	13	10	10	130	560	成年男子・成年女子の監督は選手を兼ねることができる。									
	成年女子	1	13	10	10	130											
	少年男子	1	13	10	10	130											
	少年女子	1	13	10	10	130											
ボクシング	成年男子	1	5	24	24	120	288	開催県の少年男子のセカンドは、成年男子の監督が兼ねる。 上記を除き、監督とセカンド、監督と選手、セカンドと選手の兼任はできない。									
	少年男子	1	1	5	5	24											
	成年女子	1	1	13	13	13	26	選手と監督の兼任はできない。									
バレーボール	6人制	1	成年男子	1	14	10	10	140	1,068	同一種目の選手と監督の兼任はできない。							
			成年女子	1	14	10	10	140									
			少年男子	1	12	24	24	288									
			少年女子	1	12	24	24	288									
	ビーチバレーボール	少年男子	1	2	24	24	48										
		少年女子	1	2	24	24	48										
体操	競技	1	成年男子	5	11	11	55	661 以内	成年選手は監督を兼任することができる。								
			成年女子	5	10	10	50										
			少年男子	5	25	25	125										
			少年女子	5	25	25	125										
	新体操	少年男子	1	5	10	10	50										
		少年女子	1	5	23	23	115										
	トランポリン	男子(成年少年共通)	1	1	10	30~39 以内											
		女子(成年少年共通)	1	1	10												
バスケットボール	成年男子	1	12(11)	16	16	192(176)	1,024	成年男女において選手と監督は兼任できる。 選手の人数は最大12名とする。 成年種別の選手人数は隔年で入れ替わる									
	成年女子	1	11(12)	16	16	176(192)											
	少年男子	1	12	24	24	288											
	少年女子	1	12	24	24	288											
レスリング	成年男子	フリースタイル	1	5	47	47	235	705	選手と監督の兼任はできない。 成年男子と少年男子との監督は兼任できない。 監督は成年男子と共通。選手と監督の兼任はできない。								
		グレコローマンスタイル	1	7	47	47	329										
	少年男子	フリースタイル	1	7	47	47	329										
		グレコローマンスタイル	(1)	1	47	(47)	47										

競技	種別・種目	参加人員					合計	備考		
		内訳			小計					
		監督	選手	県数	監督	選手				
セーリング	成年男子	470級	1	2	47	703	703	成年種別は選手が監督を兼任することができる。		
		ILCA7級		1						
		国スボウインドサーフィン級		1						
	成年女子	セーリングスピリッツ級	2							
		ILCA6級	1							
		国スボウインドサーフィン級	1							
	少年男子	420級	1	2						
ILCA6級	1									
少年女子	420級	2								
	ILCA6級		1							
ウエイトリフティング	成年男子	1	2~4	47	47	139	357	成年男子及び少年男子の各選手数はブロック大会の結果による。選手と監督の兼任はできない。監督については、成年男子・女子・少年男子種別共通として、1名。		
	少年男子		2~3	47		126				
	女子		1~3	15~45		45				
ハンドボール	成年男子	1	12	19(16)	19(16)	228(192)	70	成年選手は、同種別の監督を兼任することができる。 成年男女、少年男女は隔年で出場県数を入替		
	成年女子	1	12	16(19)	16(19)	192(228)				
	少年男子	1	12	16(19)	16(19)	192(228)				
	少年女子	1	12	19(16)	19(16)	228(192)				
自転車	男子A	2	3	47	94	282	517	監督は1都道府県2名とし、いずれかの監督が2種別の監督を兼務する。選手は、1都道府県9名以内とし、男子A3名、男子B3名、女子3名で構成する。条件を満たす選手は監督を兼務することができる		
	男子B		3							
	男子		-							
	女子		3							
ソフトテニス	成年男子	1	5	(47)	(47)	(235)	648	選手と監督の兼任は原則できない。 出場県数は全種別でローテーションする		
	成年女子	1	5	(21)	(21)	(105)				
	少年男子	1	5	(24)	(24)	(120)				
	少年女子	1	5	(16)	(16)	(80)				
卓球	成年男子	1	3	(47)	(47)	(141)	460	成年男子及び成年女子の監督は、選手を兼ねることができる。 出場県数は規定に基づき設定する		
	成年女子	1	3	(20)	(20)	(60)				
	少年男子	1	3	(16)	(16)	(48)				
	少年女子	1	3	(32)	(32)	(96)				
軟式野球	成年男子	1	15	32	32	480	512	成年選手は監督を兼任することができる。		
相撲	成年男子	1	3	47	47	141	470	選手と監督の兼任はできない。		
	少年男子	1	5	47	47	235				
馬術	成年男子	1	1	69	47	47	69	326	監督及びホースマネージャーは選手を兼ねることができる。	
	成年女子		69	69						
	少年		94	94						
フェンシング	成年男子	1	3	47	141	54	339	成年男女の選手は監督を兼ねる。		
	成年女子		3	18						
	少年男子		3	18						
	少年女子		3	18						
柔道	成年男子	1	5	(47)	(47)	(235)	522	成年選手は監督を兼任することができる。 出場県数は規定に基づき設定する		
	少年男子	1	5	(18)	(18)	(90)				
	女子	1	5	(22)	(22)	(110)				
	少年男子	1	12	13	13	156				
ソフトボール	成年女子	1	13	13	13	169	715	監督が選手を兼ねるときは、選手登録をしなければならぬ。		
	少年男子	1	13	13	13	169				
	少年女子	1	13	13	13	169				
	少年女子	1	3	(47)	(47)	(141)				
バドミントン	成年男子	1	3	(16)	(16)	(48)	444	成年選手は監督を兼任することができる。 出場県数は規定に基づき設定する		
	成年女子	1	3	(16)	(16)	(48)				
	少年男子	1	3	(16)	(16)	(48)				
	少年女子	1	3	(32)	(32)	(96)				
弓道	成年男子	1~3	3	24	56	72	314	選手と監督の兼任はできない。監督配置数は別に定める方法により参加都道府県へ配分する。		
	成年女子		3	24		72				
	少年男子		3	19		57				
	少年男子		3	19		57				
	少年女子		3	19		57				
ライフル射撃	成年男子	1	R3PM, RSM	1	22	47	22	428	選手と監督の兼任はできない。 出場県数は隔年で入れ替え	
			RPRM	1	22		22			
			ARM	1	24(47)		24(47)			
			APM	1	24		24			
			CFPM, CFP30M	1	47		47			
	成年女子		R3PW, RPRW	1	22		22			
			ARW	1	47(24)		47(24)			
			APW	1	24		24			
			ARMT	(2)	(12)		(24)			
	MIX成年		ARMJ, AR30MJ	1	24		24			
			BRMJ	1	47(22)		47(22)			
			BPMJ	1	16		16			
	少年男子		ARWJ, AR30WJ	1	24		24			
			BRWJ	1	22(47)		22(47)			
BPWJ		1	16	16						
MIX少年		BRMTJ	(2)	(12)	(24)					
剣道	成年男子	5	3	47	235	48	475	成年男子及び成年女子の監督は選手が兼ねる。		
	成年女子		3	16						
	少年男子		1	5					16	80
	少年女子		1	5					16	80
ラグビーフットボール	成年男子	1	10	12	12	120	420	成年男子については、監督が男子の場合、選手を兼ねることができる。 女子については、監督が女子の場合、選手を兼ねることができる		
	少年男子	1	23	12	12	276				
	女子	1	10	12	12	120				

競技	種別・種目		参加人員						合計	備考		
			内訳			小計						
			監督	選手	県数	監督	選手	選手				
スポーツライミング	成年男子		1	2	(26)	(26)	(52)	309	選手と監督の兼任は認めない。 出場県数は規定に基づき設定する			
	成年女子		1	2	(26)	(26)	(52)					
	少年男子		1	2	(26)	(26)	(52)					
	少年女子		1	2	(25)	(25)	(50)					
カヌー	SP	成年男子	K-1	1	24	47	47	24	453	SP:カヌースプリント SL:カヌースラローム WW:カヌーワイルドウォーター K:カヤック C:カナディアン  少年種別のSP K-4は、隔年で男女を入替 出場は1人1種目とし、各種目A・Bに出場 することができる SP種目とSL・WW種目の監督を兼任するこ とはできない。  ※印の種目は少年種別年齢域の選手も 参加できる。		
			C-1	1	24			24				
		成年女子	K-1	1	19			19				
			C-1 ※	1	10			10				
		少年男子	K-1	1	29			29				
			K-2	2	12			24				
		少年男子(女子)	C-1	1	26			26				
			C-2	2	12			24				
	SL	成年男子	K-1 ※	1	24	47	47	24				
			C-1 ※	1	10			10				
		成年女子	K-1 ※	1	19			19				
			C-1 ※	1	10			10				
		WW	成年男子	K-1 ※	1			10			10	
			成年女子	K-1 ※	1			10			10	
アーチェリー	成年男子		1~2	3	24(14)	52	52	72(42)	280	監督は52名以内(1県2名以内)とし、全日 本アーチェリー連盟が調整する。 選手と監督の兼任はできない。 成年・少年は隔年で出場県数を入替		
	成年女子			3	24(14)			72(42)				
	少年男子			3	14(24)			42(72)				
	少年女子			3	14(24)			42(72)				
空手道	成年男子	組手(個人、団体)	1	3	47	47	47	172	414 以内	選手と監督の兼任はできない。		
		形		1	31以内			以内				
	成年女子	組手(個人、団体)		1	47			78				
		形		1	31以内			以内				
	少年男子	組手(個人、団体)		1	47			78				
		形		1	31以内			以内				
少年女子	組手(個人、団体)	1	47	78								
	形	1	31以内	以内								
銃剣道	成年男子		3	47	141	193	193	141	193	成年男子においては、選手のうち1名が監 督を兼任する。		
	少年男子		1	3	13			13			39	
クレー射撃	トラップ		1	2	47	47	47	94	235	各県監督は、本要項第6項(5)に基づく有資格者 を含めて編成されなければならない 各県選手は1名以上の女性選手を含めて編成 されなければならない。		
	スキート							2			47	94
なぎなた	成年女子		1	3	47	47	47	141	314	選手と監督の兼任はできない。 各種別の選手編成は1チーム3名とする。た だし、少年女子において演技選手のみ の場合は、1チーム2名とする。		
	少年女子	演技・試合						3			32	96
		演技のみ						2			15	30
ボウリング	成年男子		1	4	25	25	25	100	400	成年選手は同種別の監督を兼任するこ とができる。		
	成年女子		1	4	25	25	100					
	少年男子		1	2	25	25	50					
	少年女子		1	2	25	25	50					
ゴルフ	成年男子		1	3	47	47	47	141	441	選手と監督の兼任はできない。 女子選手3名の内、1名以上は少年種別年 齢域の選手とする。		
	女子							3			47	141
	少年男子							1			3	28
トライアスロン	成年男子		1	2	47	47	47	94	282	選手、監督の兼任はできない。		
	成年女子		1	2	47	47	94					
合計(名)									21,653			

【特別競技】

競技	種別・種目		参加人員						合計	備考	
			内訳			小計					
			責任教師	監督	選手	県数	責任教師	監督			選手
高等学校野球	硬式		1	1	18	8	8	8	144	304	
	軟式		1	1	16	8	8	8	128		

1. 本細則第2項に示された施設基準内で実施でき、かつ競技運営に支障がなければ、各種別の監督、選手、県数を各競技実施要項作成時に調整することができる。ただし、団体競技の県数は、本表における種別合計県数を上回ることはできない。
2. 表中( )で示された一部の競技においては、種別又は種目ごとの出場県数がローテーション等により毎年異なる場合がある。

国民スポーツ大会各競技会における競技役員の役職名及び人数（案）（抜粋）

本表は、「国民スポーツ大会各競技会開催にあたる競技役員編成基準」第4項について、国民スポーツ大会の競技運営にあたり必要となる競技役員の役職名及び人数を定める。  
各大会における競技役員の編成にあたっては、競技会場数や開催地における競技役員の養成状況等を踏まえるとともに、同編成基準の趣旨に則し必要最小限となるよう適宜編成を行うこととする。

(32) カヌー

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
<b>〈各種目共通〉</b>				
競技会会長	1		1	
審議会委員	3	長1	1	
競技会委員	4	〃 1	1	
総合成績計算長	1		1	
<b>〈スプリント〉</b>				
競技会副会長	1		1	
審議会委員	4		0～2	スラローム・ワイルドウォーター兼務含む
競技会委員	3	副1		
総務部長	1		1	
総務部員	4		1	
記録員	6	主任1		
式典表彰員	3			
放送員	2			
報道員	2			
救助員	6			
医事員	2			医師・看護師
通信員	2			
審判部長	1		1	
発艇員	2	主任1	1	
整列員	2	〃 1	1	
水路審判員	12	〃 1	6	
決勝審判員	11	長1	1	
決勝記録員	10			
写真判定員	2			
検艇員	5	主任1	1	
配艇員	7	〃 1		
水路施設員	2			
審判艇乗務員	6			
総合成績計算委員	2	長1	0～1	スラローム・ワイルドウォーター兼務含む
<b>〈スラローム・ワイルドウォーター〉</b>				
競技会副会長	1		1	
審議会委員	4		0～2	スプリント兼務含む
競技会委員	4	副1		
総務部長	1		1	
総務部員	4		1	
式典表彰員	4	主任:1		
放送員	4	〃 1		
救助員	14→8			
医事員	4			医師・看護師
審判部長	1		1	
ビデオ審判員ジャッジ	2		2→1	
TVSコーディネーター	1		1	
TVSカメラ操作員	8			
発艇員	2	主任:1	1	
発艇調整員	4			
区間審判員	11→5	主任:1	3	
ゲート審判員	40→10	〃 1		
決勝審判員	3	長主任:1	4	
計時員	3			
集計主任	1		1	
集計員	4			
記録員	4			
記録掲示	2			
調査抗議受付	3		1	
検艇定員	2→5	主任:1		
技術部長	1		1	
安全主任	1		1	
コース管理	2→9	デザイナー:1	4	
コースデザイナー	2		1	
デモンストレーター	1→6		1	
通信員	2			
総合成績計算委員	2		0～1	スプリント兼務含む
合計	235→222		38	

## 東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置（案）

公益財団法人日本スポーツ協会

「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」（以下「本特例」という。）について、以下のとおり定める。

## 1. 特例の対象となる被災地域都道府県

震災による被害状況及び影響等を総合的に勘案し、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県の6県を本特例の適用対象となる被災地域都道府県（以下「特例対象県」という。）とする。

なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となった場合は、個別に取り扱うこととする。

## 2. 特例の内容

## (1) 特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和

以下の選手及び監督については、「居住地を示す現住所」、「『学校教育法』第1条に規定する学校の所在地（以下『学校所在地』という。）」または「勤務地」の各要件を満たしていなくとも、当該特例対象県から参加することができる。

## 【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」の各要件を満たすことができなくなった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

- ① 平成23年3月11日（震災発生時）時点において、当該特例対象県内に居住または勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。
- ② 災害が発生しなかったと仮定した場合、当該大会開催年（冬季大会は開催前年）の4月30日以前から当該大会終了時まで継続して当該特例対象県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする要件を満たしていたと合理的に推測される者であること。

## (2) 避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和

- 1) 被災地域からの避難等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した以下の選手及び監督については、移動先の都道府県から参加することができる。

なお、この場合、当該大会の前々回大会または前回大会に、当該特例対象県から参加していても、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項 - (1) - 1) - ③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

## 【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

- ① 平成23年3月11日時点において、当該特例対象県内に居住または勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。
- ② 移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする要件を満たしていること。

なお、移動が生じた時期が当該大会開催年（冬季大会は開催前年）の4月30日以降の場合は、移動先の都道府県の予選会開始までに要件を満たしていることとする。

〔注〕 「居住地を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出または学籍に係る要件を満たしていなくとも、それに準ずる公的な証明

書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学している実態を有していると公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。

- 2) 本項 1) を適用して避難等による移動先の都道府県から当該大会の前回大会または当該大会に参加した者が、当該大会の次回大会において、以下のような震災に係る理由により再度都道府県を移動して参加する場合は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第 3 項 - (1) - 1) - ③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

- ＜例＞ ○ 避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合  
○ 避難先を離れ、他の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする場合  
○ 他の都道府県に避難先を移す場合

### (3) 避難等による移動先の属する都道府県において学校を卒業した場合の「ふるさと」選択要件の緩和

避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校または高等学校を卒業した者が、成年種別年齢域に達した際、「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」を活用して参加する場合、以下のいずれかを「ふるさと」として登録することができる。

- ① 卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校の所在地  
② 災害の発生した時点で在籍していた小学校、中学校または高等学校の所在地

なお、本特例を適用して上記②の学校所在地を「ふるさと」として登録した場合についても、卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校の所在地を「ふるさと」とする場合と同様、一度登録した「ふるさと」は変更できない。

#### 【特例の対象者】

2011 年度から 2012 年度（小学校は 2015 年度）までに、避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校または高等学校を卒業した者。

### 3. 特例の適用期間

当面の間適用することとし、終結時期については、復興状況、本特例の活用状況等を総合的に勘案し、決定する。

### 4. 特例の適用に係る手続き

- (1) 本特例の適用を受けて参加する者の所属となる都道府県競技団体は、所定の様式 1 を所属となる都道府県スポーツ協会へ提出する。
- (2) 所属となる都道府県スポーツ協会は、(1) により提出された内容を確認の上、所定の様式 2 に様式 1 の写しを添えて、以下のとおり提出する。
- 1) ブロック大会  
ブロック大会実施競技の本特例適用者（都道府県予選会参加者含む）について、各競技参加申込締切日までに当該ブロック大会開催県へ提出する。
- 2) 本大会  
全競技の本特例適用者（都道府県予選会参加者含む）について、各競技参加申込締切日までに日本スポーツ協会へ提出する。
- (3) 日本スポーツ協会は、提出内容を取りまとめの上、都道府県スポーツ協会、中央競技団体等関係各機関・団体へ通知する。

## 5. その他

本特例に定めのない事項及び特例期間の延長等については、必要に応じ国民スポーツ大会委員会において検討を行うものとする。

### 附則

- (1) 本特例は、平成 23 年 4 月 26 日に制定、施行し、第 66 回本大会及び第 67 回冬季大会から適用する。
- (2) 本特例第 2 項(3)の「ふるさと選手制度（追加）」及び、同項(1)及び(2)の「適用期間延長（第 67 回本大会及び第 68 回冬季大会）」については、平成 23 年 12 月 15 日に改定、第 67 回冬季大会終了後に施行する。
- (3) 本特例第 2 項(1)及び(2)の「適用期間延長（第 68 回本大会及び第 69 回冬季大会）」及び同項(3)の「ふるさと制度に係る卒業対象年度」については、平成 24 年 12 月 20 日に改定、第 68 回冬季大会終了後に施行する。
- (4) 本特例第 2 項(1)及び(2)の「適用期間延長（第 69 回本大会）」及び同項(3)の「ふるさと制度に係る卒業対象年度」については、平成 25 年 12 月 12 日に改定、第 69 回冬季大会終了後に施行する。
- (5) 本特例は、平成 26 年 6 月 12 日に改定、施行する。
- (6) 本特例は、平成 26 年 8 月 28 日に改定、施行する。
- (7) 本特例は、平成 27 年 3 月 12 日に改定、施行する。
- (8) 本特例は、平成 28 年 3 月 3 日に改定、施行する。
- (9) 本特例は、平成 28 年 12 月 16 日に改定、施行する。
- (10) 本特例は、平成 29 年 12 月 15 日に改定、施行する。
- (11) 本特例は、平成 30 年 4 月 1 日に改定、施行する。
- (12) 本特例は、平成 30 年 12 月 13 日に改定、施行する。
- (13) 本特例は、令和元年 12 月 12 日に改定、施行する。
- (14) 本特例は、令和 2 年 7 月 17 日に改定し、第 76 回大会より施行する。
- (15) 本特例は、令和 2 年 12 月 10 日に改定し、施行する。
- (16) 本特例は、令和 3 年 12 月 9 日に改定し、施行する。
- (17) 本特例は、令和 4 年 12 月 9 日に改定し、施行する。
- (18) 本特例は、令和 5 年 12 月 8 日に改定し、施行する。
- (19) 本特例は、令和 7 年 6 月 3 日に改定し、施行する。
- (20) 本特例は、令和 8 年 6 月 2 日に改定し、施行する。

## 令和6年能登半島地震に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置(案)

公益財団法人日本スポーツ協会

「令和6年能登半島地震に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」(以下「本特例」という。)について、以下のとおり定める。

### 1. 特例の対象となる被災地域都道府県

震災による被害状況及び影響等を総合的に勘案し、新潟県、富山県、石川県、福井県の4県を本特例の適用対象となる被災地域都道府県(以下「特例対象県」という。)とする。

なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となった場合は、個別に取り扱うこととする。

### 2. 特例の内容

#### (1) 特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和

以下の選手及び監督については、「居住地を示す現住所」、「『学校教育法』第1条に規定する学校の所在地(以下『学校所在地』という。)」または「勤務地」の各要件を満たしていなくとも、当該特例対象県から参加することができる。

##### 【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」の各要件を満たすことができなくなった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

- ① 令和6年1月1日(震災発生時)時点において、当該特例対象県内に居住または勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。
- ② 災害が発生しなかったと仮定した場合、当該大会開催年(冬季大会は当該大会開催前年)の4月30日以前から当該大会終了時(冬季大会は当該大会開催前年の10月31日)まで継続して当該特例対象県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする要件を満たしていたと合理的に推測される者であること。

#### (2) 避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和

- 1) 被災地域からの避難等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した以下の選手及び監督については、移動先の都道府県から参加することができる。

なお、この場合、当該大会の前々回大会または前回大会に、当該特例対象県から参加していても、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③(国内移動選手の制限)には抵触しないものとする。

##### 【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

- ① 令和6年1月1日時点において、当該特例対象県内に居住または勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。
- ② 移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする要件を満たしていること。

なお、移動が生じた時期が当該大会開催年(冬季大会は当該大会開催前年)の4月30日以降の場合は、移動先の都道府県の予選会開始までに要件を満たしていることとする。

【注】 「居住地を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出または学籍に係る要件を満たしていなくとも、それに準ずる公的な証明

書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学している実態を有していると公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。

- 2) 本項 1) を適用して避難等による移動先の都道府県から当該大会の前回大会または当該大会に参加した者が、当該大会の次回大会において、以下のような震災に係る理由により再度都道府県を移動して参加する場合は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第 3 項 - (1) - 1) - ③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

- ＜例＞ ○ 避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合  
○ 避難先を離れ、他の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする場合  
○ 他の都道府県に避難先を移す場合

### (3) 避難等による移動先の属する都道府県において学校を卒業した場合の「ふるさと」選択要件の緩和

避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校または高等学校を卒業した者が、成年種別年齢域に達した際、「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」を活用して参加する場合、以下のいずれかを「ふるさと」として登録することができる。

- ① 卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校の所在地
- ② 災害の発生した時点で在籍していた小学校、中学校または高等学校の所在地

なお、本特例を適用して上記②の学校所在地を「ふるさと」として登録した場合についても、卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校の所在地を「ふるさと」とする場合と同様、一度登録した「ふるさと」は変更できない。

#### 【特例の対象者】

2024 年度から 2025 年度（小学校は 2028 年度）までに、避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校または高等学校を卒業した者。

### 3. 特例の適用期間

当面の間適用することとし、終結時期については、復興状況、本特例の活用状況等を総合的に勘案し、決定する。

### 4. 特例の適用に係る手続き

- (1) 本特例の適用を受けて参加する者の所属となる都道府県競技団体は、所定の様式 1 を所属となる都道府県スポーツ協会へ提出する。
- (2) 所属となる都道府県スポーツ協会は、(1) により提出された内容を確認の上、所定の様式 2 に様式 1 の写しを添えて、以下のとおり提出する。
  - 1) ブロック大会  
ブロック大会実施競技の本特例適用者（都道府県予選会参加者含む）について、各競技参加申込締切日までに当該ブロック大会開催県へ提出する。
  - 2) 本大会  
全競技の本特例適用者（都道府県予選会参加者含む）について、各競技参加申込締切日までに日本スポーツ協会へ提出する。
- (3) 日本スポーツ協会は、提出内容を取りまとめの上、都道府県スポーツ協会、中央競技団体等関係各機関・団体へ通知する。

## 5. その他

本特例に定めのない事項及び特例期間の延長等については、必要に応じ国民スポーツ大会委員会において検討を行うものとする。

### 附則

- (1) 本特例は、令和6年5月7日に制定、施行し、第78回大会本大会から適用する。
- (2) 本特例は、令和7年6月3日に改定し、施行する。
- (3) 本特例は、令和8年6月2日に改定し、施行する。

# 国民スポーツ大会功労者表彰対象者 令和8年度

資料No.4

2026/6/2現在

No.	推薦団体	氏名	初参加大会	参加回数	参加競技	参加資格
1	公益財団法人東京都スポーツ協会	ヤマモト ヒロシ 山本 博	35	32	アーチェリー	選手、県本部役員
2	公益財団法人神奈川県スポーツ協会	トミタ ミフコ 富田 三和子	30	31	セーリング	選手、競技会役員、競技役員
3	公益財団法人長野県スポーツ協会	イチカワ ヒデヒコ 市川 英彦	39	33	スケート	選手、監督
4	公益財団法人石川県スポーツ協会	カウ ショウ 加藤 欣央	40	30	レスリング	選手、監督、県本部役員
5		タケウチ ジュンイチ 竹内 順一	36	34	スキー	選手、監督
6	公益財団法人福井県スポーツ協会	ウダ コウジ 宇田 康二	33	41	スキー	選手、監督
7	公益財団法人三重県スポーツ協会	ドバ アツシ 百々 敦史	49	30	自転車	選手、監督
8	公益財団法人京都府スポーツ協会	タナカ タツコ 田中 鶴子	49	30	バドミントン	県本部役員、競技役員
9		ウダ マサシ 宇多 雅詩	29	30	ライフル射撃	選手、監督、大会役員、競技会役員、競技役員
10		サクマ ヨシユキ 佐久間 良幸	42	31	ハンドボール	選手、監督
11	公益財団法人全日本空手道連盟	ミナミザワ トオル 南澤 徹	43	30	空手道	選手、監督、競技会役員、競技役員

## 【国民スポーツ大会功労者表彰 推薦条件】

国スポ本大会又は冬季大会に通算30回以上、都道府県選手団本部役員、顧問、監督、選手、大会役員、競技会役員、競技役員（視察員として参加した者は除く）として参加した者を対象とする。

※なお、同一年に開催された本大会・冬季大会の両方に参加した場合でも1回と見なす。

## 国民スポーツ大会功労者表彰基準

この基準は、永年にわたり国民スポーツ大会(令和 5 年までは、国民体育大会)に参加し、その発展に貢献した者に対し、公益財団法人日本スポーツ協会(以下「当協会」という。)が行う「国民スポーツ大会功労者表彰」を実施するための必要な事項について定める。

### 1. 表彰対象者

国民スポーツ大会冬季大会または国民スポーツ大会(いずれも都道府県大会及びブロック大会は除く)に通算 30 回以上、次のいずれかの立場で参加した者とする。

都道府県選手団本部役員、顧問、監督、選手、大会役員、競技会役員、競技役員(視察員として参加した者は除く)。

なお、同一年に開催された国民スポーツ大会冬季大会・国民スポーツ大会(いずれも都道府県大会及びブロック大会は除く)の両方に参加した場合でも 1 回と見なす。

### 2. 表彰

当協会会長名による表彰状を授与する。

### 3. 推薦手続き

表彰者の推薦は、当協会及び当協会加盟団体[都道府県スポーツ協会、中央競技団体]が行う。

当協会加盟団体は、別紙様式 1 及び様式 2 により該当者を当協会会長へ推薦する。様式 2 には各回の参加実績を確認することができる資料<sup>※</sup>を添付しなければならない。

※競技別プログラム、選手団派遣名簿、新聞、参加申込システムエントリー情報など

### 4. 表彰者の決定

国民スポーツ大会委員会において審査し、決定する。

### 5. その他

表彰は、原則として毎年国民スポーツ大会本大会時に行う。

### 6. 附則

この基準は、令和 5 年 3 月 7 日一部改定し、同日から施行する。

この基準は、令和 6 年 1 月 1 日一部改定し、同日から施行する。

この基準は、令和 7 年 6 月 3 日一部改定し、同日から施行する。

## 1. 日本バドミントン協会からの要望概要

- (1) 要望内容: 第80回大会(青森県)からの競技ルールの変更
- (2) 変更内容: 3ゲーム×**21点制** から 3ゲーム×**15点制** への変更
- (3) 変更理由: ①2027年からのロサンゼルスオリンピック出場権獲得レースを見据え、選手が一早くルールに順応するため  
②大会運営において競技時間を短縮するため
- (4) 経緯: ①2026年4月、国際バドミントン連盟(BWF)総会にて、15点制への変更が承認  
②日本バドミントン協会は、2026度から下記大会(参考\_新ルールが適用される大会)で新ルールを導入することを決定  
③2026年5月1日に上記方針を同加盟団体へ周知し、HPで公表
- (5) 備考: 各県協会に、都道府県予選会及びブロック大会を新ルールで行うよう依頼済み  
なお、都道府県予選会及びブロック大会での対応が難しい場合、  
従来の21点制でも可とする旨、日本バドミントン協会に確認済み

### 参考\_新ルールが適用される大会

- ・全日本総合バドミントン選手権大会 ・全日本社会人バドミントン選手権大会
- ・全日本ジュニアバドミントン大会 ・インターハイ、全中 ・日本スポーツマスターズ など

加盟団体理事長 様

公益財団法人日本バドミントン協会  
事業本部長 朝倉 康善

## BWF総会決定を受けた「3ゲーム×15点制」の扱いについて

平素から本会の活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。標記に関しまして、本年3月8日付文書で各加盟団体にBWF総会決定を受けた対応準備をお願いしておりましたが、4月25日の決定を受け、本会としての対応方針を下記の通り定めましたのでお知らせいたします。加盟団体におかれましては趣旨ご理解の上、ご対応くださいますようお願い申し上げます。

## 1. BWF総会の3ゲーム×15点制に関する決定内容

2026年4月25日（土）デンマーク・ホーセンス開催のBWF総会にて、3ゲーム×15点制のスコアリングシステムが承認されました。2027年1月4日より導入されます。

## 2. 本会の方針

(1) 第1種大会への3ゲーム×15点制のスコアリングシステム導入時期をBWFの導入時期より早めます。その理由は、以下の通りです。

- ① 3ゲーム×15点制が導入される2027年からロサンゼルスオリンピック出場権獲得レースが始まることから、プレーヤーが3ゲーム×15点制に早く適応できるようにすること
- ② 現行の大会運営において、競技時間の短縮が全国共通の課題となっていること

(2) 2026年度の具体的な対応は以下の通りです。

- ① 全日本総合バドミントン選手権大会、全日本社会人バドミントン選手権大会、全日本シニアバドミントン選手権大会、全日本ジュニアバドミントン選手権大会、国民スポーツ大会バドミントン競技、日本スポーツマスターズバドミントン競技、S/JリーグⅠ・Ⅱ・Ⅲの各大会は3ゲーム×15点制で実施します。
- ② 全日本総合バドミントン選手権大会への出場権が獲得できる①以外の第1種大会（全日本学生バドミントン選手権大会、全日本教職員バドミントン選手権大会、全国高等学校バドミントン選手権大会、全国中学校バドミントン大会、各地区予選会）の該当種目は3ゲーム×15点制で実施します。

なお、2026年度の日本ランキングサーキット大会については、開催日までの準備期間が限られていること、また選手・関係者への事前周知および大会運営上の混乱を避ける観点から、現行の3ゲーム×21点制で実施します。

- ③ ①②以外の第1種大会のスコアリングシステムについては、主催加盟団体の判断に委ねます。
- ④ 2027年1月以降の第1種大会につきましては全て3ゲーム×15点制で実施します。

(3) 競技規則の改訂をお知らせするまでの間は、『BAJ ルールブック2026』PP.28-29記載の「代替スコアリングシステム 2. 1ゲーム15点で2ゲーム先取の3ゲームマッチ」を適用します。

以上

## 第 80 回国民スポーツ大会実施要項の変更について（2026 年 6 月 2 日）

### 【バドミントン競技】

項	変更前	変更後
151	<p><b>4 競技上の規程及び方法</b></p> <p>(2) 各種別とも 1 複 2 単による都道府県対抗トーナメント方式とし、うち 2 試合を得た方を勝ちとし、勝敗決定後の試合は打ち切る。また、3 位決定戦を行う。<u>(追記)</u></p>	<p><b>4 競技上の規程及び方法</b></p> <p>(2) 各種別とも 1 複 2 単による都道府県対抗トーナメント方式とし、うち 2 試合を得た方を勝ちとし、勝敗決定後の試合は打ち切る。また、3 位決定戦を行う。<b>なお、代替スコアリングシステム 2、1 ゲーム 15 点で 2 ゲーム先取の 3 ゲームマッチを適用する。</b></p>
153	<p><b>9 参加申込方法</b></p> <p>(3)</p> <p>ウ 〒036-0306 青森県黒石市大字内町 24 番地 1 号          青の煌めきあおもり国スポ黒石市実行委員会事務局          (黒石市教育委員会文化スポーツ課)          TEL 0172-52-2111 FAX 0172-52-3777          E-mail kuro-sports@city.kuroishi.aomori.jp</p>	<p><b>9 参加申込方法</b></p> <p>(3)</p> <p>ウ 〒036-0306 青森県黒石市大字内町 24 番地 1 号          青の煌めきあおもり国スポ黒石市実行委員会事務局          (黒石市教育委員会<b>人づくり推進課</b>)          TEL 0172-52-2111 FAX 0172-52-3777          E-mail kuro-sports@city.kuroishi.aomori.jp</p>
153	<p><b>10 参加上の注意</b></p> <p>競技に際しては、上衣背面中央に縦 6～10cm、横 30cm 以内の範囲に都道府県名を明示すること。文字は、上衣背面の都道府県名明示部分の色と明確に区別できる文字色の漢字とする。          また、ゼッケンを使用する場合には、縦 15cm、横 30cm を基準とし、必ず四隅を固定すること。          なお、<u>(追記)</u> 文字の大きさについては公益財団法人日本バドミントン協会大会運営規程 <u>(追記)</u> 第 24 条による。</p>	<p><b>10 参加上の注意</b></p> <p>競技に際しては、上衣背面中央に縦 6～10cm、横 30cm 以内の範囲に都道府県名を明示すること。文字は、上衣背面の都道府県名明示部分の色と明確に区別できる文字色の漢字とする。          また、ゼッケンを使用する場合には、縦 15cm、横 30cm を基準とし、必ず四隅を固定すること。          なお、<b>競技ウェア及び</b>文字の大きさについては公益財団法人日本バドミントン協会大会運営規程 <b>第 23 条及び</b> 第 24 条による。</p>

## 第80回国民スポーツ大会 総合開・閉会式次第

## 1 総合開会式

○期日：令和8（2026）年10月10日（土）  
○会場：新青森県総合運動公園（マエダアリーナ）

順	次第	時刻
	実施態度決定	6:00
1	開場	12:25
	(選手・役員受付開始)	(12:25)
2	入場締切	13:55
	(選手・役員受付終了)	(14:00)
3	オープニングプログラム開始	14:10
	(選手・役員集合、整列開始)	(14:10)
	(選手・役員移動開始)	(14:40)
	(選手・役員移動完了)	(14:50)
4	オープニングプログラム終了	14:50
5	皇族等御着席	14:59
6	開式通告	15:00
7	選手・役員入場開始	15:01
8	選手・役員入場完了	15:21
9	開会宣言	15:22
10	国旗儀礼	15:25
11	大会旗・日本スポーツ協会旗儀礼	15:27
12	青森県旗・青森市旗儀礼	15:28
13	天皇杯・皇后杯返還	15:30
14	大会会長あいさつ	15:33
15	文部科学大臣あいさつ	15:36
16	皇族等お言葉	15:39
17	炬火点火（式典演出を含む）	15:42
18	選手代表宣誓	15:52
19	閉式通告	15:55
20	皇族等御退席	15:56
21	エンディングプログラム開始	15:57
	(選手・役員退場開始)	(16:27)
	(選手・役員退場完了)	(16:42)
22	エンディングプログラム終了	16:42
23	終了	16:43

## 2 総合閉会式

○期日：令和8（2026）年10月20日（火）  
○会場：新青森県総合運動公園（マエダアリーナ）

順	次第	時刻
	実施態度決定	6:00
1	開場	8:00
	(選手・役員受付開始)	(8:00)
	(選手・役員入場開始)	(8:30)
	(選手・役員受付終了)	(8:50)
2	オープニングプログラム開始	9:05
	(選手・役員着席完了)	(9:20)
	(都道府県旗手入場準備完了)	(9:50)
3	オープニングプログラム終了	9:50
4	皇族等御着席	9:59
5	開式通告	10:00
6	都道府県旗入場開始	10:01
7	都道府県旗入場完了	10:11
8	成績発表	10:12
9	表彰状授与	10:17
10	天皇杯・皇后杯授与	10:27
11	大会会長あいさつ	10:31
12	スポーツ庁長官あいさつ	10:34
13	青森県旗・青森市旗儀礼	10:37
14	大会旗・日本スポーツ協会旗儀礼	10:39
15	国旗儀礼	10:40
16	炬火分火・納火	10:42
17	国スポ旗引継	10:48
18	宮崎県旗儀礼	10:50
19	閉会宣言	10:52
20	閉式通告	10:53
21	皇族等御退席	10:54
22	選手・役員退場開始	10:55
23	選手・役員退場完了	11:40
24	終了	11:41

※「順17」の式典演出の概要は、別添資料のとおり

## 第80回国民スポーツ大会 総合開会式 式典演出概要

### 1 テーマ「青森の舞 集う未来への灯（とも）しび」

- ・世界文化遺産の三内丸山遺跡をはじめ、美しく豊かな自然をイメージしたパフォーマンスと映像により青森の魅力を表現します。
- ・屋内会場の特徴を生かし、暗転やレーザー等の照明、音響等の効果により、三感（視覚・聴覚・嗅覚）で体感する構成とします。
- ・式典を含め総合開会式全体を通じて、参加者の交流を深め、感動を創出し、いきいきと煌めくストーリーとし、選手と観客が国民スポーツ大会を一緒に創り上げ未来へつなげていきたいという想いを込めた演出とします。

### 2 演出概要

(1) 時間 15:42～15:52 約10分間

(2) 出演者 炬火走者、小学生、中学生、高校生等 約130名

(3) 構成

#### ① 炬火点火プロローグ（約4分）

市町村の採火イベントの様子、市町村の火を集め「青森県の炬火」が誕生する炬火集火式の様子、三内丸山遺跡の風景などの映像により、大会のシンボルである炬火が今まさに青森で点火されることを表現します。

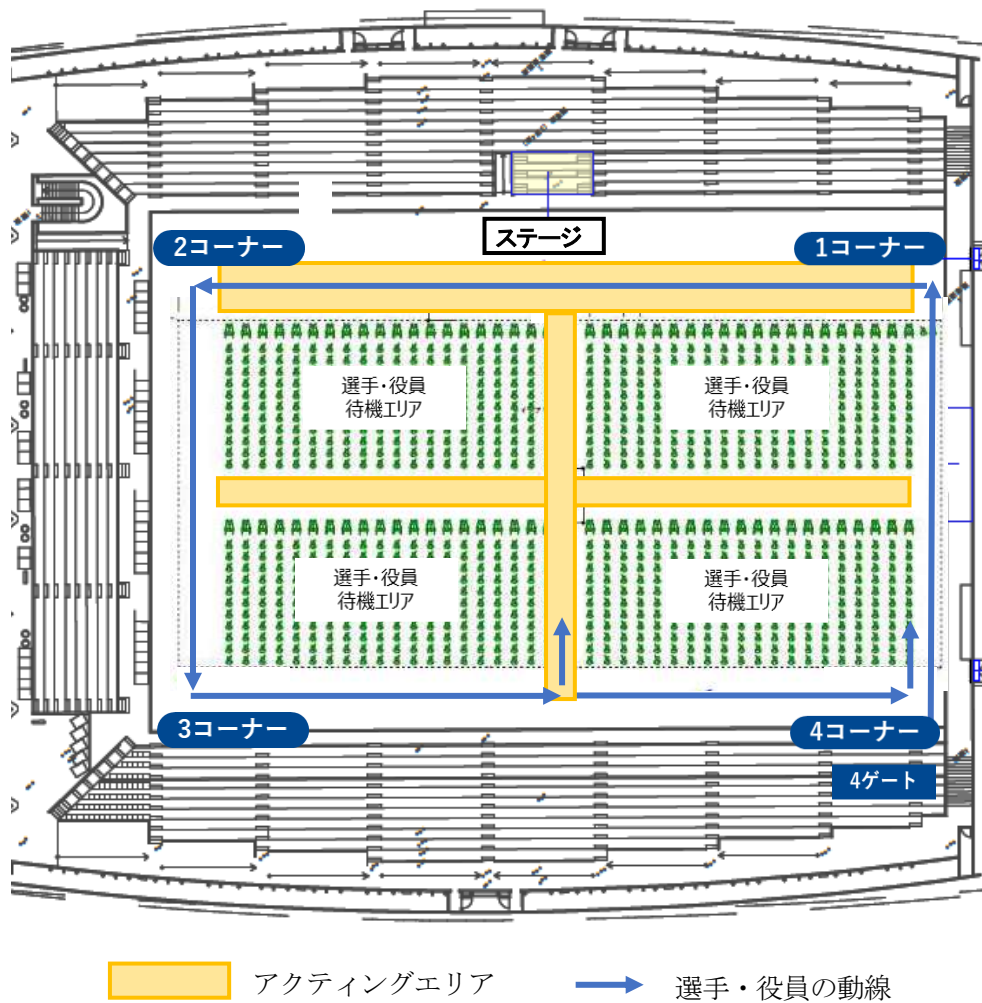
ナレーションや音響、暗転やレーザー等の照明、香り等の演出により、炬火点火への期待感を高めます。

#### ② 炬火点火（約6分）

式典音楽隊の生演奏に乗せて、パフォーマーが青森の豊かな自然（大地・空・風）を表現し、各種映像が流れる中、炬火走者が、炬火集火式から引き継いだ「青森県の炬火」を縄文文化の象徴である世界文化遺産「三内丸山遺跡」内に設置した炬火台に点火します。

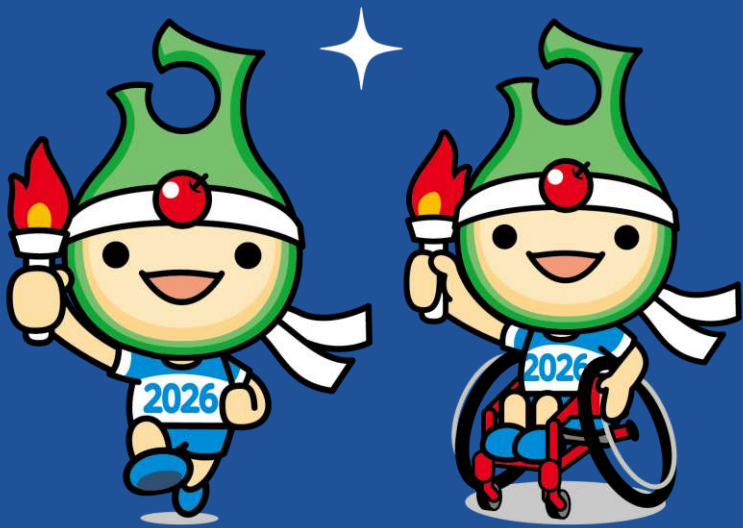
オール青森の魅力が詰まった演出により、炬火点火の場面を盛り上げます。

### 3 選手・役員の入場ルート及び式典演出時のアクティングエリア



※炬火点火・分火・納火は、世界文化遺産「三内丸山遺跡」内に設置した炬火台で行う。

# AOMORI



スポーツを「する」「みる」「ささえる」  
さあ、みんなで盛り上げよう！

令和8年度第1回国スポ委員会  
会議資料

## 宿泊要項の取扱いについて

令和8年6月2日

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会事務局  
(青森県国スポ・障スポ局 施設調整課 宿泊・衛生グループ)

# 1 青森県の宿泊施設概況について

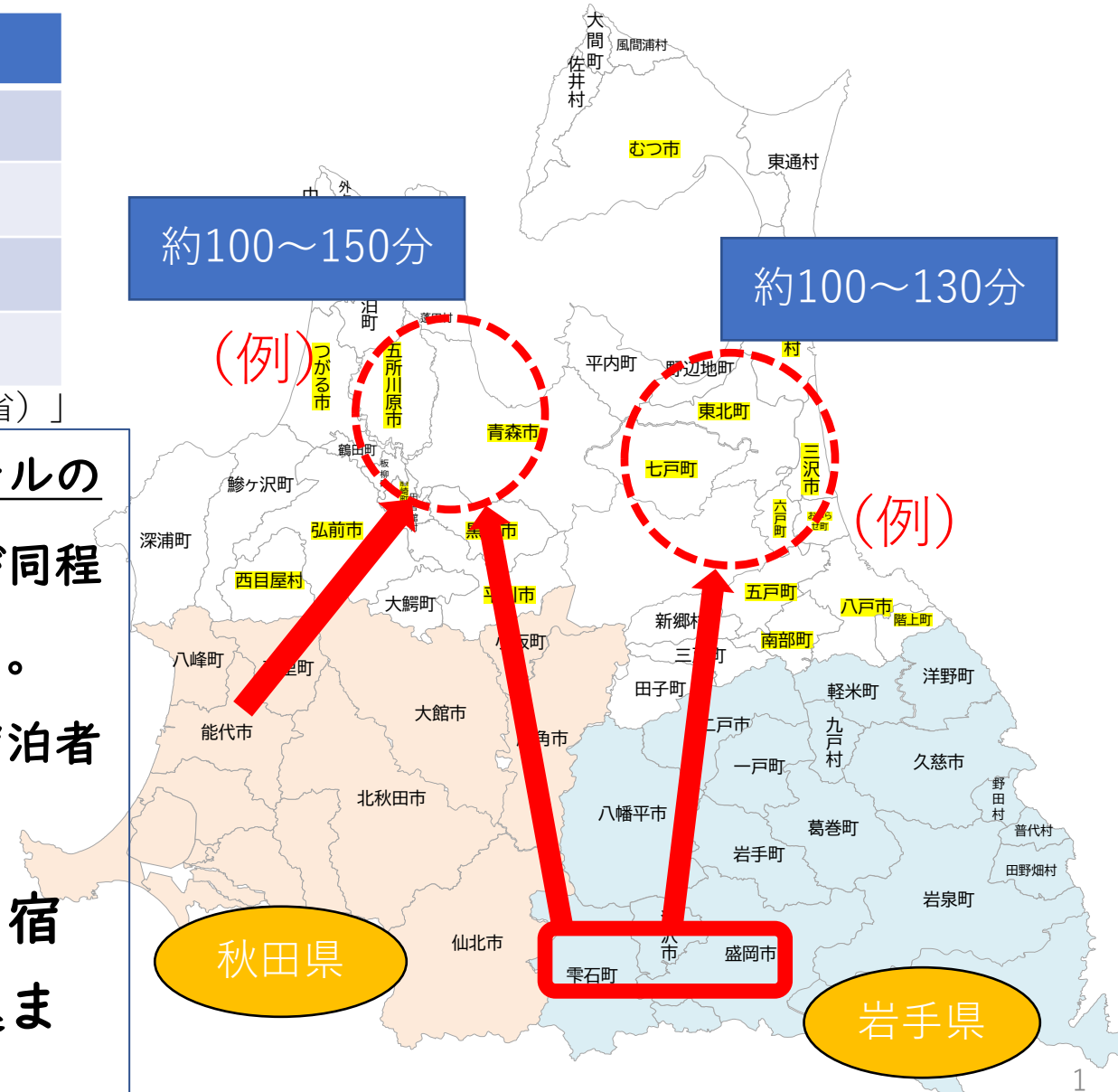
開催年	都道府県	施設数	順位	客室数	順位
R 5	鹿児島	847	24	27,134	23
R 6	佐賀	329	46	9,389	47
R 7	滋賀	486	37	15,319	38
<b>R 8</b>	<b>青森</b>	<b>556</b>	<b>34</b>	<b>19,137</b>	<b>31</b>

出典：「令和6年度衛生行政報告例（厚生労働省）」

○先催県と比較した場合、面積比に対して旅館・ホテルの施設数及び客室数が非常に少ない状況。また、面積が同程度である鹿児島県の客室数の約7割の数となっている。

○国スポ開催期間について、他県と比較した場合、宿泊者数が多く、本県の行楽ハイシーズンと重複する。

⇒秋の行楽＋国スポ開催により、例年以上に宿泊者数に対して県内宿泊施設数の不足が見込まれる。



## (1) 選手・監督及び競技役員

### ① 配宿想定エリア

- ・ 最長移動時間約150分（想定配宿地：岩手県盛岡市付近）も含めた県内外

### ② 配宿条件

- ・ 可能な限り1泊2食を確保するが、1泊朝食、素泊まりの配宿の可能性あり。
- ・ 団体競技において、宿替え、対戦相手との同宿を行う。

## (2) 大会役員及び特別招待者

### ① 配宿想定エリア

- ・ 選手・監督の配宿を優先するため、可能な限り県内となるよう調整を図るものの、現時点では県外（岩手県北及び秋田県北エリア）となる見込み。

### ② 配宿条件

- ・ 優先的にシングルルームへ配宿し、<sup>76</sup> 全て1泊朝食、素泊まり。

## (3) 都道府県本部役員及び視察員等

### ① 配宿想定エリア

- ・ 選手・監督の配宿を優先するため、本会期については、県外（岩手県北及び秋田県北エリア）となる見込み。

### ② 配宿条件

- ・ 宿替え、分宿、相部屋の可能性あり。

⇒ 令和8年4～5月に宿泊意向調査を実施済、6月1日から事前登録開始

※当該調査結果及び事前登録内容を基に配宿シミュレーションを実施し、配宿先を調整中。（必ずしも配宿希望に沿えない場合あり。）

### 3 青の煌めきあおもり国スポ 宿泊要項の取扱い

#### (1) 現状

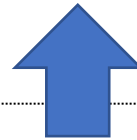
本県の配宿状況について、客室確保を進めていく過程において、想定以上に県内配宿が困難な状況下であるものの、自宅や寮などから通うことのできる本県選手団についても、宿泊申込をしなければならない規定となっている。



自宅や寮などから通うことができる本県選手団についても、宿泊申込をしない者についても大会参加を認めることにより、本県の宿泊施設を少しでも他県選手団用に活用したい。

## (2) 対応案

自宅や寮などから通うことができる本県選手団について、宿泊申込をしない者についても大会参加を認める旨の承認を得た上で、当該特例に係る周知文書を各都道府県スポーツ協会に対して発出したい。



本来であれば、大会実施要項総則20（1）を改正すべきであるが、当該実施要項と関連する宿泊要項に基づいて宿泊施設との覚書締結を進めている状況下であり、当該要項の改正は配宿センターと宿泊施設間での事務手続き上の混乱を招く恐れがあり、かつ、修正内容自体は、宿泊施設の事務において直接的に影響するものではない。

# 3 青の煌めきあおもり国スポ 宿泊要項の取扱い

<参考> 第80回国民スポーツ大会実施要項（一部抜粋）

## 20 その他

（1）参加申込及び宿泊申込が、定められた締切日までに行われない場合、又は、参加負担金が定められた納入期限までに納入されない場合は、本大会への参加を認めない。

## (3) 留意事項

ただし、以下の負け帰り対策対象団体競技については、本県選手団についても他県選手団と同様に、宿泊申込を行うものとする。

### ○対象団体競技（滋賀大会と同一競技）

- ・水泳（水球のみ）
- ・サッカー
- ・バレーボール
- ・バスケットボール
- ・ソフトボール
- ・ホッケー
- ・ハンドボール
- ・軟式野球
- ・ラグビーフットボール
- ・高等学校野球（軟式・硬式）

参加競技種別の競技会開始日から最終日の前日泊までは全て申し込むこととし、競技会最終日は必要に応じて申し込みをお願いします。なお、競技敗退日の翌日以降の客室は確保しませんので、ご承知おきください。



# 第 81 回国民スポーツ大会冬季大会

## スケート競技会

### 実 施 要 項

# クリスタル国スポ岐阜 2027

## ◆ いざ出陣! KOFU国スポ<sup>2027</sup>

公益財団法人日本スポーツ協会  
文 部 科 学 省  
岐 阜 県  
山 梨 県  
公益財団法人日本スケート連盟  
恵 那 市  
甲 府 市

## 目次

1	競技会日程と会場一覧表	1
2	実施要項総則	2
	※参加選手・監督【交代（変更）届・棄権届】	18
3	競技実施要項	20
4	式典次第	27
5	宿泊要項	
	【スケート競技会（スピード）】	28
	【スケート競技会（ショートトラック・フィギュア）】	32
6	輸送交通要項	
	【スケート競技会（スピード）】	36
	【スケート競技会（ショートトラック・フィギュア）】	37
7	医療救護要項	
	【スケート競技会（スピード）】	39
	【スケート競技会（ショートトラック・フィギュア）】	41
8	国民スポーツ大会天皇杯・皇后杯授与規程	43
9	国民スポーツ大会会長トロフィー授与規程	44
10	関係団体事務局一覧表	45

# 1 競技会日程と会場一覧表

## 【正式競技：スケート】

会場地	式典・競技	日 程											会 場 所在地		
		2027年1月					2月								
		26 (火)	27 (水)	28 (木)	29 (金)	30 (土)	4 (木)	5 (金)	6 (土)	7 (日)	8 (月)	9 (火)		10 (水)	
甲府市 (山梨県)	表彰式												午後○	山梨県 小瀬スポーツ公園 武道館  甲府市小瀬町 840	
恵那市 (岐阜県)	スピード	△	○	○	○	○								岐阜県 クリスタルパーク 恵那スケート場  恵那市武並町竹折 970-1	
甲府市 (山梨県)	スケート ショート トラック											△	○	午前○	山梨県 小瀬スポーツ公園 アイスアリーナ
	フィギュア						△	○	○	○	午前○				甲府市小瀬町 840

○…式典・競技開催日、△…諸会議（監督会議・競技役員会議）開催日

## 【全国会議】

全国代表者会議	書面開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議資料を事前送付</li> <li>・質問は、メールで受け付け</li> <li>・回答は、大会ホームページに掲載</li> </ul>
全国報道員会議		

## 2 実施要項総則

### 開催の趣旨

国民スポーツ大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとする国内最大のスポーツの祭典である。

「第81回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会」の開催にあたっては、岐阜・山梨の両県の連携のもと、この趣旨を一層発揚し、さらには大会を通じて県民が「あつまり」、「ともに」スポーツを楽しめる環境を提供することで、「する」「みる」「ささえる」という様々な形でスポーツの楽しさや感動を分かち合うことができる機会を創出する。

また、選手ファーストの環境を整える大会とするとともに、新たな時代にふさわしい大会モデルの構築に向け、大胆な簡素・効率化に取り組む大会とする。

### 実施方針

#### 1 実施競技

正式競技：スケート

#### 2 会期及び会場

競技会名（実施競技）	会 期	会 場 地
スケート競技会（スピード）	2027年1月26日（火）～1月30日（土） 5日間	岐阜県恵那市
スケート競技会 （ショートトラック・フィギュア）	2027年2月4日（木）～2月10日（水） 7日間	山梨県甲府市

#### 3 競技方法

各競技実施要項に示す方法とし、都道府県対抗で実施する。

#### 4 アンチ・ドーピング活動の実施

大会におけるアンチ・ドーピング活動（ドーピング検査及びアンチ・ドーピング教育活動）は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構が定める「日本アンチ・ドーピング規程」及び別に定める「国民スポーツ大会アンチ・ドーピング活動に関するガイドライン」に基づき実施する。なお、治療の目的で禁止物質・禁止方法を用いる必要がある場合は、事前に「治療使用特例」（TUE）の手続きを行うこと。

各都道府県の代表選手は、大会期間中は常に「国民スポーツ大会ドーピング検査同意書」を所持しなければならない。選手が18歳未満の場合、本人の署名及び親権者の署名がある同意書を所持すること。

#### 5 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

選手及び監督の参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準は、次のとおりとする。なお、参加資格については、「第81回国民スポーツ大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明」を併せて確認すること。

【公益財団法人日本スポーツ協会ホームページ <https://www.japan-sports.or.jp/>】

##### (1) 参加資格

ア 日本国籍を有する者であることとするが、選手及び監督のうち、次の者については、日本国籍を有しない

者であっても、大会に参加することができる。

(ア) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうちの「永住者」（「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める「特別永住者」を含む）

(イ) 少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

- a 「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍する学生又は生徒で、「8 参加申込方法」で定めた参加申込締切日【2027年1月5日（火）】に1年以上在籍していること。
- b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「留学」、「家族滞在」又は「定住者」に該当していること。

(ウ) 成年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

- a 少年種別年齢域にあった時点において前号（イ）に該当していた者であること。
- b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、大会参加時から終了時まで「留学」に該当しないこと。

[注]上記（ウ）bについて、大学及び専修学校等に在籍する成年種別の年齢域に該当する者は、「出入国管理及び難民認定法」に定める「留学」以外の在留資格を有する場合も「留学」と同等に扱う。

イ 選手及び監督は、所属都道府県の当該競技団体会長（代表者）とスポーツ協会会長（代表者）が代表として認め、選抜した者であること。

ウ 第79回大会又は第80回大会（都道府県大会及びブロック大会を含む。）において選手又は監督として参加した者は、次の場合を除き、第79回大会又は第80回大会と異なる都道府県から参加することはできない。

(ア) 成年種別

- a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者
- b 結婚又は離婚に係る者
- c ふるさと選手制度を活用する者（別記1「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」による。）
- d 東日本大震災に係る参加資格特別措置を活用する者（別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。）
- e 能登半島地震に係る参加資格特別措置を活用する者（別記6「令和6年能登半島地震に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。）

[注] a及びbは当該要件発生後、初めて参加する者に限る。

[注]別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

(イ) 少年種別

- a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者
- b 結婚又は離婚に係る者
- c 一家転住に係る者（別記2「『一家転住等』に伴う特例措置」による。）
- d JOC エリートアカデミーに在籍する者（別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」による。）
- e 東日本大震災に係る参加資格特別措置を活用する者（別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。）
- f 能登半島地震に係る参加資格特別措置を活用する者（別記6「令和6年能登半島地震に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。）

督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。)

[注] a から c は当該要件発生後、初めて参加する者に限る。

エ 選手と監督の兼任は、同一種別内に限る。

オ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、冬季大会及び本大会にそれぞれ1競技に限り参加できる。

カ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。

キ 選手、監督並びに本部役員帯同のスポーツドクター及びアスレティックトレーナーは、大会参加前の1年以内に公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）が指定するアンチ・ドーピング教育を受講し、「国スポ本戦出場前のアンチ・ドーピング教育履歴」に記載した者であること。

ク 上記のほか、選手については次のとおりとする。

(ア) 都道府県大会及びブロック大会に参加し、これを通過した者であること。

(イ) 健康診断を受け、競技会への参加に支障がない者であること。

(ウ) ドーピング検査対象に選定された場合は、検査を受けなければならない。

ケ 上記のほか、監督については日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度に基づく競技別指導者資格を有する者とし、監督が不在の場合選手は参加することができない。各競技における対象資格については当該競技実施要項によるものとする。

## (2) 所属都道府県

所属都道府県は、当該競技団体が限定する場合を除き、次のいずれかが属する都道府県から選択することができる。

### ア 成年種別

(ア) 居住地を示す現住所

(イ) 勤務地

(ウ) ふるさと（別記1「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」による。）

[注]別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

### イ 少年種別

(ア) 居住地を示す現住所

(イ) 「学校教育法」第1条に規定する学校の所在地（以下「学校所在地」という。）

(ウ) 勤務地

(エ) 別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」に定める小学生の所在地

[注]「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「学校所在地」のいずれかから参加する場合は、2026年4月30日以前から2026年10月31日まで、引き続き当該地にそれぞれ居住、通勤又は通学していなければならない。ただし、次の者はこの限りではない。

[成年種別]

a 別記4「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

b 別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

c 別記6「令和6年能登半島地震に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

[少年種別]

- a 別記2『『一家転住等』に伴う特例措置』の適用を受ける者
- b 別記4「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者
- c 別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者
- d 別記6「令和6年能登半島地震に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

(3) 選手の年齢基準

ア 選手の年齢基準については、以下を原則とする。

(ア) 成年種別に参加する者は、2008年4月1日以前に生まれた者とする。

(イ) 少年種別に参加する者は、2008年4月2日から2011年4月1日に生まれた者とする。

(ウ) 年齢を区分している種別へ参加する者の年齢計算は、2026年4月1日を基準とする。

イ スケート競技については、中学3年生(2011年4月2日から2012年4月1日までに生まれた者)が参加できるものとする。

(4) 前記の各事項に疑義のあるときは、日本スポーツ協会及び当該競技団体が調査・審議の上、日本スポーツ協会がその可否を決定する。

## 6 正式競技の総合成績決定方法

正式競技の総合成績決定方法は、次のとおりとする。

(1) 次のア、イの得点を合計したものを男女総合成績及び女子総合成績とする。

ア 競技得点

競技得点は、各種別、種目の第1位から第8位までの都道府県に次のとおり与える。ただし、同順位の場合は、次の順位の競技得点を加え、当該都道府県で等分し、割り切れない場合は、小数点第3位以下を切り捨てる。

		1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位
種別	フィギュア	24点	21点	18点	15点	12点	9点	6点	3点
種目	スピード ショートトラック	8点	7点	6点	5点	4点	3点	2点	1点

[注]「種別」：種別などに与える競技得点 「種目」：種目などに与える競技得点

イ 参加得点

参加得点は10点とし、大会(ブロック大会を含む。)に参加した都道府県に与える。ただし、ブロック大会で各競技会の出場権を獲得しながら、各競技会に参加しなかった場合は与えない。

(2) 競技会の総合成績は、当該競技団体が決定する。ただし、天候その他の事情により一部競技が中止になった場合は、当該競技団体と大会総務委員が協議する。

(3) 参加資格違反等に関わる得点等の取り扱いについては、「国民スポーツ大会における違反に対する処分に関する規程」によるものとする。

## 7 競技別表彰

- (1) 男女総合成績第1位の都道府県に、国民スポーツ大会会長トロフィーを授与する。
- (2) 男女総合成績及び女子総合成績第1位から第8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。
- (3) 各種別又は各種目の第1位から第8位までに賞状を授与する。団体競技の場合は、都道府県名とチーム全員（監督を含む。）の氏名を記載した賞状を都道府県用に1枚授与し、さらに、選手個人用に都道府県名と個人氏名又は都道府県名とチーム全員（監督を含む。）の氏名を記載した賞状をチーム全員に授与する。

## 8 参加申込方法

- (1) 都道府県のスポーツ協会会長（代表者）及び各競技団体会長（代表者）は、連署の上、都道府県大会又はブロック大会において選抜された者を、第81回国民スポーツ大会会長宛に申込みものとする。
- (2) 参加申込は、定められた締切日までに国民スポーツ大会参加申込システムにより行う。
- (3) 参加申込締切日は、2027年1月5日（火）とする。
- (4) 参加申込様式は、日本スポーツ協会が実施競技団体と協議の上、作成する。
- (5) 参加申込締切後の選手又は監督の交代は、特別な事情がない限り認めない。特別な事情で選手又は監督を交代する場合は、「第81回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会参加選手・監督【交代（変更）届・棄権届】」（本要項18ページ）を届け出なければならない。届出先は、以下のいずれかの該当宛とする。なお、交代の可否は、監督会議で決定する。

ア 公益財団法人日本スケート連盟

イ 第81回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（スピード）  
岐阜県実行委員会事務局

ウ 第81回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（ショートトラック・フィギュア）  
山梨県実行委員会事務局

[注] スケート競技会（スピード）参加者についてはア及びイに、スケート競技会（ショートトラック、フィギュア）参加者についてはア及びウに提出するものとする。なお、日本スポーツ協会に対しては、競技会終了後、所定の手続きにより参加申込情報を修正すること。

## 9 棄権手続

参加申込締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合は、「8 参加申込方法」(5)に定める方法に準じて届け出なければならない。

## 10 大会参加負担金

- (1) 大会に選手団（視察員を除く。）を派遣する都道府県スポーツ協会は、一人当たり次のとおり参加負担金を納入するものとする。

参加区分	参加負担金
少年の種別に参加する選手	4,000円
上記以外の者（本部役員、監督、成年の種別に参加する選手等）	8,000円

[注] 地震、風水害、感染症及びその他主催者の責によらない事由により大会を中止した場合、大会参加負担金の返金は行わない。

- (2) 大会参加負担金は、各都道府県スポーツ協会でき取りまとめ、次のとおり納入する。

ア 納入締切日 2027年1月6日（水）

イ 納入先 みずほ銀行渋谷支店 普通預金口座 513729

## 11 宿泊申込

- (1) スケート競技会（スピード）大会参加者は、第 81 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（スピード）恵那市実行委員会（以下「恵那市実行委員会」という。）が指定した所定の様式により、定められた申込締切日までに申込みものとする。
- (2) スケート競技会（ショートトラック・フィギュア）大会参加者は、第 81 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（ショートトラック・フィギュア）山梨県実行委員会（以下「山梨県実行委員会」という。）が指定した所定の様式により、定められた申込締切日までに申込みものとする。

## 12 都道府県選手団本部役員編成

都道府県選手団本部役員の編成は、次のとおりとする。

- (1) 1 都道府県当たり、団長、総監督及び総務ほか、計 5 名以内とする。
- (2) 上記役員のほか、5 名以内の顧問を設けることができる。
- (3) 上記（1）及び（2）による本部役員総数の範囲内で、スポーツドクターが帯同するものとする。なお、帯同するスポーツドクターは、日本スポーツ協会公認スポーツドクター資格を有する者とする。
- (4) 上記（1）及び（2）による本部役員総数の範囲内で、原則としてアスレティックトレーナーが帯同するものとする。なお、帯同するアスレティックトレーナーは、日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー資格を有する者とする。
- (5) 都道府県選手団本部役員の 1 日当たりの編成人数については、上記（1）及び（2）による人数を上限とする。
- (6) 都道府県選手団本部役員の申込みは、監督及び選手の申込みと同時に「8 参加申込方法」に定める方法により行う。

## 13 視察員

- (1) 視察員は、1 都道府県 3 名以内とする。ただし、2028 年以降の国民スポーツ大会冬季大会の開催が決定又は内定している県については、20 名以内とする。
- (2) 視察員の申込みは、参加選手団の申込みと同時に、「8 参加申込方法」に定める方法により行う。
- (3) 視察員は、原則として全ての会場に入場することができる。

## 14 AD カードの交付

都道府県選手団、大会役員・競技会役員及び競技団体が指定した競技役員、大会主催者及び競技会主催者が認められた者並びに視察員には AD カード（Accreditation Card）を交付する。

## 15 参加上の注意

- (1) 大会期間中は、交付された AD カードを携帯しなければならない。
- (2) 各都道府県の代表選手は、競技に際し、「国民スポーツ大会ユニフォーム規程」に基づき、ユニフォームを着用しなければならない。ただし、スケート競技については、同規程第 5 条の規定を適用する。

## 16 個人情報及び肖像権に関わる取扱い

日本スポーツ協会、開催県実行委員会、会場地市実行委員会及び国民スポーツ大会実施競技中央競技団体（以下「国スポ関係機関・団体」という。）は、参加申込等を通じて取得する個人情報及び肖像権の取扱いに関して、次

のとおり対応するものとする。

(1) 個人情報の取扱い

ア 利用目的

大会参加申込として国民スポーツ大会参加申込システムへ登録された個人情報は、国スポ関係機関・団体において、参加資格の確認や競技組合せなどをはじめとする大会運營業務のために利用し、目的以外に利用しない。

イ 公表の範囲と方法

個人情報のうち、所属都道府県、氏名、性別、年齢、学校名、チーム名等、所属と個人を識別するために必要な情報については、次の方法等により公表することがある。

(ア) 競技会プログラムへの掲載

(イ) 競技会場内におけるアナウンス等による紹介

(ウ) 競技会場内外の掲示板等への掲載

(エ) 大会関連ホームページへの掲載

(オ) 報道機関への提供

ウ 競技結果（記録）等

競技結果（記録）については、上記イで定めた個人情報とともに、次の方法等により公表することがある。

(ア) 開催県実行委員会が設置する記録本部を通じた公開

(イ) 国スポ関係機関・団体及び報道機関等による新聞・雑誌及び関連ホームページ等への掲載

(ウ) 国スポ関係機関・団体が作成する大会報告書等への掲載

(エ) 次回以降の競技会プログラムへの掲載【新記録、優勝及び上位入賞結果（記録）等】

(2) 肖像権に関する取扱い

ア 写真

国スポ関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された写真が新聞・雑誌・報告書及び関連ホームページ等で公開されることがある。

イ 写真（写真撮影企業等）

国スポ関係機関・団体に認められた写真撮影企業等によって撮影された写真等が販売されることがある。なお、各競技・会場における販売の有無等の詳細は、当該中央競技団体を中心に対応する。

ウ 映像

国スポ関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された映像が中継・録画放映及びインターネットによって配信されることがある。また、DVD等に編集され、販売・配布されることがある。

(3) 対応

ア 承諾の確認

大会参加申込として国民スポーツ大会参加申込システムへ登録された時点で、上記取扱いに関する承諾を得たものとして対応する。なお、各競技会における取扱いに伴い、別途、当該中央競技団体等によって個別に承諾を確認することがある。

イ 役員等

大会役員、競技役員、運営役員、その他各種委員や補助員、国スポ関係機関・団体と大会に関する契約をしている者及び大会運営関係者については、上記取扱いに関する承諾を得たものとして対応する。

## 17 都道府県大会及びブロック大会等

第 81 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会の予選として、次のとおり都道府県大会（ブロック大会）を開催しなければならない。

- (1) 都道府県の主催団体は、必要に応じて日本スポーツ協会及び中央競技団体等関係団体と協議の上、本要項に基づき実施要項を作成する。なお、日本スポーツ協会及び中央競技団体は、その内容に不備がある場合、適宜指導を行うものとする。
- (2) 都道府県大会の実施にあたり、当該都道府県主催団体は、適正な手続きに則り決定した代表選手の選抜方法・選考基準について、予め関係者に周知徹底を図るものとする。
- (3) 参加者は、実施要項に基づき当該主催団体に申し込む。なお、1人1競技に限る。
- (4) ブロック大会の申込みは、原則として国民スポーツ大会参加申込システムにより行い、様式は、日本スポーツ協会及び当該主催団体が協議の上、作成する。なお、参加申込システムを使用しない場合の様式については、当該主催団体において別途作成する。
- (5) 都道府県大会の参加申込様式は、当該主催団体において作成する。
- (6) 参加料を徴収する場合の金額は、当該主催団体が中央競技団体と協議の上、定める。

## 18 国民スポーツ大会参加者傷害補償制度

日本スポーツ協会及び都道府県スポーツ協会は、国民スポーツ大会参加者に対する社会的責任体制を整えるとともに、大会参加者の相互扶助の精神に基づいた補償制度として国民スポーツ大会参加者傷害補償制度を運営する。

- (1) 本制度の対象となる参加者は、ブロック大会及び本大会に参加する本制度給付規程に定められた選手、監督、選手団本部役員（顧問を含む。）、視察員並びにその他選手団役員とする。
- (2) 大会に選手団（視察員を含む。）を派遣する都道府県スポーツ協会は、国民スポーツ大会参加者傷害補償制度の対象となる参加者数に応じた制度負担金（1人あたり1,000円）を日本スポーツ協会へ納入する。
- (3) 納入締切日及び納入先については、別途日本スポーツ協会から都道府県スポーツ協会へ通知する。

## 19 その他

- (1) 参加申込及び宿泊申込が定められた締切日までに行われない場合、又は参加負担金が定められた締切日まで納入されない場合は、第 81 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会への参加を認めない。
- (2) 大会運営にあたり、選手・観客・大会関係者への安全を最優先に配慮し、気象状況・感染状況・交通状況・テロ行為等の各種災害に伴い、安全確保が見込めないと主催者が判断した場合は、主催者の指示に従うものとする。また、安全確保のために、参加申込システムに登録された以外の個人情報を取得する場合がある。取得した情報については、目的以外に利用しない。
- (3) その他の事項については、国民スポーツ大会開催基準要項及び同細則による。

## 別記1【国民スポーツ大会ふるさと選手制度】

- 1 成年種別に出場する選手は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項[国民スポーツ大会開催基準要項第8項第1号及び第10項第4号（参加資格及び年齢基準等）]に基づき、次のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。
  - (1) 居住地を示す現住所
  - (2) 勤務地
  - (3) ふるさと
- 2 「ふるさと」とは、卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。ただし、JOC エリートアカデミーに係る選手については、別に定める「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」第3項により取り扱うものとする。
- 3 我が国の競技力向上を支援する観点より、日本国籍を有する者及び「永住者」については、日本における滞在期間に関わらず、本制度を活用できるものとする。

ただし、「日本国籍を有する者及び『永住者』」に該当しない者であっても、2026年4月30日以前から2026年10月31日まで継続的に日本に滞在している場合は、本制度を活用できるものとする。

なお、やむを得ない事情により、一時的に日本を離れる場合は、総日数の半数を超えて日本で滞在していること。
- 4 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。なお、一度登録した「ふるさと」は変更できないものとする。
- 5 「ふるさと」から参加する選手は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。
- 6 ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、活用できる回数は2回までとする。
- 7 参加都道府県は「ふるさと選手」を所定の様式、方法により、「8 参加申込方法」で定めた参加申込み締切り期日までに、公益財団法人日本スポーツ協会宛に提出する。

## 別記2【「一家転住等」に伴う特例措置】

### 転校への特例

- 1 次の内容をすべて満たすことにより、国内移動選手の制限（国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－（1）－1）－③）に抵触しないものとする。
  - （1）この特例の対象は、「少年種別」への参加者に限る。
  - （2）本特例を受けることができるのは、一家転住等やむを得ない理由に限ることとする。なお、「一家転住等」とは概ね次のことをいう。
    - ア 親の転勤による一家の転居
    - イ 親の結婚、離婚による一家の転居
    - ウ 上記以外に、やむを得ない理由による一家の転居
  - （3）転居した時点に応じて、次の手続きを終了していること。
    - ア 本特例を受けようとする参加者は、下記2（1）の場合は転居元、下記2（2）の場合は転居先が属する都道府県スポーツ協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告すること。
    - イ 報告を受けた都道府県スポーツ協会及び都道府県競技団体は、下記2（1）の場合は転居先、下記2（2）の場合は転居元が属する都道府県スポーツ協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告し了承を得ること。
- 2 本特例を受ける当該大会において、参加することができる都道府県は以下のとおりとする。
  - （1）転居した時点において、以下に該当する場合は転居元が属する都道府県から参加することができる。
    - ア 転居先が属する都道府県の代表が既に決定している場合
    - イ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表として既に決定している場合
    - ウ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表選考過程にある場合
  - （2）転居した時点において、以下に該当する場合は転居先が属する都道府県から参加することができる。
    - ア 転居元が属する都道府県において、当該大会における都道府県代表の選考が開始されていない場合

### 別記3【JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置】

公益財団法人日本オリンピック委員会が実施する「JOC エリートアカデミー」に係る選手のうち、次の1に該当する者については、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項[国民スポーツ大会開催基準要項第8項第1号及び第10項第4号（参加資格及び年齢基準等）]及び別記1「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」に関し、次の2～4の特例を適用する。

#### 1 対象者

- (1) 少年種別年齢域の選手で JOC エリートアカデミーに在籍する者
- (2) 成年種別年齢域の選手で JOC エリートアカデミーを修了した者、又は同アカデミーに在籍する者

#### 2 少年種別年齢域の選手の所属都道府県

本特例第1項－(1)に定める少年種別年齢域の選手は、その所属都道府県について、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－(1)－2)－②に定める「居住地を示す現在所」、「学校教育法第1条に規定する学校の所在地」、「勤務地」のほか、卒業小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

なお、同アカデミーへの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

#### 3 成年種別年齢域の選手の「ふるさと」

本特例第1項－(2)に定める成年種別年齢域の選手は、別記1「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」第2項に定める卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県のほか、同アカデミーでの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を「ふるさと」とすることができる。

#### 4 国内移動選手の制限に係る例外適用

本特例第1項－(1)に定める少年種別年齢域の選手が前回の大会（都道府県大会を含む）と異なる都道府県から参加する場合、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。

[注]本特例第1項－(2)に定める成年種別年齢域の選手については、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）の規定に従い取り扱うものとする。

#### 5 その他

中央競技団体が国際競技力向上施策として独自に実施するアカデミー事業については、当該中央競技団体からの申請を踏まえ、当該事業の内容が JOC エリートアカデミーに準拠し実施されていることが、公益財団法人日本オリンピック委員会により確認された場合に限り、国民スポーツ大会委員会の決議を経て当該事業を本特例の対象に加えることができる。

## 別記4【トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置】

我が国の競技力向上を支援する観点より、一定の競技力を有する選手に対して、「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置（以下「本特例」という。）」を以下のとおり定める。

### 1 本特例の対象となる選手

本特例の対象となる選手は、次の条件のいずれかを満たす者とする。

- (1) 第25回オリンピック冬季競技大会（2026年ミラノ・コルティナダンペッツォ）に参加した者。
- (2) 2026年10月31日時点で、以下のいずれかに該当し、各中央競技団体が本特例の対象として認めた者。

ア JOC オリンピック強化指定選手

イ 各競技（種目）における国内ランキング上位10位以内の者

ウ 中央競技団体が定めた強化指定選手

[注]強化指定ランクについては、各競技における全日本選手権大会入賞レベル以上のカテゴリーを対象とする。

### 2 本特例の内容

#### (1) 予選会の免除

本特例の対象となる選手については、都道府県予選会及びブロック大会を経ずに国民スポーツ大会本大会に参加することができるものとする。ただし、ブロック大会実施競技種目・種別においては、当該都道府県代表選手又はチームがブロック大会に参加し、本大会参加枠を獲得している場合とする。

#### (2) 資格要件（日数要件の緩和）

本特例の対象となる選手が所属都道府県として「居住地を示す現住所」又は「勤務地」を選択する場合は、日数に関する要件を定めないこととし、次のとおりとする。

##### ア 居住地を示す現住所

次の要件をいずれも満たすものとする。

(ア) 2026年4月30日以前から2026年10月31日まで引き続き、住民票記載の住所に存する都道府県において生活している実態があり、当該都道府県以外（海外を含む）において生活している実態がないこと。なお、生活の実態については、次の要件により判断する。

- a 自ら所有する住居、又は自らの名義で住居を賃借していること
- b 当該住居に生計を一にする家族と共に住んでいること
- c 当該住居の水道光熱費など費用を自ら負担していること
- d 当該住居に主要な家財道具が存すること

(イ) 合宿、試合等により当該都道府県外で活動を行う場合、当該都道府県を移動の起点としていること。

##### イ 勤務地

次の要件をいずれも満たすものとする。

(ア) 2026年4月30日以前から2026年10月31日まで引き続き、雇用主と雇用契約を締結した上で、当該都道府県内に存する雇用主の会社や事業所等に現実に通勤し、勤務していること。

(イ) 当該都道府県内で、競技普及活動等の事業に参加すること。

### 3 国内移動選手の制限

本特例の対象となる選手の国内移動選手の制限については、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③のとおりとする。

## 別記5【東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置】

### 1 特例の対象となる被災地域都道府県

震災による被害状況及び影響等を総合的に勘案し、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県の6県を本特例の適用対象となる被災地域都道府県（以下「特例対象県」という。）とする。

なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となった場合は、個別に取り扱うこととする。

### 2 特例の内容

#### (1) 特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和

次の選手及び監督については、「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たしていなくとも、当該特例対象県から参加することができる。

<特例の対象者>

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たすことができなくなった者。ただし、次の事項のいずれにも該当していること。

ア 2011年3月11日（震災発生時）時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。若しくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

イ 災害が発生しなかったと仮定した場合、2026年4月30日以前から競技会終了時（2027年2月10日）まで継続して当該特例対象県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていたと合理的に推測される者であること。

#### (2) 避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和

ア 被災地域からの避難等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した次の選手及び監督については、移動先の都道府県から参加することができる。

なお、この場合、第79回大会及び第80回大会に当該特例対象県から参加していても、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－（1）－1）－③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

<特例の対象者>

被災地域から避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかった者。ただし、次の事項のいずれにも該当していること。

（ア）2011年3月11日時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。若しくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

（イ）移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていること。なお、移動が生じた時期が2026年4月30日以降の場合は、移動先の都道府県の予選会開始までに要件を満たしていることとする。

[注]「居住地を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出又は学籍に係る要件を満たしていなくとも、それに準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学している実態を有していると公益財団法人日本スポーツ協会が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。

イ 本項アを適用して避難等による移動先の都道府県から第80回大会に参加した者が、第81回大会において、

次のような震災に係る理由により再度都道府県を移動して参加する場合は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③(国内移動選手の制限)には抵触しないものとする。

＜例＞ ○避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合

○避難先を離れ、他の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする場合

○他の都道府県に避難先を移す場合

### (3) 避難等による移動先の属する都道府県において学校を卒業した場合の「ふるさと」選択要件の緩和

避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校又は高等学校を卒業した者が、成年種別年齢域に達した際、「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」を活用して参加する場合、次のいずれかを「ふるさと」として登録することができる。

ア 卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校の所在地

イ 災害の発生した時点で在籍していた小学校、中学校又は高等学校の所在地

なお、本特例を適用して上記イの学校所在地を「ふるさと」登録した場合についても、卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校の所在地を「ふるさと」とする場合と同様、一度登録した「ふるさと」は変更できない。

＜特例の対象者＞

2011年度から2012年度(小学校は2015年度)までに、避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校又は高等学校を卒業した者。

## 別記6【令和6年能登半島地震に係る選手および監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置】

### 1 特例の対象となる被災地域都道府県

震災による被害状況および影響等を総合的に勘案し、新潟県、富山県、石川県、福井県の4県を本特例の適用対象となる被災地域都道府県（以下「特例対象県」という。）とする。

なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となった場合は、個別に取り扱うこととする。

### 2 特例の内容

#### (1) 特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和

以下の選手及び監督については、「居住地を示す現住所」、「『学校教育法』第1条に規定する学校の所在地（以下『学校所在地』という。）」または「勤務地」の各要件を満たしていなくとも、当該特例対象県から参加することができる。

<特例の対象者>

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」の各要件を満たすことができなくなった者。ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

ア 2024年1月1日（震災発生時）時点において、当該特例対象県内に居住または勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

イ 災害が発生しなかったと仮定した場合、2026年4月30日以前から競技会終了時（2027年2月10日）まで継続して当該特例対象県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする要件を満たしていたと合理的に推測される者であること。

#### (2) 避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和

ア 被災地域からの避難等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した以下の選手及び監督については、移動先の都道府県から参加することができる。なお、この場合、第79回大会及び第80回大会に当該特例対象県から参加していても、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

<特例の対象者>

被災地域から避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかった者。ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

(ア) 2024年1月1日時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

(イ) 移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする要件を満たしていること。なお、移動が生じた時期が2026年4月30日以降の場合は、移動先の都道府県の予選会開始までに要件を満たしていることとする。

[注]「居住地を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出または学籍に係る要件を満たしていなくとも、それに準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学している実態を有していると公益財団法人日本スポーツ協会が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。

イ 本項アを適用して避難等による移動先の都道府県から第 80 回大会または第 81 回大会に参加した者が、第 82 回大会において、以下のような震災に係る理由により再度都道府県を移動して参加する場合は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第 3 項－(1)－1)－③(国内移動選手の制限)には抵触しないものとする。

<例> ○避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合

○避難先を離れ、他の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする場合

○他の都道府県に避難先を移す場合

### (3) 避難等による移動先の属する都道府県において学校を卒業した場合の「ふるさと」選択要件の緩和

避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校または高等学校を卒業した者が、成年種別年齢域に達した際、「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」を活用して参加する場合、以下のいずれかを「ふるさと」として登録することができる。

ア 卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校の所在地

イ 災害の発生した時点で在籍していた小学校、中学校または高等学校の所在地

なお、本特例を適用して上記イの学校所在地を「ふるさと」登録した場合についても、卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校の所在地を「ふるさと」とする場合と同様、一度登録した「ふるさと」は変更できない。

<特例の対象者>

2024 年度から 2025 年度（小学校は 2028 年度）までに、避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校または高等学校を卒業した者。

# 第 81 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会 参加選手・監督【交代（変更）届・棄権届】

※手続きにあたっては、次ページの留意事項を参照すること

※「交代（変更）届」又は  
「棄権届」のいずれかを  
○で囲むこと

## 1 参加申込者

競技名		種別		部・種目別	
参加申込者名					

## 2 交代（変更）・棄権の理由（該当する番号に○をつけ、症状や具体的な内容をチェック又は記述）

1. 体調不良のため（症状：_____）
2. 怪我のため
3. その他（_____）

## 3 交代（変更）者 ※棄権の場合は記入不要

フリガナ			生年月日	(西暦)	
氏名			年	月	日生 ( 歳)
連絡先 (TEL) ※1			連絡先 (メール) ※1		
所属区分※2			所属の所在地※3		
プログラム掲載用所属					
第79回大会 参加都道府県名			第80回大会 参加都道府県名	例外適用 ※4	
中央競技団体 登録の有無	有・無	有の場合	登録番号	バッジテスト級	
その他の必要事項					
JSPO 公認スポーツ指導者資格 ※監督交代の場合記入	資格名 登録番号		有効 期限	年 月	

※1 交代（変更）者が監督の場合は、連絡先を記入。

※2 第81回大会（都道府県予選会、ブロック大会）所属都道府県について、次のいずれを選択して参加したかを記入。  
成年種別（ア. 居住地を示す現住所 イ. 勤務地 ウ. ふるさと）

少年種別（ア. 居住地を示す現住所 イ. 学校教育法第1条に規定する学校の所在地 ウ. 勤務地  
エ. 「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」に定める小学校の所在地）

※3 所在地は、市区町村名まで記入。ふるさとを選択した場合には「卒業学校名」を記入。

※4 今回（第81回大会）と第80回大会（不出場の場合は第79回）の参加都道府県が異なる場合のみ記入。

（1. 新卒業者 2. 結婚又は離婚 3. ふるさと（成年） 4. 一家転住（少年） 5. JOC エリートアカデミー（少年）  
6. 東日本大震災に係る特例措置 7. 令和6年能登半島地震に係る特例措置）

年 月 日

公益財団法人日本スケート連盟会長 殿  
第81回国民スポーツ大会冬季大会  
スケート競技会当該開催県実行委員会会長 殿

\_\_\_\_\_  
スポーツ協会  
会長（代表者）  
\_\_\_\_\_  
協会・連盟  
会長（代表者）  
\_\_\_\_\_

**第 81 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会**  
**参加選手・監督交代（変更）・棄権手続きにあたっての留意事項**

1 交代（変更）手続き

特別な事情で選手又は監督を交代（変更）する場合には、次の手続きを行うこと。ただし、交代（変更）を認めるか否かについては、当該中央競技団体の判断による。

- (1) 実施要項総則及び当該競技実施要項を参照し、交代（変更）する選手又は監督の参加資格を確認した上で、交代（変更）届に必要な事項を記入し、競技が定める方法により提出すること。
- (2) 添付書類（診断書等）については、競技の定めにより提出すること。
- (3) その他、競技により別に定める事項がある場合はそれに従うこと。

2 棄権手続き

参加申込締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、次の棄権手続きをとること。

- (1) 当該選手又は監督は、所属都道府県の連絡責任者へ連絡すること。連絡を受けた都道府県連絡責任者（※1）は、棄権届に必要な事項を記入し、競技会責任者（※2）、当該開催県実行委員会（※3）宛に提出すること。なお、原本は提出後必ず保管し、下記3に従い、後日、公益財団法人日本スポーツ協会へ提出すること。
- (2) 中央競技団体への診断書等の添付は不要。
- (3) その他、競技により別に定める事項がある場合にはそれに従うこと。

3 大会終了後の手続き

大会終了後、都道府県スポーツ協会並びに中央競技団体は、次の手続きを行うこと。

- (1) 都道府県スポーツ協会は、大会終了後通知される公益財団法人日本スポーツ協会の案内に従い、交代（変更）手続き後の参加申込情報の修正を行うこと。ただし、棄権手続きの場合、参加申込情報の修正は不要。
- (2) 大会終了後2週間以内に、下記を公益財団法人日本スポーツ協会に提出すること。
  - ア 中央競技団体は、交代（変更）届（写し）及び棄権届（写し）
  - イ 都道府県スポーツ協会は、棄権届（原本）及び棄権届提出一覧

※1 都道府県選手団連絡責任者に関する情報は、公益財団法人日本スポーツ協会が大会開催前に都道府県スポーツ協会に対し照会を行い、取りまとめの上、中央競技団体に通知する。

※2 競技会責任者及び指定連絡先は、公益財団法人日本スポーツ協会が大会開催前に中央競技団体に対し照会を行い、都道府県スポーツ協会に通知する。

※3 「1 交代（変更）届」と同様に「2 棄権届」についても、当該開催県実行委員会に提出すること。

### 3 競技実施要項

#### ◇ 正式競技 ◇

##### 〔1〕スケート競技

1 期 日 2027年1月27日(水)から2月10日(水)まで(期間中10日間)

実施競技	競技期間
スピード	2027年1月27日(水)から1月30日(土)まで(4日間)
ショートトラック	2027年2月9日(火)から2月10日(水)まで(2日間)
フィギュア	2027年2月5日(金)から2月8日(月)まで(4日間)

##### 2 会場

会場地	実施競技	競技会場
岐阜県恵那市	スピード	岐阜県クリスタルパーク恵那スケート場
山梨県甲府市	ショートトラック	山梨県小瀬スポーツ公園アイスアリーナ
山梨県甲府市	フィギュア	山梨県小瀬スポーツ公園アイスアリーナ

### 3 種別、種目及び参加人員

#### (1) 種別及び種目

##### ア スピード

種別	種目
成年男子	500m・1000m・1500m・5000m・2000mR
成年女子	500m・1000m・1500m・3000m・2000mR
少年男子	500m・1000m・1500m・5000m・10000m・2000mR
少年女子	500m・1000m・1500m・3000m・2000mR

##### イ ショートトラック

種別	種目
成年男子	500m・1000m・5000mR
成年女子	500m・1000m・3000mR
少年男子	500m・1000m
少年女子	500m・1000m

##### ウ フィギュア

種別	種目
成年男子	ショートプログラム フリースケーティング
成年女子	
少年男子	
少年女子	

(2) 参加人員

種別	監督	選手	都道府県	小計	合計
成年男子	12名以内	30名以内	47	1都道府県 66名以内	858名以内
成年女子					
少年男子		24名以内			
少年女子					

各都道府県は、監督12名、選手54名、計66名以内で編成し、各種別の参加者数は上記のとおりとする。ただし、総計858名を超える場合は、公益財団法人日本スケート連盟が調整する。成年選手が監督を兼任する場合、競技・種別を跨ぐ兼任は認めない。また、専任監督の種別の兼任は認めるが、競技を跨ぐ兼任は認めない。

参加申込締切り後の監督交代(変更)は、疾病、傷害等の特別な場合のみ認めるものとし、原則として監督会議開始までとするが、やむを得ない事情により監督会議後に参加申し込みをした監督が不在となる場合は、監督の交代(変更)を認める場合がある。

ア スピード

(ア) 各都道府県のエントリーは、第80回の国民スポーツ大会で各種別の総合順位が1位から16位までの都道府県は各種別最大8名まで、17位以下の都道府県は各種別最大5名までとする。ただし、国民スポーツ大会開催県が17位以下の場合は16位に繰り上げる。

各都道府県の種別順位が16位までの中に得点が得られなかった場合、順位が決定している都道府県以下の順位の決定は、各種目予選から決勝までのレースごとにパフォーマンスポイントを1位8点、2位7点、3位6点、4位5点、5位4点、6位3点、7位2点、8位1点を与えて都道府県ごとの合計得点により降の順位を決定する。この場合、長距離(3000m・5000m・10000m)に限り、1位12点、2位11点、3位10点、4位9点、5位8点、6位7点、7位6点、8位5点、9位4点、10位3点、11位2点、12位1点とする。

(イ) 1種目2名以内、1名2種目(リレーは除く。)以内とする。また、最大枠の中で各種目1名の補欠をエントリーできる。リレーのエントリーは1チーム6名以内とし、競技は4名で行う。

(ウ) エントリー後における選手の交代は、公益財団法人日本スケート連盟スピードスケート競技規則運用マニュアルに定める事由に準ずる。

(エ) スピードとショートトラックに重複してエントリーすることはできない。

(オ) 監督はスピード、ショートトラック、フィギュアを合わせて12名以内とする。

イ ショートトラック

(ア) 第80回の国民スポーツ大会で各種別の総合順位が1位から8位までの都道府県と、前年の全日本都道府県対抗競技会で、各種別の総合順位が上記8位までを除いた都道府県で、各種別それぞれ8位まで、計16の都道府県は、成年男女種別各5名以内、少年男女種別各2名以内とし、17位以下の都道府県は各種別1名とし、国民スポーツ大会開催県が17位以下の場合は16位に繰り上げ、以下の順位を繰り下げる。第80回の国民スポーツ大会の各都道府県の種別順位が8位までの中に得点が得られなかった場合は、全日本都道府県対抗競技会の成績による。

(イ) 1種目2名以内、1名2種目(リレーは除く。)以内とする。また、最大枠の中で各種目1名の補欠をエントリーできる。リレーのエントリーは1チーム5名以内とし、競技は4名で行う。

16位までの都道府県少年男女種別と17位以下の都道府県各種別については、エントリー後に病気、けが

等で出場できない場合は、抽選会以前でレフェリーが認めた時に限り変更することができる。

(ウ) 上記以外のエントリー後における選手の交代は、公益財団法人日本スケート連盟スピードスケート競技規則運用マニュアルに定める事由に準ずる。

(エ) ショートトラックとスピードに重複してエントリーすることはできない。

(オ) 監督はスピード、ショートトラック、フィギュアを合わせて12名以内とする。

#### ウ フィギュア

(ア) 参加人数は、各種別とも1都道府県1チーム2名とする。

参加都道府県は、aからcに該当する最大16チームである。

a 第80回の国民スポーツ大会で、各種別の総合順位が上位8チームで第81回国民スポーツ大会冬季大会フィギュア競技予選会参加申込締切日までに大会出場意向を提出したチーム

b 第81回国民スポーツ大会冬季大会フィギュア競技予選会において出場権を得たチーム

c 開催都道府県で第81回国民スポーツ大会冬季大会フィギュア競技予選会参加申込締切日までに大会出場意向を提出したチーム

(イ) 監督はスピード、ショートトラック、フィギュアを合わせて12名以内とする。

## 4 競技上の規定及び競技方法

### (1) スピード

ア 公益財団法人日本スケート連盟シングルトラックスピードスケート競技特別規則による。トラックは、「387.36m標準シングルトラック（Cタイプ）」を使用する。

イ 競技は個人及び都道府県対抗とし、種目ごとに予選及び決勝を行う。なお、予選及び決勝は、次の方法により行う。

(ア) 予選は、各都道府県からの出場申込記載順によりシードして組み合わせる。

(イ) 決勝出場者

a 8名以内（男女500m、男女1000m、男女1500m）

b 12名以内（男子5000m、男子10000m、女子3000m）

(ウ) 出場者数が上記の人数を超えた場合は予選を行う。ただし、申込者数が9名の場合は、予選を行わず決勝とする。

(エ) 男女500m、1000m、1500mについては、出場者数により準決勝を行うことができる。

(オ) 500mとリレー競技では、決勝A（1位～4位）及び決勝B（5位～8位）を行い、順位を決定する。ただし、参加者（チーム）が6名（チーム）以内の場合は決勝のみとする。

(カ) 組合せに当たっては、公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本スケート連盟イベントコーディネーター、レフェリー及びスピード委員が立会い、責任をもって調整する。

ウ リレーの編成は、エントリー選手であれば予選と決勝で同一選手でなくてもよい。ただし、メンバー及び出走順の提出はリレー競技開始1時間前までとし、スケートの破損、選手の負傷等の特別な理由による変更の申し出は、リレー競技開始30分前までとする。

エ 責任先頭制の競技方法を採用する。

(ア) 責任先頭を課す距離及び回数は、次のとおりとする。

1000m（1回）、1500m（1回）、3000m（2回）、5000m（4回）、10000m（8回）

(イ) 責任先頭判定ラインは、両ストレートの中央に、走路に直角に引いた線とし、シングルトラック競技のフィニッシュの判定基準により行う。ただし、責任先頭の回数は、1000mを除きスタート後最初の判定ラインを除外する。

(ウ) 責任先頭の負荷種目の順位は、責任先頭を完了した者を優先して、到着順で順位を決定する。また、責任先頭を完了しなかった者は、取得した回数にかかわらず到着順とする。ただし、男子 10000mにおいては、責任先頭を完了した者を優先して到着順に順位を決定し、次に回数未完了者の中で、取得回数の多い順に順位を付け、同回数の場合は到着順で決定する。さらに、未取得の者が到着順にこれに続く。

オ 抗議は、監督を通じてのみ行うことができる。

カ 出場選手の安全装具の装着について、次のとおり定める。

(ア) レーシングスーツはカットレジスタンス素材（部分的含む）が望ましい

(イ) ASTM 基準のヘルメットの着用

(ウ) 革製又はカットレジスタンス素材の手袋の着用

(エ) シンガード（脛あて）の着用

(オ) ネックプロテクションの着用

(カ) アンクルプロテクションの着用

(キ) ブレードの両端は最小半径 10mm で丸くされていること

キ 補欠選手との変更又は棄権する場合は、当該種目の開始 1 時間前までに、所定の様式に必要事項を記入の上、文書で届け出を行うものとする。

## (2) ショートトラック

ア 公益財団法人日本スケート連盟ショートトラックスピードスケート競技特別規則による。トラックは、標準ショートトラックを使用する。

イ 競技は個人及び都道府県対抗とする。

ウ 出場者をもって予選、準決勝、決勝、順位決定レースを行い、順位を決定する。なお、予選及び決勝は、次の方法により行う。

(ア) 各種目ともエリミネーション方式とし、ラウンド及び組数は、出場者数に基づいて設定する。

(イ) レフェリー救済者を除き、500m、1000mの準決勝及び決勝は 4 名までの編成とする。

(ウ) レフェリー救済者を除き、各レースの 1 位、2 位の者は次のラウンドに進出できる。

(エ) 同種別のレース間に最低 15 分間の休憩時間をおく。

(オ) 成年男子リレーの予選、準決勝は 3000mで行う。

エ 各種目とも、最初のラウンドの組合せは、各都道府県からの出場申込記載のブロック別とし、そのブロックにおけるラウンドの編成は、今年度全日本距離別ランキングに基づいて、次にバジテスト級により同一級の中で抽選して各組に配置する。

また、補欠を起用する場合は予選にのみ適用し、交代者の組に置き換えることとし、全体の組合せの変更は行わない。組合せにあたっては、公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本スケート連盟イベントコーディネーター、レフェリー、コンペチタズスチュワード及び公益財団法人日本スケート連盟スピード委員が立会い、責任をもって調整する。

オ 補欠選手との変更又は棄権する場合は、当該種目の開始 1 時間前までに、所定の様式に必要事項を記入の上、文書で届け出を行うものとする。

カ 順位は、決勝レース及び順位決定レースにより、1位から8位を決定する。

### (3) フィギュア

ア 2025年国際スケート連盟特別規程、技術規程に準ずる。採点はISUジャッジングシステムによる。

イ 各種別参加選手32名以内によってショートプログラムを行い、上位24名によるフリースケーティングを行い、2名の総合成績合計で各チームの順位を決定する団体競技とする。

数値が同じ場合は、個人成績の良い選手を含むチームが上位となる。

[注]①1名では参加できない。

②2名申込みの場合でも1名が棄権した場合は、そのチームは失格とする。

ウ 本大会においてショートプログラム終了以前に1名でも選手が棄権した場合は、そのチームは失格となる。ただし、フリースケーティングにおける棄権は、棄権した選手に対しフリースケーティングの最下位の順位が与えられる。

エ 予選チームと本大会出場チームは、有資格者であればメンバーが異なっても構わない。

オ 本選において選手の変更のある場合は、監督会議前に文書で届け出た場合のみ1名の変更を認めることができる。抽選後の変更は認められない。

### カ 競技課題

ショートプログラムは、2025年国際スケート連盟技術規程第611条に基づき、少年はISUジュニア課題、成年はISUシニア課題とする。

フリースケーティングは、2025年国際スケート連盟技術規程第612条に基づき、少年はジュニア、成年はシニアのISU規則に準ずる。

### キ 滑走時間

(ア) ショートプログラム滑走時間は、2分40秒±10秒とする。

(イ) フリースケーティング滑走時間は、成年男子・成年女子4分±10秒、少年男子・少年女子3分30秒±10秒とする。

ク 音楽は、CDを使用することとし、最初から再生できるものとする。また、必ず予備の音源も持参すること。

ケ 演技予定要素リストは、参加選手個人において2027年1月5日(火)までに公益財団法人日本スケート連盟ホームページ「マイページ」より登録すること。

【登録手続きURL <https://www.skatingjapan.jp/mypage/>】なお、登録できない場合は、都道府県単位でまとめて次の送付先へ提出すること。

#### 【送付先】

〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 内

公益財団法人 日本スケート連盟 E-mail : jsf@skatingjapan.or.jp

コ 滑走順抽選は監督会議において行う。

## 5 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

「2 実施要項総則」5に定めるもののほか、次のとおりとする。

### (1) 監督

公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格制度に基づく公認スケートコーチ 1、公認スケート

コーチ2、公認スケートコーチ3、公認スケートコーチ4、又は公認スケート教師の資格を有すること。

(2) スピード

公益財団法人日本スケート連盟バッジテストB級以上（スピード・ショート）の資格を有する者（バッジテスト認定証は、必ず持参すること。）

(3) ショートトラック

公益財団法人日本スケート連盟バッジテストB級以上（スピード・ショート）の資格を有する者（バッジテスト認定証は、必ず持参すること。）

(4) フィギュア

各種別とも、公益財団法人日本スケート連盟フィギュアバッジテスト総合5級以上の資格を有する者。ただし、中学3年生が参加する場合は、バッジテスト総合6級以上とする。

## 6 総合成績決定方法

男女総合成績（天皇杯得点）及び女子総合成績（皇后杯得点）は、競技得点と参加得点を合計し、その得点の多い都道府県順に1位から8位までを決定する。ただし、同得点の場合はその順位を共有し、次の順位を欠位とする。

(1) 競技得点の種類

ア 各種目に与える得点競技：スピード、ショートトラック

イ 種別に与える得点競技：フィギュア

(2) 競技得点

天皇杯対象種別	皇后杯対象種別	競技得点
成年男子 成年女子 少年男子 少年女子	成年女子 少年女子	スピード、ショートトラック：各種目（リレーを含む。）とも、1位8点、2位7点、3位6点、4位5点、5位4点、6位3点、7位2点、8位1点の競技得点を与える。 フィギュア：各種別とも、1位24点、2位21点、3位18点、4位15点、5位12点、6位9点、7位6点、8位3点の競技得点を与える。

※同得点の場合は、その順位を共有し、次の順位を欠位とする。

得点は、次の順位の得点を加え、当該都道府県で等分する。

(3) 参加得点

大会（ブロック大会等を含む。）に参加した都道府県に、参加得点10点を与える。ただし、第81回国民スポーツ大会冬季大会フィギュア競技予選会で本大会の出場権を獲得しながら、本大会に参加しなかった場合は与えない。

## 7 表彰

(1) 男女総合成績及び女子総合成績の1位から8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。

(2) 男女総合成績1位の都道府県に、国民スポーツ大会会長トロフィーを授与する。

(3) 各種別又は各種目の第1位から第8位までに賞状を授与する。団体競技の場合は、都道府県名とチーム全員（監督を含む。）の氏名を記載した賞状を都道府県用に1枚授与し、さらに、選手個人用に都道府県名と個人氏名又は都道府県名とチーム全員（監督を含む。）の氏名を記載した賞状をチーム全員に授与する。

## 8 諸会議

### (1) 組合せ抽選会

#### ア スピード

日 時 2027年1月10日(日) 13:00～

場 所 恵那市役所会議棟中会議室

電 話 0573-26-2111

#### イ ショートトラック

日 時 2027年1月16日(土) 13:00～

場 所 甲府市役所4階市民対話室

電 話 055-237-1161

### (2) 監督会議

#### ア スピード

日 時 2027年1月26日(火) 16:30～

場 所 恵那文化センター集会室

電 話 0573-26-6916

#### イ ショートトラック

日 時 2027年2月8日(月) 14:00～

場 所 山梨県小瀬スポーツ公園武道館第1会議室

電 話 055-243-3115

#### ウ フィギュア

日 時 2027年2月4日(木) 14:00～

場 所 山梨県小瀬スポーツ公園武道館第1会議室

電 話 055-243-3115

### (3) 競技役員会議

#### ア スピード

日 時 2027年1月26日(火) 18:30～

場 所 岐阜県クリスタルパーク恵那スケート場

電 話 0573-28-3390

#### イ ショートトラック

日 時 2027年2月8日(月) 16:00～

場 所 山梨県小瀬スポーツ公園武道館第1会議室

電 話 055-243-3115

#### ウ フィギュア(レフェリー、テクニカル・コントローラー会議)

日 時 2027年2月4日(木) 13:00～

場 所 山梨県小瀬スポーツ公園アイスアリーナ会議室

電 話 055-243-3114

## 9 その他

その他の事項については、総則の定めによる。

## 4 式典次第

### 【第 81 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会】

#### 表 彰 式

期 日 2027 年 2 月 10 日 (水)

場 所 山梨県小瀬スポーツ公園武道館

順	次 第	時 刻
1	開場	15 : 00
2	役員・選手団集合開始	15 : 00
3	役員・選手団着席完了	15 : 29
4	開式通告	15 : 30
5	成績発表	15 : 31
6	スケート競技会表彰状授与	15 : 34
7	スケート競技会大会会長トロフィー授与	15 : 47
8	中央競技団体あいさつ	15 : 49
9	会場地あいさつ	15 : 52
10	国旗儀礼	15 : 55
11	競技会終了宣言	15 : 57
12	閉式通告	15 : 59
13	役員・選手団解散	16 : 00

## 5 宿泊要項

### 【スケート競技会（スピード）】

#### 1 趣旨

この要項は、第 81 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（スピード）（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、都道府県選手団本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員、視察員及び報道員、その他関係者（以下「大会参加者」という。）の宿泊等に関して、必要な事項を定める。

#### 2 方針

宿泊等に関しては、第 81 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（スピード）岐阜県実行委員会の統括のもと、第 81 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（スピード）恵那市実行委員会が関係する機関及び団体の協力を得て配宿センターを設置し、両者の緊密な連携のもと、相互に十分な連絡調整を行い、対応に万全を期する。

#### 3 業務の実施

配宿センターは、競技団体、旅館組合等の関係団体、宿泊施設等と連絡調整の上、宿舎の選定、確保、配宿等に関する業務にあたるとともに、これに関する紛議が生じた場合は、調停及びあっせんを行う。

#### 4 宿舎の選定及び確保

配宿センターは、大会参加者の宿舎の選定及び確保について、次により行うものとする。

- (1) 大会参加者の宿泊は、原則として会場地市内の宿泊施設（旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）の許可を受けて営業を行う旅館・ホテル及び簡易宿所をいう。以下同じ。）を利用する。
- (2) 会場地市内の宿泊施設で大会参加者の収容が困難な場合は、近隣市町村の宿泊施設を利用する。
- (3) 風紀、衛生及び防災上支障があると認められる宿泊施設は利用しない。

#### 5 配宿

配宿センターは、大会参加者の配宿にあたって、次の事項に留意して行うものとする。

- (1) 選手・監督の宿舎は、競技会場及び練習会場までの交通状況並びに都道府県別、種別及び男女別を可能な限り考慮して配宿する。
- (2) 選手・監督の宿舎は、原則として都道府県選手団本部役員、競技会役員及び競技役員とは別にする。
- (3) 競技会役員及び競技役員については、できる限り同一、又は近隣の宿舎に配宿する。
- (4) 1 人の宿舎に要する広さは、3.3 ㎡（2 畳）以上とする。

#### 6 宿泊料金等

大会参加者の宿泊料金等は次のとおりとする。

##### (1) 宿泊及び素泊まり

ア 宿泊とは、入宿日の 15 時から、出発日の 10 時までの客室の使用をいうものとし、原則として 1 泊 2 食とする。

イ 素泊まりとは、食事を伴わない宿泊をいうものとする。

##### (2) 宿泊料金

宿泊料金は次の料金範囲内とする。ただし、定員未満での利用などを希望する場合は、この料金範囲を超えることがある。

区分	税率	宿泊料金		備考
		1泊2食	素泊まり※	
宿泊	税抜	8,400円～18,000円	5,880円～12,600円	通常のサービス・奉仕料及び冷暖房料を含む
施設	10%	9,240円～19,800円	6,468円～13,860円	

※「素泊まり」料金は、「1泊2食」料金の70%相当額とする。

(3) 入湯税

入湯税については外税とし、宿泊料金とは別に当日現地宿泊施設にて支払うものとする。

(4) 欠食控除

欠食控除の適用は、夕食の場合は前日の18時まで、朝食の場合は前日の12時まで、に宿舎に申し出た場合に限る。ただし、夕食の場合、競技の進行状況により当該時刻までに申し出ることが困難な場合は、宿舎と協議して決定する。

ア 夕食を欠食した場合の宿泊料金

当該施設の宿泊料金から20%を控除した額とする。

イ 朝食を欠食した場合の宿泊料金

当該施設の宿泊料金から10%を控除した額とする。

区分	税率	夕食を欠食した場合	朝食を欠食した場合
宿泊	税抜	6,720円～14,400円	7,560円～16,200円
施設	10%	7,040円～15,840円	8,310円～17,820円

(5) 休憩料金

入宿日15時以前及び出発日の10時以降に客室を利用する場合の休憩料金は、各宿舎の規定に基づくものとする。

(6) 入浴料

宿泊者が宿舎からの要請により公衆浴場等を利用した時の入浴料は、当該宿舎が負担とする。

(7) 宿泊料金等の精算

宿泊料金等は、原則として各都道府県スポーツ協会が、配宿センターに対して大会実施前に振込することとする。なお、振込手数料については、振込者が負担するものとする。

(8) 宿泊取消料

ア 大会参加の取りやめ等、やむを得ない理由により宿泊を取り消した場合の宿泊取消料は次のとおりとする。なお、素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金(税抜)を宿泊料金とする。

宿泊取消しの申出区分	宿泊取消料	備考
宿泊予定日の8日前まで	不要	素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金(税抜)を宿泊料金とする。
宿泊予定日の7日前から宿泊予定日前々日まで	宿泊料金(税抜)の30%	
宿泊予定日前日	宿泊料金(税抜)の40%	
宿泊予定日当日	宿泊料金(税抜)の50%	
旅行開始後又は無連絡	宿泊料金(税抜)の全額	

イ 災害その他の事由（地震、風水害、感染症等）により、競技会（種目・種別）が中止となった場合は、入宿前後にかかわらず、上記アの例によるものとする。

ウ 宿泊申込み後、変更・取消しの申出がないまま宿泊をしなかった場合の取消料は、上記アの定めにかかわらず、宿泊料金（税抜）の全額とする。

エ アからウまでの宿泊取消料には、消費税に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を加算するものとする。

オ 宿泊取消料は、宿泊責任者又は本人が各宿舎の指定する方法により支払うものとする。また、宿泊責任者又は本人が宿泊料金を支払うことができない場合は、宿泊申込代表者が最終責任を負う。

#### (9) 宿泊料金等の適用期間

宿泊料金等の適用期間は、2027年1月22日（火）15時から2027年1月31日（日）10時までとする。

### 7 宿泊の申込み

(1) 大会参加者の宿泊の申込みは、別に定める宿泊等事務実施要領（以下「実施要領」という。）により、宿泊申込代表者がインターネットで配宿センターに行くものとする。なお、効力の発生は受信時とする。

(2) 選手・監督、都道府県選手団本部役員にあつては、第81回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会実施要項（以下「大会実施要項」という。）に定める人員を超える宿泊の申込みは認めない。

(3) インターネットによる宿泊申込みは、実施要領に定める申込締切日までにを行うものとする。

(4) 選手・監督及び都道府県選手団本部役員について、申込締切日までに宿泊申込みがなかった場合は、大会実施要項の定めにより、大会への参加を認めない。

### 8 宿泊の変更及び取消し

(1) 大会参加者の宿舎決定後の宿泊取消しについては、限られた宿泊施設を有効活用して配宿を行うことから、大会への参加取消し等の特別な事情のない限り認めない。なお、不適切な対応が発生した場合は、日本スポーツ協会国民スポーツ大会委員会において報告する。

(2) 入宿前の変更及び取消しについては、実施要領の様式により、宿泊申込代表者がインターネットで速やかに配宿センターに行くものとする。なお、効力の発生は受信時とする。

(3) 入宿後にあつては、宿泊責任者が直接当該宿舎へ速やかに申し出るものとし、その効力の発生は、当該申出のあった日時とする。

(4) 配宿センターが指定する宿舎の変更は、原則として認めない。任意に変更したことによって生じたすべての損失は、任意に変更した者がその責任を負う。

### 9 食事

(1) 大会参加者に提供する食事は、安全・安心で栄養バランスが良く、郷土色豊かな献立とし、関係者の協力を得て提供するものとする。

(2) 昼食については、原則として自由調達とするが、あっせんを希望する場合は、インターネットからの弁当申込により申込むものとする。

なお、昼食（弁当）料金は次のとおりとする。

区分	消費税	料金
昼食弁当（お茶を含む）	税抜	1,100 円以内
	8%	1,188 円以内

## 10 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、宿泊業務の実施に関して必要な事項は、実施要領に定める。
- (2) 宿泊料金、昼食弁当料金ともに、消費税及び地方消費税の税率に変更があった場合は、変更後の税率を適用する。

## 【スケート競技会（ショートトラック・フィギュア）】

### 1 趣旨

この要項は、第 81 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、都道府県選手団本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員、視察員及び報道員（以下「大会参加者」という。）の宿泊等に関して、必要な事項を定める。

### 2 方針

第 81 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（ショートトラック・フィギュア）山梨県実行委員会は、第 81 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（ショートトラック・フィギュア）配宿センター（以下「配宿センター」という。）を設置し、第 81 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（ショートトラック・フィギュア）の大会参加者がそれぞれの分野で十分な活躍ができるよう、宿泊及び食事を提供する。

### 3 業務の実施

配宿センターは、競技団体、旅館組合等の関係団体、宿泊施設等と連絡調整の上、大会参加者の宿舎の選定、確保、配宿等に関する業務にあたるとともに、これに関する紛議が生じた場合は、調停及びあっせんを行う。

### 4 宿舎の選定及び確保

配宿センターは、大会参加者の宿舎の選定及び確保について、次により行うものとする。

#### (1) 選手・監督、都道府県選手団本部役員、競技役員及び視察員（以下「配宿対象者」という。）

ア 配宿対象者の宿泊は、原則として会場地市内の宿泊施設（旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）の許可を受けて営業を行う旅館・ホテル及び簡易宿所をいう。以下同じ。）を利用する。

イ 会場地市内の宿泊施設で配宿対象者の収容が困難な場合は、近隣市町村の宿泊施設を利用する。

ウ 風紀上、衛生上、安全対策上等の理由により支障があると認められる宿泊施設は利用しない。

#### (2) 大会役員、競技会役員及び報道員

ア 大会役員、競技会役員及び報道員の宿泊は、各自で手配するものとし、配宿は行わない。

イ 大会役員、競技会役員及び報道員に対しては、宿泊施設の情報提供その他必要な配慮・支援を行うものとする。

### 5 配宿

配宿センターは、配宿対象者の配宿にあたって、次の事項に留意して行うものとする。

(1) 選手・監督の宿舎は、競技会場及び練習会場までの交通状況並びに都道府県別、種別及び男女別を可能な限り考慮して配宿する。

(2) 選手・監督の宿舎は、原則として都道府県選手団本部役員及び競技役員とは別にする。

(3) 競技役員については、できる限り同一、又は近隣の宿舎に配宿する。

(4) 1 人の宿泊に要する広さは、3.3 m<sup>2</sup>（2 畳）以上とする。

### 6 宿泊料金等

配宿対象者の宿泊料金等は次のとおりとする。

#### (1) 宿泊及び素泊まり

ア 宿泊とは、入宿日の 15 時から、出発日の 10 時までの客室の使用をいうものとし、原則として 1 泊 2 食とする。

イ 素泊まりとは、食事を伴わない宿泊をいうものとする。

(2) 宿泊料金

宿泊料金は次の料金範囲内とする。ただし、定員未満での利用などを希望する場合は、この料金範囲を超えることがある。

区分	税率	宿泊料金		備考
		1泊2食	素泊まり	
宿泊施設	税抜	10,000円～17,000円※1	7,700円～14,700円※2	通常のサービス・奉仕料及び冷暖房料を含む
	10%	11,000円～18,700円	8,470円～16,170円	

※1 「1泊2食」の宿泊料金は、500円刻みとする。

※2 「素泊まり」の宿泊料金は、「1泊2食」料金から一律2,300円を控除した料金とする。

(3) 入湯税

入湯税については外税とし、宿泊料金とは別に当日現地宿泊施設にて支払うものとする。

(4) 欠食控除

欠食控除の適用は、朝食、夕食ともに宿泊日3日前の12時までに申し出た場合に限る。ただし、夕食の場合、競技の進行状況により当該時刻までに申し出ることが困難な場合は、宿舎と協議して決定する。

ア 夕食を欠食した場合の宿泊料金

当該施設の宿泊料金から1,500円（税別）を控除した額とする。

イ 朝食を欠食した場合の宿泊料金

当該施設の宿泊料金から800円（税別）を控除した額とする。

区分	税率	夕食を欠食した場合	朝食を欠食した場合
宿泊施設	税抜	8,500円～15,500円	9,200円～16,200円
	10%	9,350円～17,050円	10,120円～17,820円

(5) 休憩料金

入宿日15時以前及び出発日の10時以降に客室を利用する場合の休憩料金は、各宿舎の規定に基づくものとする。

(6) 入浴料

宿泊者が宿舎からの要請により公衆浴場等を利用した時の入浴料は、当該宿舎の負担とする。

(7) 宿泊料金等の精算

宿泊料金等は、原則として宿泊責任者が、配宿センターに対して指定した期日までに振込することとし、各宿舎において宿泊者数の確認を行った上で、大会終了後必要に応じて、配宿センターから宿泊責任者に差額を精算するものとする。

なお、振込手数料については、振込者が負担するものとする。

(8) 宿泊取消料

ア 大会参加の取りやめ等、やむを得ない理由により宿泊を取り消した場合の宿泊取消料は次のとおりとする。

なお、素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金（税抜）を宿泊料金とする。

宿泊取消の時期	宿泊取消料 (1名当たり)	備考
宿泊日の11日前まで	不要	<連泊予約における「全部」取消規定> ○連泊予約において、全ての宿泊日を同時に取り消した場合、それぞれの宿泊日ごとに、左記に基づく取消料がかかります。  <連泊予約における「一部宿泊数」取消規定> ○連泊予約において、一部の宿泊を取り消した場合は、それぞれの取り消した宿泊日ごとに、左記に基づく取消料がかかります。
宿泊日の10日前～6日前まで	宿泊代金の20%	
宿泊日の5日前～前日まで	宿泊代金の30%	
宿泊日の当日	宿泊代金の100%	

(注) 荒天等による交通機関の不通で、宿舎への到着が困難な場合は、宿舎と協議して取消料を決定する。

※旅行開始後は、ホテル、旅館等に1泊目の宿泊を開始した後(チェックイン後)を指す。

イ 選手・監督が、荒天等による競技会会期の短縮決定又は競技敗退の理由により宿泊取消を申し出た場合の宿泊取消料は、前号の定めにかかわらず、特例として次のとおりとする。

申出区分	宿泊取消料	備考
敗退日当日又は競技会期短縮決定日 当日の宿泊取消し	宿泊料金(税抜)の100%	素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金(税抜)を宿泊料金とする。
敗退日翌日以降又は競技会期短縮決定日 の翌日以降の宿泊取消し	宿泊料金(税抜)の30%	

ウ 災害その他の事由(地震、風水害、感染症等)により、競技会(種目・種別)が中止となった場合は、入宿前後にかかわらず、上記アの例によるものとする。なお、この規定は、配宿対象者すべてに適用するものとする。

エ 宿泊申込み後、変更・取消しの申出がないまま宿泊をしなかった場合の取消料は、上記ア、イの定めにかかわらず、宿泊料金(税抜)の全額とする。

オ アからエまでの宿泊取消料には、消費税に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を加算するものとする。

カ 宿泊取消料は、宿泊責任者又は本人が配宿センターの指定する方法により支払うものとする。また、宿泊責任者又は本人が宿泊料金を支払うことができない場合は、宿泊申込代表者が最終責任を負う。

#### (9) 宿泊料金等の適用期間

宿泊料金等の適用期間は、2027年2月3日(水)15時から2027年2月11日(木)10時までとする。

### 7 宿泊の申込み

(1) 宿泊の申込みは、第81回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会(ショートトラック・フィギュア)宿泊・弁当申込案内(以下「申込案内」という。)により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して配宿センターに行くものとする。ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる申込みが困難な場合は、宿泊申込書に必要事項を記入のうえ、ファクシミリ又は郵便により行うことを認めるものとする。なお、効力の発生は、インターネット及びファクシミリについては受信時、郵便では到達した日時とする。

- (2) 選手・監督、都道府県選手団本部役員にあつては、第 81 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会実施要項（以下「大会実施要項」という。）に定める人員を超える宿泊の申込みは認めない。
- (3) インターネット等による宿泊の申込みは、申込案内に定める申込締切日までに行うものとする。
- (4) 選手・監督及び都道府県選手団本部役員については、申込締切日までには宿泊の申込みがなかった場合は、大会実施要項の定めにより、大会への参加を認めない。

## 8 宿泊の変更及び取消し

- (1) 配宿対象者の宿舎決定後の宿泊取消しについては、限られた宿泊施設を有効活用して配宿を行うことから、大会への参加取消し等の特別な事情のない限り認めない。なお、不適切な対応が発生した場合は、日本スポーツ協会国民スポーツ大会委員会において報告する。
- (2) 入宿前の変更及び取消しについては、申込案内の様式により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して速やかに配宿センターに行くものとする。ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる変更や取消しが困難な場合は、ファクシミリや郵便により行うものとし、この場合にあつても、速やかに配宿センターへ連絡するものとする。なお、効力の発生は、インターネット及びファクシミリについては受信時、郵便では到達した日時とする。
- (3) 入宿後にあつては、宿泊責任者が、直接当該宿舎へ速やかに申し出るものとし、その効力の発生は、当該申し出のあつた日時とする。
- (4) 配宿センターが指定する宿舎の変更は、原則として認めない。任意に変更したことによって生じたすべての損失は、任意に変更した者がその責任を負う。

## 9 食事

- (1) 大会参加者に提供する食事は、安全・安心で栄養バランスがとれ、できる限り山梨らしい郷土色豊かな食事及び弁当を提供するものとする。
- (2) 昼食については、原則として自由調達とするが、あつせんを希望する場合は、申込案内により申込むものとする。

なお、昼食（弁当）料金は次のとおりとする。

区分	消費税	料金
昼食弁当（お茶を含む）	税抜	1,100 円以内
	8%	1,188 円以内

## 10 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、宿泊業務の実施に関して必要な事項は、申込案内に定める。
- (2) 宿泊料金、昼食弁当料金ともに、消費税及び地方消費税の税率に変更があつた場合は、変更後の税率を適用する。

## 6 輸送交通要項

### 【スケート競技会（スピード）】

#### 1 趣旨

この要項は、第 81 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（スピード）（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、都道府県選手団本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員、視察員、報道員、その他関係者（以下「大会参加者」という。）及び一般観覧者の輸送・交通に関して必要な事項を定める。

#### 2 基本方針

第 81 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（スピード）岐阜県実行委員会（以下「岐阜県実行委員会」という。）及び第 81 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（スピード）恵那市実行委員会（以下「恵那市実行委員会」という。）は、関係機関及び関係団体等（以下「関係機関等」という。）の協力を得て、大会参加者及び一般観覧者の安全・確実かつ円滑な輸送を行う。

#### 3 輸送方法

##### (1) 大会参加者の輸送

###### ア 全国輸送

全国から来県する大会参加者の集合及び解散については、自由集合・自由解散とし、必要に応じて関係機関等の協力を得て、円滑な輸送の確保を図る。

###### イ 競技会場の輸送

大会における大会参加者の輸送については、原則として計画輸送とし、岐阜県実行委員会又は恵那市実行委員会が関係機関等の協力を得て実施する。

###### ウ 各種会議の輸送

各種会議における大会参加者の輸送については、原則として自由集合及び自由解散とする。

###### エ 指定集合地の設定

表彰式及び競技会場における大会参加者の輸送を円滑に行うため、宿舍の分布、参加人員及び道路交通事情等を考慮し、シャトルバスの乗降場として、必要に応じて指定集合地を設ける。

##### (2) 一般観覧者の輸送

原則として公共交通機関を利用する。ただし、会場周辺の公共交通機関の状況や最寄り駅から会場までの距離等を勘案し、必要に応じてシャトルバスの措置を講じる。

##### (3) 駐車場の確保等

大会における駐車場については、関係機関等の協力を得て、十分な確保に努め、効率的な利用を図ることとし、駐車場利用者は、岐阜県実行委員会及び恵那市実行委員会の指示に従い、指定された駐車場を利用する。

#### 4 交通安全対策

岐阜県実行委員会及び恵那市実行委員会は、大会期間中における交通安全の確保と交通混雑の緩和を図るため、関係機関等とはもとより、広く県民に協力を求め、実情に応じて適切な対策を講じる。

#### 5 その他

この要項に定めるもののほか、輸送・交通に関して必要な事項は、岐阜県実行委員会及び恵那市実行委員会が別に定める。

## 【スケート競技会（ショートトラック・フィギュア）】

### 1 趣旨

この要項は、第81回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（ショートトラック・フィギュア）（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、都道府県選手団本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員、視察員、報道員、その他関係者（以下「大会参加者」という。）及び一般観覧者の輸送・交通に関して必要な事項を定める。

### 2 基本方針

第81回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（ショートトラック・フィギュア）山梨県実行委員会（以下「山梨県実行委員会」という。）及び第81回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（ショートトラック・フィギュア）甲府市実行委員会（以下「甲府市実行委員会」という。）は、関係機関及び関係団体等（以下「関係機関等」という。）の協力を得て、大会参加者及び一般観覧者の安全・確実かつ円滑な輸送を行う。

### 3 輸送方法

#### (1) 大会参加者の輸送

##### ア 全国輸送

全国から来県する大会参加者の集合及び解散については、自由集合・自由解散とし、必要に応じて関係機関等の協力を得て、円滑な輸送の確保を図る。

##### イ 表彰式会場の輸送

表彰式における大会参加者の輸送については、原則として自由集合・自由解散とする。ただし、必要に応じて、シャトルバスの措置を講じる。

##### ウ 競技会場の輸送

競技会における大会参加者の輸送については、原則として自由集合・自由解散とする。ただし、必要に応じて、シャトルバスの措置を講じる。

##### エ 各種会議の輸送

各種会議における大会参加者の輸送については、原則として自由集合及び自由解散とする。ただし、必要に応じて、シャトルバスの措置を講じる。

##### オ 指定集合地の設定

シャトルバスの措置を講じる場合、大会参加者の輸送を円滑に行うため、宿舍の分布、参加人員及び道路交通事情等を考慮し、シャトルバスの乗降場として指定集合地を設ける。

#### (2) 一般観覧者の輸送

大会における一般観覧者の輸送については、シャトルバスの措置は講じない。ただし、甲府市実行委員会が関係機関等の協力を得て、公共交通機関等の利用による安全・確実かつ円滑な移動ができる措置を講じる。

#### (3) 駐車場の指定等

大会における駐車場については、山梨県小瀬スポーツ公園の駐車場（駐車料金不要）とする。山梨県実行委員会及び甲府市実行委員会は関係機関等の協力を得て、安全で効率的な利用を図ることとする。駐車場利用者は、山梨県実行委員会、甲府市実行委員会、関係機関等の指示に従い駐車場を利用する。

#### 4 交通安全対策

山梨県実行委員会及び甲府市実行委員会は、大会期間中における交通安全の確保と交通混雑の緩和を図るため、関係機関等のもとより、広く県民に協力を求め、実情に応じて適切な対策を講じる。

#### 5 その他

この要項に定めるもののほか、輸送・交通に関して必要な事項は、山梨県実行委員会及び甲府市実行委員会が別に定める。

## 7 医療救護要項

### 【スケート競技会（スピード）】

#### 1 趣旨

この要項は、日本スポーツ協会が定める「国民スポーツ大会における医療・救護ガイドライン」及び「第81回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（スピード） 医事・衛生基本方針」に基づき、第81回国民スポーツ大会冬季大会（スピード）（以下「大会」という。）における医療・救護に関し必要な事項を定めるものとする。

#### 2 実施方法

第81回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（スピード）岐阜県実行委員会（以下「県実行委員会」という。）及び第81回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（スピード）恵那市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、相互に連絡調整を図りつつ、医療機関、日本スケート連盟及び岐阜県スケート連盟（以下「当該競技団体」という。）などの関係団体と連携・協力し、医療・救護の体制を整え、適切にその活動を実施する。

#### 3 実施区分

県実行委員会及び市実行委員会は、相互に連絡調整を図りつつ、医療機関、当該競技団体をはじめとする関係団体等と連携・協力し、次のとおり医療・救護活動を実施する。

- (1) 県実行委員会：医療・救護の統括
- (2) 市実行委員会：競技会の会場及びその周辺並びに宿舎における医療・救護

#### 4 実施業務

医療・救護活動の業務として次の事項を実施する。

##### (1) 大会開催前

##### ア 人員及び体制の確保

- ・市実行委員会は、地域の医師会や医療機関、当該競技団体等と連携して適切な医療救護体制を確保するとともに、必要な医療・救護スタッフの調整を行う。
- ・市実行委員会は、医療機関その他関係機関の確保や緊急時の連絡体制を調整する。

##### イ 物品等の配備

- ・市実行委員会は、救急対応に必要な医薬品、資器材、自動体外式除細動器（AED）、その他円滑な医療・救護活動に資する必要物品等を配備する。なお、ドーピング禁止物質を含有する医薬品は配備しない。
- ・救急自動車の配備については、関係機関と協議して定める。

##### ウ 会場設計

- ・県実行委員会及び市実行委員会は、当該競技団体をはじめとする関係団体と連携・調整のうえ、外傷・障害の予防や傷病者の搬送なども考慮した最大限の会場設計を行う。

##### エ 緊急時対応計画（EAP）の作成

- ・県実行委員会及び市実行委員会は、関係機関や団体との連絡体制を踏まえたEAPを立案する。

##### オ 医療・救護体制の周知

- ・県実行委員会及び市実行委員会は、傷病者への対応が適切に行われるよう、大会に参加する選手・監督、都道府県選手団本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員、大会関係者、視察員及び報道員（以下「大会参加者」という。）や宿舎事業者に対して、傷病者が発生した際の手続きや受診可能な医療機関

の連絡先、宿舎における傷病発生時の取扱いなどの必要な情報について周知を行う。

カ 医療・救護に関わる者への教育と補償

- ・市実行委員会は、医療・救護スタッフの活動に必要なマニュアル、契約書や保険等の補償体制を整備する。

(2) 大会期間中

ア 医療・救護統括本部の設置

- ・市実行委員会は、大会における医療・救護業務の総括、関係各所との連絡調整、情報の収集等を担うため、医療・救護統括本部を第81回国民スポーツ大会冬季大会（スピード）恵那市実施本部に設置する。

イ 救護所の設置

- ・市実行委員会は、競技会場における傷病者の救急対応及び関係医療機関との連絡調整等を担うため、救護所を設置する。
- ・救護所には救護班を配置する。なお、必要に応じて移動救護班を設置する。
- ・救護班は、スポーツドクター（医師）、スポーツデンティスト（歯科医師）、看護師、保健師、日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー及び事務職員等、必要に応じて編成する。

ウ 救急対応の実施

(ア) 外傷・障害が発生する前

- ・県実行委員会及び市実行委員会は、外傷・障害発生時の対応が適正に図られるよう、大会参加者や宿舎、医療・消防機関に対して、パンフレットや各種通知、会議時のアナウンス等により、医療・救護体制やEAPについて周知を図る。

(イ) 外傷・障害が発生したとき

- ・救護班及び移動救護班は、傷病者の応急処置等必要な救急対応を行う。
- ・宿舎においては、必要に応じて傷病者を医療機関に搬送する。

(ウ) 外傷・障害が発生した後

- ・市実行委員会は、あらかじめ定められた様式を活用し、措置を行った外傷・障害の記録を作成し、県実行委員会と共有するほか、必要に応じて関係機関等とも共有する。

(3) 大会終了後

- ア 県実行委員会及び市実行委員会は、大会終了後、医療・救護に関する実績報告を取りまとめ、日本スポーツ協会、文部科学省、当該中央競技団体へ報告する。

## 5 その他

- (1) 県実行委員会及び市実行委員会は、それぞれの区分における医療・救護体制の業務に要する費用を負担する。
- (2) 救護所での応急処置及び救急自動車等の手配に要した費用を除き、医療費及び搬送に要した費用は全て傷病者が負担する。
- (3) 医療・救護活動で知り得た傷病者のプライバシー及び個人情報の保護に努める。
- (4) この要項に定めるもののほか、医療・救護の実施に関して必要な事項は、県実行委員会及び市実行委員会が協議のうえ別に定める。

## 【スケート競技会（ショートトラック・フィギュア）】

### 1 趣旨

この要項は、日本スポーツ協会が定める「国民スポーツ大会における医療・救護ガイドライン」及び第81回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（ショートトラック・フィギュア）医事・衛生基本方針に基づき、第81回国民スポーツ大会冬季大会（ショートトラック・フィギュア）（以下「大会」という。）における医療・救護に関し必要な事項を定めるものとする。

### 2 実施方法

第81回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（ショートトラック・フィギュア）山梨県実行委員会（以下「県実行委員会」という。）及び甲府市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、相互に連絡調整を図りつつ、医療機関、当該中央競技団体・当該開催地競技団体（以下、当該競技団体）をはじめとする関係団体等と連携・協力し、医療・救護体制を整えるとともに活動を実施する。

### 3 実施区分

県実行委員会及び市実行委員会は、相互に連絡調整を図りつつ、次の区分により場面に応じた医療・救護活動を医療機関、当該競技団体をはじめとする関係団体等と連携・協力し、実施する。

#### (1) 県実行委員会

ア 表彰式の会場及びその周辺

#### (2) 市実行委員会

ア 競技会の会場及びその周辺

イ 宿舎

### 4 実施業務

医療・救護活動の業務は、次の事項を実施する。

#### (1) 大会開催前

ア 人員及び体制の確保

(ア) 県実行委員会及び市実行委員会は、開催地医師会や当該競技団体、大学機関等と連携、協力のうえ必要な医療・救護スタッフの調整を行う。

(イ) 県実行委員会及び市実行委員会は、医療機関その他関係機関の確保や緊急時の連絡体制を調整する。

イ 物品等の配備

(ア) 県実行委員会及び市実行委員会は、救急対応に必要な医薬品、資器材、自動体外式除細動器（AED）、競技特性に応じた救急資器材、その他医療・救護活動が円滑に行われるよう、必要物品等を配備する。なお、ドーピング禁止物質を含有する医薬品は配備しない。

(イ) 県実行委員会及び市実行委員会は、救急自動車等の配備について、必要に応じて別途関係機関と調整する。

ウ 会場設計

(ア) 県実行委員会及び市実行委員会は、当該競技団体をはじめとする関係団体と連携、協力のうえ、外傷・障害の予防や傷病者の搬送なども考慮した最大限の設計を調整する。

エ 緊急時対応計画（EAP）の作成

(ア) 県実行委員会及び市実行委員会は、甲府市及び関係団体との連絡体制を踏まえたEAPを立案する。

オ 医療・救護体制の周知

(ア) 傷病者への対応が適切に行われるよう、大会に参加する選手・監督、都道府県選手団本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員、大会関係者、視察員及び報道員（以下「大会参加者」という。）や宿舎

に対して、傷病者が発生した際の手続きや受診可能な医療機関の連絡先、宿舎向けの傷病発生時の取扱いなどの必要な情報について周知を行う。

カ 医療・救護に関わる者への教育と補償

(ア) 県実行委員会及び市実行委員会は、医療・救護スタッフの活動に必要なマニュアル、契約書や保険等の補償体制を整備する。

(2) 大会期間中

ア 医療・救護統括本部の設置

(ア) 県実行委員会及び市実行委員会は、大会における医療・救護業務の総括、関係各所との連絡調整、情報の収集等を担うため、医療・救護統括本部を第 81 回国民スポーツ大会冬季大会（ショートトラック・フィギュア）山梨県実施本部に設置する。

イ 救護所の設置

(ア) 県実行委員会及び市実行委員会は、会場等における傷病者の救急対応及び関係医療機関との連絡調整等を担うため、救護所を設置する。

(イ) 救護所には、救護班を配置するものとし、必要に応じて移動救護班を配置する。

(ウ) 救護班は、スポーツドクター（医師）、スポーツデンティスト（歯科医師）、看護師、保健師、日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー、事務職員等により必要に応じた編成とする。

ウ 救急対応の実施

(ア) 外傷・障害が発生する前

・ 県実行委員会及び市実行委員会は、外傷・障害発生時の対応が適正に図られるよう、大会参加者や宿舎、医療・消防機関に対して、パンフレットや各種通知、会議時のアナウンス等により、医療救護体制やEAPについて周知を図る。

(イ) 外傷・障害が発生したとき

・ 救護班及び移動救護班は、傷病者の応急処置等必要な救急対応を行う。  
・ 宿舎においては、必要に応じて傷病者を医療機関に搬送する。

(ウ) 外傷・障害が発生した後

・ 県実行委員会及び市実行委員会は、あらかじめ定められた様式を活用し、措置を行った外傷・障害の記録を作成し、共有する。  
・ 甲府市及び関係団体が作成した記録は、必要に応じて関係機関等で共有する。

(3) 大会終了後

ア 県実行委員会及び市実行委員会は、大会終了後、医療・救護に関する実績報告を取りまとめ、日本スポーツ協会、文部科学省、当該中央競技団体へ報告する。

## 5 その他

(1) 県実行委員会と市実行委員会は、医療・救護体制を整えるため、次のとおり費用を負担する。

ア 県実行委員会は、物品等の配備に要する経費を負担する。

イ 市実行委員会は、医療・救護スタッフの人員体制を整えるために要する経費を負担する。

(2) 救護所での応急処置及び救急自動車等の手配に要した経費を除き、医療費及び搬送に要した費用は全て傷病者が負担する。

(3) 医療・救護活動で知り得た傷病者のプライバシー及び個人情報の保護に努める。

(4) この要項に定めるもののほか、医療・救護の実施に関して必要な事項は、別に定める。

## 8 国民スポーツ大会天皇杯・皇后杯授与規程

第1条 国民スポーツ大会開催基準要項第11項に基づき、天皇杯は、男女総合成績第1位の都道府県、皇后杯は、女子総合成績第1位の都道府県に授与する。

2 第1位が2都道府県以上の場合は、当該都道府県で共有する。

第2条 天皇杯及び皇后杯は、総合閉会式に授与し、次回の総合開会式において返還する。

第3条 天皇杯又は皇后杯を授与された都道府県は、次の各項の義務を有する。

(1) 信託会社又は確実な金庫に保管する。

(2) 破損、紛失等の場合は、当該都道府県の責任とする。

(3) 公益財団法人日本スポーツ協会が優勝都道府県名刻印のため又はその他の必要により一時返還を求めた場合は、これに応じなければならない。

第4条 本規程の改廃は、国民スポーツ大会委員会の決議を経て行う。

附 則 本規程は、昭和41年4月1日制定

昭和45年1月22日一部改定

昭和48年7月10日一部改定

昭和54年5月9日一部改定

平成17年6月16日一部改定

平成22年3月17日一部改定

本規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。

平成30年4月1日一部改定

令和6年1月1日一部改定

## 9 国民スポーツ大会会長トロフィー授与規程

第1条 国民スポーツ大会開催基準要項第11項に基づき、国民スポーツ大会会長トロフィー（以下「大会会長トロフィー」という。）は、正式競技別男女総合成績第1位の都道府県に授与する。

2 第1位が2都道府県以上の場合は、当該都道府県で共有する。

第2条 大会会長トロフィーは、競技会表彰式に授与し、次回競技会において返還する。

第3条 大会会長トロフィーを授与された都道府県は、次の各項の義務を有する。

(1) 責任をもって保管する。

(2) 破損、紛失等の場合は当該都道府県の責任とする。

(3) 優勝の刻印を次回大会までに行うものとする。ただし、第1条第2項の場合は、当該都道府県で協議して決めるものとする。

(4) 公益財団法人日本スポーツ協会が必要により一時返還を求めた場合は、これに応じなければならない。

第4条 本規程の改廃は、国民スポーツ大会委員会の決議を経て行う。

附 則 本規程は、昭和41年4月1日制定

昭和45年1月22日一部改定

昭和48年7月10日一部改定

昭和54年5月9日一部改定

平成17年6月16日一部改定

本規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。

平成30年4月1日一部改定

令和6年1月1日一部改定

## 10 関係団体事務局一覧表

団 体 名	所 在 地	TEL
		FAX
公益財団法人日本スポーツ協会 国スポ推進部 国スポ課	〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 内	03-6910-5808
		03-6910-5820
スポーツ庁競技スポーツ課	〒100-8959 東京都千代田区霞が関3丁目2番2号	03-6734-2999
		03-6734-3793
公益財団法人日本スケート連盟	〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 内	03-5843-0415
		03-5843-0416
公益財団法人岐阜県スポーツ協会	〒502-0817 岐阜県岐阜市長良福光大野 2675-28 岐阜メモリアルセンター内	058-297-2567
		058-297-2568
岐阜県スケート連盟	〒508-0011 岐阜県中津川市駒場 1667-731 曾我健二方	090-2778-1005
		0573-66-6090
第81回国民スポーツ大会冬季大会 スケート競技会（スピード） 岐阜県実行委員会事務局	〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号 岐阜県庁観光文化スポーツ部地域スポーツ課内	058-272-8258
		058-278-2604
第81回国民スポーツ大会冬季大会 スケート競技会（スピード） 恵那市実行委員会事務局	〒509-7292 岐阜県恵那市長島町正家1丁目1番地1 恵那市教育委員会スポーツ課スケート振興室内	0573-28-3390
		0573-28-3369
公益財団法人山梨県スポーツ協会	〒400-0836 山梨県甲府市小瀬町840番地	055-243-8588
		055-243-8599
山梨県スケート連盟	〒401-0310 山梨県南都留郡富士河口湖町勝山623番地 堀内進方	090-8805-9958
		0555-83-2304
第81回国民スポーツ大会冬季大会 スケート競技会（ショートトラック・ フィギュア） 山梨県実行委員会事務局	〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号 山梨県庁観光文化・スポーツ部スポーツ振興課国民 スポーツ大会・全国パラスポーツ大会準備室内	055-225-3959
		055-223-1786
第81回国民スポーツ大会冬季大会 スケート競技会（ショートトラック・ フィギュア） 甲府市実行委員会事務局	〒400-0034 山梨県甲府市宝2丁目8番19号 甲府市教育委員会 教育部 生涯学習室 国スポ総体課内	055-267-7076
		055-231-5188

**第81回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会  
中央競技役員数及び所要経費基準（案）**

**1 中央競技役員数**

競技会名	実施競技	人数
スケート競技会	スピード	2名
	ショートトラック	12名
	フィギュア	28名
計		42名

**2 中央競技役員所要経費基準**

(1) 交通費

ア 交通費は、各競技役員の居住地最寄り駅から競技会場地最寄り駅間の往復を原則とし、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により算定する。

イ スケート競技会（スピード）の急行料金、特別急行料金及び航空賃は、「恵那市職員等の旅費に関する条例」の例による。

ウ スケート競技会（ショートトラック・フィギュア）の急行料金、特別急行料金及び航空賃は、「山梨県職員旅費条例」の例による。

(2) 宿泊費

ア 宿泊費は、宿泊料金<sup>※1</sup>×宿泊日数<sup>※2</sup>により算定する。

イ スケート競技会（スピード）の宿泊料金は、第81回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（スピード）宿泊要項で定める額とする。

ウ スケート競技会（ショートトラック・フィギュア）の宿泊料金は、第81回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（ショートトラック・フィギュア）宿泊要項で定める額とする。

※1 入湯税対象施設に宿泊した場合には、別途入湯税を加算する。

※2 競技日数に1日加算した日数を上限とする。ただし競技開始日の前々日以前に中央競技役員としての業務がある場合は、業務日数に応じた宿泊日数とする。

(3) 諸費

諸費は、2,200円／日×（宿泊日数＋1日）により算定する。